第1次 御前崎市総合計画

後期基本計画



海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎

平成23年度~平成27年度御前崎市

「海と緑が きらり輝く 御前崎」をめざして



このたび、御前崎市の平成23年度から5年間のまちづくりの展開に向けて、「第一次御前崎市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

本市は、平成27年を目標年次に、「自立と市民協働」の 基本理念を掲げる「第一次御前崎市総合計画」を平成18

年3月に策定し、各種施策を展開してきましたが、この間に、少子高齢化の進展による問題は複雑多様化し、高度情報化社会やグローバル化への対応、地球環境保全への取り組み強化等、社会情勢や価値観の変化に即した課題の解決が求められています。

また、世界的な不況や円高リスクの影響により厳しい経済・雇用情勢が続く中、本市の財政面では、税収の減少や浜岡原子力発電所のリプレース計画等により、当初予想しなかった大きな変化が起こっています。

さらに、本計画策定の最終段階で発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な被害 や原子力災害の発生により、防災、安全・安心に対する市民の意識が急速に高まりま した。

このため、本計画は、前期5年間の様々な変化や検証結果を踏まえ、財政計画と整合性のとれた計画として、平成22年度中に策定を予定しておりましたが、猶予をいただき前述の東日本大震災や原子力災害の影響も踏まえて策定したものであります。

国の原子力政策は不透明であり、財政面ではかつてない厳しい状況が予想されますが、本計画に基づき、市民と行政が一丸となり、しあわせを実感できる御前崎市の実現を目指して行政運営に取り組んでまいりますので、市民の皆様からもご助言、ご協力等いただけますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご審議いただきました「御前崎市総合計画審議会」の委員をはじめ、貴重なご意見や熱心なご協議をいただきました市民の皆様に心より 感謝申し上げます。

平成 23 年 11 月 御前崎市長 石原 茂雄

● 市民憲章 ●

- 1. わたくしたちは、きまりを守り、心ふれあうまちをつくります
- 1. わたくしたちは、自然を愛し、安らぎのあるまちをつくります
- 1. わたくしたちは、働くことに喜びをもち、健康な心と体をつくります
- 1. わたくしたちは、学ぶ心を大切にし、薫り高い文化をつくります
- 1. わたくしたちは、未来をみつめ、世界にひらかれたまちをつくります

●市 章●



御前崎の「0」と「オ」をモチーフに、オレンジは 太陽を、ブルーは太平洋を、太陽に向かう白地の形は 波・風、先進性を表し、市民の和をもって世界にはば たく先端のまち「御前崎市」を意味します。

●市の花「ハマヒルガオ」●



市内の海岸砂地に自生し、5~6月に薄桃色の花を 咲かせる蔓性の海浜植物。厳しい環境の中で、大地に しっかりと根を下ろし、可憐な花を咲かせるハマヒル ガオのように3万6千の市民が太い絆で結ばれ、賢く やさしい情愛あふれる市民になることを願うもので す。

●市の木「ヤマモモ」●



市内に自生し、6月頃、甘酸っぱい実をつける常緑の高木。

痩せ地にも耐え、周囲を自然災害から守る潜在能力をもち、雄株と雌株が協力し合って実を結ぶヤマモモのように男女共同参画のもとに自立できる都市づくりを願うものです。

多

序章	1
1. 総合計画策定の目的	2
2. 総合計画の構成と期間	3
第1編 基本構想	4
第1章 まちづくりの基本理念	5
■ 基本理念 「自立と市民協働」	5
第2章 将来都市像	5
■ 将来都市像 「海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎」	5
■ キーワード 「きらり輝く 御前崎」	5
第3章 まちづくりの目標	6
■「海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎」	6
1 市民の笑顔が きらり輝く地域づくり	7
2 生活、産業、まちが きらり輝く都市づくり	7
3 海と緑の自然が きらり輝く環境づくり	8
4 自立して きらり輝く御前崎市	8
第4章 将来人口	9
1. 将来人口推計	9
第5章 土地利用構想	10
1. 土地利用の基本方針	10
(1)土地利用方針	
(2)土地利用ゾーニング	11
2.利用区分別の土地利用の基本方向	
(1)農用地	
(2)森林	14
(3)原野	
(4)水面・河川・水路	
(5)道路	
(6)宅地	
(7) その他	
第6章 将来都市像を実現するための部門別の基本目標	
1 一人ひとりの元気なあいさつと笑顔が輝くまち(人づくり)	
2 年齢を超えて心が通いあう やさしさにつつまれたまち(健康福祉)	
3 地域と人のコミュニティで守る安全・安心なまち(市民生活)	
4 自然環境と共生する産業豊かなまち (産業)	
5 人が集い定住する ゆとりとにぎわいの拠点となるまち(都市整備)	
6 緑豊かな自然を守り、 健やか な暮らしを育むまち(環境)	
7 市民協働と自立したまち(行財政)	18

第2編	後期基本計画	19
第1部	後期基本計画の概要	19
第1章	き 後期基本計画の概要	20
1.	計画の目的	20
2.	計画の期間	20
3.	計画の特徴	20
第2章	き 後期基本計画の背景	22
1.	前期基本計画の取り組み状況	22
2.	本市の概要	25
((1) 御前崎市の位置	25
((2)本市のプロフィール	26
3.	基礎調査の概要	27
((1) 市民意識調査の結果	27
((2)社会指標分析の結果	29
((3)財政状況の分析	31
4.	本市を取り巻く環境と課題	35
5.	計画の推進に向けて ~市民協働	38
6.	計画の実現に向けて ~計画の進行管理	39
第3章	重点的な取り組み	40
1.	「御前崎港を活用した産業の振興を推進します」	
2.	「環境に配慮したクリーンエネルギーの活用を推進します」	40
3.	「新たな観光資源を発掘し地域振興を推進します」	41
4.	「御前崎の魅力あふれる農業・水産業の振興を推進します」	41
5.	「安心を実感できる防災力の強化を推進します」	42
6.	「家庭・学校・地域が連携し生きる力を育てる教育を充実します」	42
7.	「子どもの笑顔があふれる子育て支援を充実します」	43
8.	「だれもが健やかで生きがいを持てる暮らしを応援します」	43
第4章		
1.	体系の見方	44
	体系図	
3.	各施策と重点的な取り組みとの関係	
第5章		
	基本目標別の計画内容	
はじめ		
第1章		
- /	○ 特色を活かした園の運営 (1-1-1)	
	「ての喜びを実感できる家庭教育支援の充実 (1-1-2)	
	`もの成長が実感できる学校教育の充実 (1-2-1)	
	:の変化に対応できる教育支援機能の充実 (1-2-2)	
家庭	:・地域による青少年健全育成の支援の充実(1-3-1)	61

生涯学習活動の支援の充実 (1-4-1)	63
利用者が満足する図書館サービスの充実 (1-4-2)	65
地域固有の文化財の保護と継承 (1-5-1)	67
文化・芸術活動の支援の充実 (1-5-2)	69
スポーツ活動の支援の充実 (1-6-1)	71
第2章 年齢を超えて心が通いあう やさしさにつつまれたまち(健康福祉)	73
要援護者への支援の充実 (2-1-1)	75
保護世帯の自立の推進 (2-1-2)	77
子どもの早期療育事業や支援体制の整備 (2-2-1)	79
子どもの相談体制の整備 (2-2-2)	81
母子保健の支援体制の充実 (2-2-3)	83
障がい者への支援の充実 (2-3-1)	85
高齢者の総合的支援の充実 (2-4-1)	87
生涯を通じた健康づくりの推進 (2-5-1)	89
信頼される地域医療の確保(2-6-1)	91
第3章 地域と人のコミュニティで守る安全・安心なまち(市民生活)	93
あらゆる場面での女性参画の推進 (3-1-1)	95
地域での在住外国人との相互理解の推進 (3-2-1)	97
国際的な視野を持った人材の育成 (3-2-2)	99
地域でのコミュニティ活動の活性化(3-3-1)	101
地域と連携した防犯体制の整備 (3-4-1)	103
災害に強い防災体制の整備 (3-5-1)	105
消防体制の強化 (3-6-1)	107
地域と連携した交通安全対策の推進 (3-7-1)	109
第4章 自然環境と共生する産業豊かなまち(産業)	111
観光施設の整備 (4-1-1)	113
ニーズに応えた観光メニューの強化 (4-1-2)	115
農畜産業の経営の安定 (4-2-1)	117
水産業の機能保全と経営の安定 (4-2-2)	119
農業の生産基盤強化 (4-2-3)	121
企業の支援体制の強化(4-3-1)	123
御前崎港の機能強化・活性化 (4-4-1)	125
市内商店の支援体制の強化 (4-5-1)	127
賢い消費者の育成(4-5-2)	129
第5章 人が集い定住する ゆとりとにぎわいの拠点となるまち(都市整備)	131
安心して居住できる市営住宅の維持 (5-1-1)	133
市街地の整備と土地の有効活用 (5-1-2)	135
住宅の耐震化の推進 (5-1-3)	137
定住促進と交通ネットワークの整備 (5-1-4)	139
道路網の整備 (5-2-1)	141

道路の適切な維持管理の推進 (5-2-2)	143
土砂災害対策の推進 (5-3-1)	145
河川の適切な改修と維持管理の推進 (5-3-2)	147
市民の憩いの場となる公園の維持管理 (5-4-1)	149
第6章 緑豊かな自然を守り、健やかな暮らしを育むまち(環境)	151
市内の豊かな自然の将来への承継 (6-1-1)	153
公害防止対策の推進 (6-1-2)	155
温暖化対策の推進 (6-2-1)	157
ゴミ適正処理の推進 (6-3-1)	159
安全でおいしい水の確保 (6-4-1)	161
長期的な経営計画を踏まえた汚水処理整備の推進 (6-5-1)	163
第7章 市民協働と自立したまち(行財政)	165
原子力発電に関する理解促進 (7-1-1)	167
市民とのコミュニケーションの推進 (7-1-2)	169
市民との協働による市民サービスの充実(7-1-3)	171
窓口サービス事務の効率化の推進 (7-2-1)	173
市民の利便性を高める情報化の推進 (7-3-1)	175
行政事務の透明化の推進 (7-4-1)	177
安定的・効果的な財政運営の推進 (7-4-2)	179
機能的で活力のある組織づくり (7-4-3)	181
市民の期待に応える人材の育成 (7-4-4)	183
近隣自治体との広域的な連携の推進 (7-5-1)	185
資料編	187

序章 ~計画策定にあたって~

1. 総合計画策定の目的

本市は、榛原郡御前崎町と小笠郡浜岡町が、平成16年4月1日に合併して誕生した人口約37,000 人、面積65.78k ㎡の新しい市です。(合併時)

この御前崎市総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定するものですが、長期的な展望のもとに今後の10年間に進めるべき方向性を確立し、新市の行政運営及びまちづくりについて総合的な指針となるものです。

現在、わが国の政治、経済などの社会情勢は大きく変化しています。バブル経済崩壊後の長引く 不況により、産業経済は大きな打撃を受け、国や地方の財政赤字は増加し、抜本的な構造改革が求められるようになりました。

新市にあっては、少子高齢社会がより現実的なものとなり、三位一体改革による市の財政負担の増加や、義務的経費の増加などの背景を踏まえ、合併後の新市としては、限られた財源の中での行財政の効率化や自立した地域づくりを推し進める政策が、これまでにも増して求められるようになっております。

また、原子力発電所が立地することに伴う交付金や固定資産税などの財源による、電源立地市としての優位性を維持しながらも、長期に渡って新市が安定して発展していくためには、将来的な財政見通しの中で計画的な行政運営を行っていかなければなりません。

このため今後は、少子高齢社会における健康・福祉・教育の充実をはじめ、地震・台風等の自然 災害に強い安全・安心なまちづくり、地域コミュニティの強化、御前崎港や豊かな農水産物等を活 かした観光・産業振興、住みやすく快適にすごせる都市基盤の整備、都市機能を相互に活用しあう、 近隣との新たな広域連携など多様な課題に対応した施策を展開する必要があります。

このような問題に柔軟に対応し、望ましい将来像を掲げ、活力があり、安全・安心に生活でき、 住むことに誇りのもてる個性あるまちを創造するための指針として「御前崎市総合計画」を策定す るものです。



2. 総合計画の構成と期間

この総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、まちづくりに取り組むための基本的な考え方や御前崎市が目指す将来都市像、 基本目標、施策の基本方針などを示すものです。

目標年次:平成27年度(2015年)

(2) 基本計画

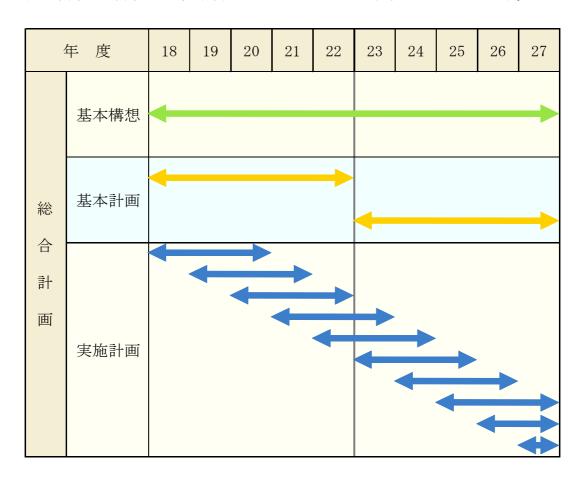
基本計画は、基本構想に掲げた施策の基本方針に沿って、今後、5年間に取り組むべき施 策を総合的に示すものです。

前期基本計画期間:平成18年度~平成22年度

後期基本計画期間:平成23年度~平成27年度

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に沿って具体的な事業を定めるものです。この計画は、別に策定し、 計画期間を3年間として、毎年度ローリング方式により見直しをしていきます。



第1編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

第2章 将来都市像

第3章 まちづくりの目標

第4章 将来人口

第5章 土地利用構想

第6章 将来都市像を実現するための部門別の基本目標

第1章 まちづくりの基本理念

■ 基本理念 「自立と市民協働」

自治体を取り巻く環境が厳しい中で、少子高齢化の進行と人口減少時代に対応するため、財 政基盤の強化と効率的な行政運営を図る必要があります。

また、地方分権の時代の中で、国からの財政支援に頼らず、自己決定・自己責任による行政が展開できる、自立したまちづくりを行う必要があります。

これからの御前崎市は、御前崎港や浜岡原子力発電所などが立地する、物流・エネルギー基地としての優位性や、静岡空港とそれをつなぐアクセス道路などの交通インフラを最大限に活かした企業誘致と産業振興により、財政基盤を強化するとともに、市民と行政が協働して知恵を出し合い、自分たちのまちは自分たちでつくるという共通認識を持つことで、効率的な行政運営を図ります。

そして、豊かな海と砂丘と緑の台地などの恵まれた自然環境を守りながら、市民みんなが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

御前崎市は、「自立と市民協働」を基本理念として、さまざまな施策に反映させていきます。

第2章 将来都市像

前章で述べたまちづくりの基本理念を踏まえ、市の将来都市像を次のように定めます。

■ 将来都市像 「海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎」

静岡県の最南端に位置する御前崎市は、豊かな海と砂浜、牧之原の緑の丘陵に育まれ、温かい心をもって笑顔で暮らす市民が主役となり、行政、地域、企業などみんなが、きらりと輝く魅力を持った活力ある最先端のまちづくりを進めます。

■ キーワード 「きらり輝く 御前崎」

自然、人、地域、まち、産業、それぞれが、何かひとつ「きらり輝く」ものを持ったまちづくりを目指すこと、それを御前崎市のキーワードとします。

第3章 まちづくりの目標

将来都市像で定める「海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎」を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり定め、その実現に向けて重点的に施策を進めます。

また、推進にあたっては、御前崎市の市民、企業、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実 現に向けて協働していきます。

■「海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎」

(人と地域の目標)

市民の笑顔が きらり輝く地域づくり

- (1)地域連携で きらり輝くコミュニティのある地域
- (2) 生涯を通じた学習で きらり輝く賢い人づくり
- (3)人にやさしい きらり輝く健康と福祉のまち

(都市の目標)

(環境の目標)

生活、産業、まちが きらり輝く都市づくり

- (1)みんなで守る きらり輝く安全・安心都市
- (2) 多様な地域特性を活かし きらり輝く産業都市
- (3) 基盤整備を進め きらり輝く緑の快適都市

海と緑の自然が きらり輝く環境づくり

- (1)海、山を保全し きらり輝く自然環境
- (2) 資源を大切にし きらり輝く快適な生活環境

◆ (行財政の目標)

自立して きらり輝く御前崎市

- (1) 市民、企業、行政の協働で きらり輝く元気な都市
- (2) 安定した財政で きらり輝く自立都市

■「海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎」

1 市民の笑顔が きらり輝く地域づくり

(1) 地域連携で きらり輝くコミュニティのある地域

本市は、旧浜岡町と旧御前崎町が合併して新市として生まれ変わりました。それぞれの町には、これまで長い歴史があり、文化、産業、体制の違いをもっていることから、 今後は融和を図るため、市民の意見を踏まえた相互交流や新たな仕組みづくりを行い、 同じ市民として一体化するコミュニティのあるまちづくりを進めます。

(2) 生涯を通じた学習で きらり輝く賢い人づくり

子どもから高齢者まで生涯を通じていつでもどこでも学習できる環境づくりを推進するとともに、学校、地域、家庭が一体となり、少子化社会における子育て環境を充実・支援し、次世代を担う賢い人づくりを進めます。

(3) 人にやさしい きらり輝く健康と福祉のまち

少子高齢化社会の進展に対し、地域と行政が協働して、子どもから高齢者まで健康な 人づくりと誰にもやさしい福祉のまちづくりを進めます

2 生活、産業、まちが きらり輝く都市づくり

(1) みんなで守る きらり輝く安全・安心都市

近年、世界や日本の各地で地震や台風、異常気象による風水害の発生が見られますが、 東海地震が予測される中、平成16年12月に発生したスマトラ沖地震によるインド洋の大 津波は、海に面する最南端の都市として大きな衝撃を受けました。このような大地震や 津波は自然現象として抑えることはできないため、その発生に備え可能な限り被害を少 なくするための事前準備や対策を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。

(2) 多様な地域特性を活かし きらり輝く産業都市

御前崎港と静岡空港を高規格道路で接続し、陸海空の交通利便性を活かし、日本及び 世界と繋がり、物流とともに人が交流する拠点都市づくりを進めます。

新たな産業を誘致し、活力ある産業を育成することにより、雇用の創出と市の安定した財政基盤を確立し、御前崎港や静岡空港を活かした交通及び産業で先行くまちづくりを進めます。

また、本市の特色である海・漁業や牧之原の茶園、特色ある農産物などを活かし地域 ブランドを形成するとともに、ウィンドサーフィンや農業・漁業体験など、日本全国あ るいは世界各地から人が集まり交流するまちづくりを進めます。

(3) 基盤整備を進め きらり輝く緑の快適都市

本市の特徴である、豊かな海洋・海浜、緑の丘陵や農地などの自然環境を保全し、都市と緑が調和した快適な都市環境の形成を進めます。

また、浜岡地域と御前崎地域を接続する利便性の高い道路整備により市民が相互に容易に行き交うことができるまちとするとともに、市の祭りや行事、あるいは観光客誘致、交流など、一体性と多様性のある魅力的な都市づくりを進めます。

3 海と緑の自然が きらり輝く環境づくり

(1) 海、山を保全し きらり輝く自然環境

本市をとりかこむ海洋・海浜、緑の丘陵や農地及び歴史のある神社仏閣など貴重な資源と、緑豊かな環境の保全を進めます。また、アカウミガメの産卵地の保全や育成など環境に優しいまちづくりを進めます。

浜岡原子力発電所の安全性を維持しつつ、本市の特徴である風力や太陽光を利用した 自然エネルギーの活用で二酸化炭素などの排出の少ない地球環境に配慮したまちづく りを進めます。

(2) 資源を大切にし きらり輝く快適な生活環境

産業活動や市民生活における排出物を少なくするとともに、有用資源のリサイクル、 リユースなどを推進し、循環型社会の形成に努めるとともに、下水道整備による河川、 海洋の水質を保全し、快適な生活環境の形成を進めます。

4 自立して きらり輝く御前崎市

(1) 市民、企業、行政の協働で きらり輝く元気な都市

これまでのまちづくりは、施設づくりを主とした施策が多く進められてきました。今後は、それらの施設の適正な維持管理と有効利用を進めるとともに、市民と行政の協働により、市民が元気で心豊かに生活できるまちづくりを進めます。

(2) 安定した財政で きらり輝く自立都市

これからは、国からの財政支援などに頼ることはできなくなるため、不必要な支出をなくし、必要なところに投資する財政支出の適正化を進めるとともに、企業誘致など財政収入を増加するための施策を進め、安定した財政基盤を形成し、自立した御前崎市を目指します。

第4章 将来人口

1. 将来人口推計

本市の人口の推移を国勢調査結果からみると、これまでは人口が増加を続け、平成 2 年から平成 12 年までの 10 年間では、34,237 人から 36,059 人へと 1,822 人増加しています。しかし、平成 2 年~7 年が 1,079 人増加しているのに対して、平成 7 年~12 年は 743 人の増加にとどまり、増加率 が鈍化しております。

本市の将来人口は、住民基本台帳人口を基礎として、転入・転出による人口増減、死亡による減少、出産による人口増等の変化を勘案して1歳階級別の1年度ごとの推移を推計するコーホート要因法¹により予測し、国勢調査人口に当てはめると今後人口は増加から減少に転ずると推計されます。

平成 18 年(2006 年) は 36,250 人となり、平成 12 年と比較し約 200 人の増加となりますが、その後は増加から徐々に減少に転じ、平成 22 年(2010 年) には 36,200 人となります。その後出生数の低下などにより平成 27 年(2015 年) は 35,900 人となります。

また、世帯数は、平成 18 年は 11,150 世帯ですが、核家族化や高齢単身世帯の進行が予測され、 平成 22 年は 11,350 世帯、平成 27 年は 11,530 世帯となります。

将来の年齢別人口、就業別人口構成は次に示すとおり推計されますが、少子高齢化が進み、高齢化率は、平成17年現在19.29%であるのに対し平成27年は22.65%に達し、およそ4.5人に1人が高齢者であるという超高齢社会になると予測されます。

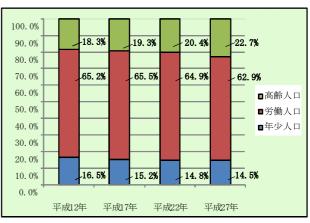
この結果より、今後の将来人口設定に当たって、18 年度人口の維持あるいは増加を目指すためには、子育て支援による出生率を高めることや新たな住宅地の整備による人口定住策等を講ずることが必要となります。

後期基本計画の策定にあたり将来人口の推計を実施しましたが、その結果、基本構想策定時の将来人口の推計結果とほぼ同様の結果となりましたので、将来人口の見直しは行いません。

■将来人口推計



■人口構成推計



¹ コーホート要因法とは0歳の人が1年後に1歳になるという計算と過去の人口の移動率を元に算出する方法です。

第5章 土地利用構想

1. 土地利用の基本方針

土地は市民のための限られた資源であり、生活や生産の諸活動の重要かつ共通基盤です。このため、公共の福祉を優先させ、地域固有の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を考慮し、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的な土地利用を進めて行きます。

本市の土地利用は、「海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎」を基本理念として、都市的土地利用と、農業・工業・商業の調和のとれた産業振興、また、自然環境の保全、災害に強いまち等を十分考慮し、地域の特性を踏まえて進めます。

(1) 十地利用方針

① 広域的・総合的視点に立った土地利用形成

新東名高速道路、富士山静岡空港と御前崎港を接続する金谷御前崎連絡道路の整備をはじめとする市域を取り巻く諸計画との調整を図り、広域交通網の発達、生活行動圏の拡大及び他地域との交流を視野に入れ、総合的に配慮した土地利用を図ります。

② 自然と融和する土地利用形成

牧之原台地から続く丘陵、浜岡砂丘、御前崎海岸等の優れた自然環境や茶園、水田、畑等の優良農地及び市民に潤いを与える水面・河川等の保全に努め、環境との共生を目指した土地利用の形成を図ります。

③ 未来を拓く産業を育成する土地利用の形成

地域特性を活かした農業の振興、新たな企業誘致による市内での雇用の場の確保、活気ある 商業振興、良好な自然景観や歴史文化を活用した観光振興など多様な産業構造を育成するバラ ンスのとれた土地利用の形成を図ります。

年々増加する耕作放棄地は、国土の荒廃を進めるとともに、地域の景観や市民の健康にも悪影響を及ぼします。これら耕作放棄地の適正な土地利用への誘導と新たな土地活用策による国 土保全を推進します。

④ 誰もが安心して暮らせる土地利用形成

予想される東海地震をはじめとする自然災害などに備え、生活基盤の整備や適切な土地利用 の誘導を図り、災害に強く、安心して暮らせる土地利用の形成を図ります。

⑤ 景観に配慮し、周囲の自然と調和したまちづくりの推進

本市を取り巻く緑の山々、白砂青松の海岸部、御前崎半島の先端部の岬地区(上岬・下岬区を以後岬地区と言う)にある白い御前埼灯台など、景観の美しい御前崎市の環境を今後とも維持し、その中で暮らす人々や企業も自然と調和した景観形成に配慮し、美しいまちづくりを進めていきます。

⑥ 地球環境にやさしいまちづくり

県内で唯一原子力発電所のある御前崎市ですが、風が安定して吹く地域であることから、クリーンエネルギーとして期待されている風力発電施設などが設置されています。また、日照時間が長い特性なども考慮し、太陽光発電の導入などを推奨するとともに、森林の適正な維持・管理を行い二酸化炭素排出量の増加を防止し、地球温暖化防止に向けて地球環境にやさしいエネルギーのまちづくりを展開していきます。

⑦ 地域特性に応じた土地利用形成と地域の主体性のあるまちづくりの推進

本市の地域区分は都市的要素の強い南部地域(池新田、高松、佐倉)、農村的要素の強い北部地域(新野、朝比奈、比木)、港と海洋に囲まれた港湾・農水産業と観光の南東部地域(御前崎、白羽地区)に分けられ、それぞれの地域特性を有しています。

これらの特性を活かした土地利用の形成とそれぞれの連携強化、また地域の自主性あるまちづくりを推進します。

土地利用の転換等に際しては、上記の基本方針を踏まえ、各種の法体系に沿って、市域の将来構想に対応した土地利用を推進していきます。

(2) 土地利用ゾーニング

① 拠点都市ゾーン

池新田地区の市街地を中心として道路等の都市基盤の整備を推進するとともに、市の中心市街地としてふさわしい住宅、商業、業務、文化、行政機能等をコンパクトに集積した拠点都市ゾーンを形成します。

② 都市近郊ゾーン

市街地周辺の地区は、優良な農地の保全を進め、農村地区としての環境を保全するとともに、快適な住宅地が適正に共生する都市近郊ゾーンとします。

③ 沿道土地利用促進ゾーン

国道150号沿線については、4車線化も進んでおり、沿道サービス型産業等の用地として、 商工業など高度な土地利用を積極的に図り、計画的に誘導するゾーンとします。

④ 自然共生ゾーン

北部地域の農業と牧之原台地の南端部の斜面樹林地に囲まれた緑豊かな地域を保全し、その中に集落地が存在する自然と共存するゾーンとします。

⑤ 先端技術ゾーン

空港及び港湾を生かした流通産業や原子力発電所が立地する優位性を生かした産業を誘致 するなどにより先端的工場等が集積する先端技術ゾーンとします。

⑥ 交流都市ゾーン

御前崎半島の先端ゾーンは、海洋と丘陵地の農業や自然を活用して多くの人が訪れ、農業・漁業体験や環境学習及び観光客が買い物、宿泊などにより交流する交流都市ゾーンとします。

⑦ 国際交流ゾーン

御前崎港を国際貿易港として活用し、経済の活性化に生かすとともに、静岡空港と連携した 外国からも人の集まる国際交流ゾーンとします。

⑧ 海洋レクリエーションゾーン

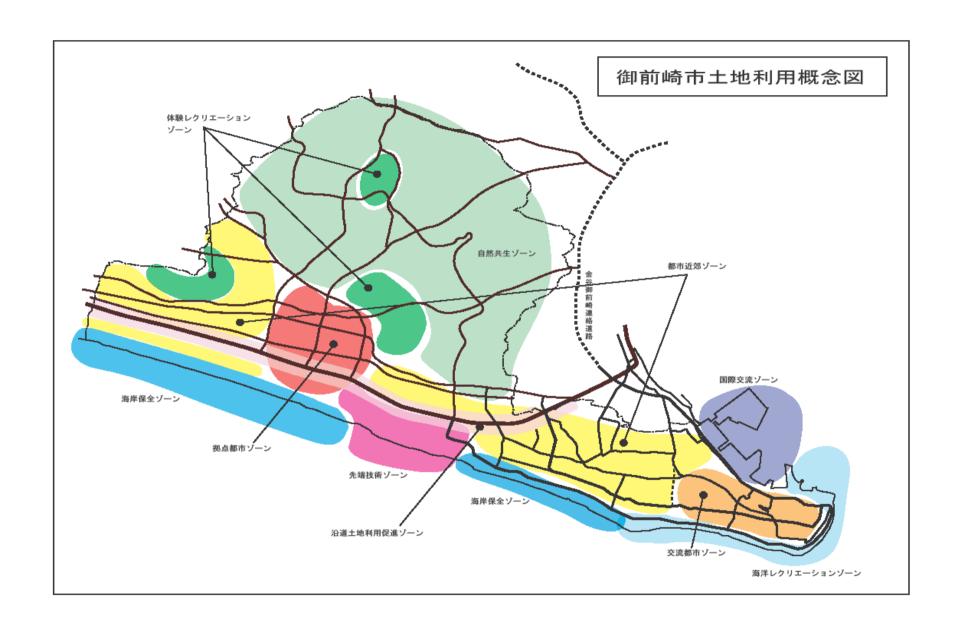
静岡県の最南端の岬という立地特性を生かし、海洋スポーツのメッカとするなど、特色ある 海洋レクリエーションゾーンとします。

⑨ 海岸保全ゾーン

浜岡砂丘を含む砂浜と松林が続く遠州灘の海岸は、散策や自転車のツーリングなどを楽しむ ことのできる景観の美しい海岸保全ゾーンとします。

⑩ 体験レクリエーションゾーン

既存の公園、緑地及びレクリエーション施設を生かすとともに農業体験などができる体験レクリエーションゾーンとします。



2. 利用区分別の土地利用の基本方向

土地の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他とし、その 区分別の土地利用の基本方向を次のとおり定めます。

(1)農用地

農用地は、農業経営や食料供給の安定を図るうえで重要な資源であり、加えて広大な農地を有する本市の農業地帯は、緑地空間としての景観、生活環境、自然環境の保全、防災機能に重要な役割を果たすものです。

しかし、近年の農業従事者の高齢化と後継者不足、農産物自由化による価格競争の激化など から、急激に耕作放棄地が拡大しています。

そのため、都市的土地利用との計画的な調整を図りながら、農地の無秩序な転用を防止し保全に努めることが重要です。

対策として、構造政策による農業経営の規模拡大、農用地の集団化や先進的経営体の育成、 若者や定年退職者の農業への新規参入などを進め、農業振興地域整備計画等に基づいて、優良 農地を今後とも農業の場として活用・再生していきます。

また、集落地や山間地に分散した利用率の低い農用地については、市民農園、体験農園等、自然とのふれあいの場の提供や遊休農地の有効活用を図り、農地の多面的な利用を促進していきます。

(2) 森林

森林は、木材生産の場としての経済的機能を持つのみでなく、国土の保全、水源かん養、飛砂防備、山地災害防止、地下水保全、生活環境保全、保健文化等の公益的機能を持った重要な資源です。

あわせて森林は、近年深刻化する地球温暖化防止にとって重要な二酸化炭素排出量の削減に 重要な役割を担っています。

それらの機能を維持増進するために、市民・企業・行政が一体となって適正な維持・管理に よる保全に努めていきます。

(3) 原野

浜岡砂丘付近に散在する原野については、ハマヒルガオやハマボウフウなど固有の生態系を 持った地域であることから、自然の状態を保全し荒廃を防止します。山間地に存在する原野に ついては、森林等に用途転換を図るなど、その発生・拡大を防止します。

(4) 水面・河川・水路

ため池等の水面は、農業の用に供するのみではなく洪水調節の面からも重要な役割を有しています。これらため池等を適切な管理のもとに保全に努めるとともに、市民の憩いの場やレクリエーションの場としての活用を図ります。

河川は、治水機能の向上、良好な水環境の回復を図るため、必要な整備と適切な管理を推進します。改修にあたっては、自然景観や生態系の保全に配慮し、憩いとやすらぎの場として市民に愛され親しまれる水辺環境づくりを推進します。

水路は、農用地の生産性の向上、水資源の有効利用を図るため、既設の水路の維持管理に努めるほか、農業農村整備事業において必要な水路の整備、改修を行います。

(5) 道路

道路は市民生活の利便性向上、産業の発展、安全なまちづくりのために欠くことのできない ものであるため、必要な用地を確保し整備を推進します。

地域高規格道路として、御前崎港と富士山静岡空港を接続する金谷御前崎連絡道路の整備が進められており、将来的に交通量の増加が予測されることから、国道150号の4車線化、主要地方道掛川浜岡線の整備を図ります。

市内を結ぶ幹線道路は浜岡地域と御前崎地域の結びつきを強めるため、安全性、景観を考慮して交通ネットワークの整備を進めます。また、都市化の進展、交通量の増加に伴う中心市街地(池新田地区の商業、業務、住宅の集積している場所を言う。以後同様)の都市計画道路等新たな道路の整備に努めます。

農道は、農業の生産性向上及び農用地の適正な管理を図るため、必要な用地を確保し、その整備を推進するとともに、既存農道の適正な維持管理に努めます。

林道は本市に存在しないことから、市道等により森林を管理します。

なお、これらの道路の整備に当たっては、環境の保全に十分配慮して進めます。

(6) 宅地

① 住宅地

これまでは人口が増加してきた本市にあっても、今後は人口の減少が想定されています。人口の維持、増加のため、定住を促進するとともに、工場誘致に伴い必要となる住宅地など、地域特性に応じた整備を進めます。

都市計画道路整備などを契機に中心市街地内の未利用地を活用し、良好で適正な住環境の確保に努めます。中心市街地周辺部については無秩序な開発を押えます。

また、北部地域において、近隣都市への企業進出に伴う住宅地確保と若者の定住を図るため、小規模な住宅用地を周辺の自然環境に配慮して確保します。

② 工業用地

安全を最優先とした原子力発電所の適正な維持管理を進めるとともに、電源地域の優位性を 活かし、新時代にふさわしい企業を誘致し、就業機会を増やしていくための工業用地の確保に 努めます。

用途地域内の用途不適格工場や都市計画道路整備に伴い、移転が必要な事業所の工業再配置 用地の確保を図ります。 御前崎港は国際貿易港として交通利便性を活かした運輸関連企業や電源地域の優位性を活かした工場に加え、情報産業などの新時代にふさわしい企業を誘致し、活力ある港湾地区として整備に努めます。

③ その他の宅地

事務所及び店舗等は、土地需要の増大に対応し中心市街地の計画的な面的整備を推進し、必要な用地の確保及び適正な誘導を図ります。

岬地区付近の観光商業地は、三方を海に囲まれた岬を有するまちとしての特色を活かした体験交流型観光地を目指して、修景や美化に配慮し、海の青と山の緑の美しいリゾート地にふさわしい地区の形成に努めます。

国道150号沿線は、交通量の増加に対応するため4車線化が進められており、沿道サービス型産業等の用地として需要増加が見込まれます。当該道路沿線は重要な地域資源であることから、周辺農用地や自然環境の保全に配慮しながら、商工業など秩序ある土地利用を計画的に誘導していきます。

(7) その他

前各号に掲げるもののほか、その他に該当するものについては以下のように推進していきます。

公園・緑地、文教施設、福祉施設等の公共施設については、行政需要の多様化に対応し、必要な施設を計画的に整備ならびに維持管理を行います。

また、文化財・埋蔵文化財等の遺産については、かけがえのない歴史の財産として、その保全・活用に努めます。

海岸保全区域は、漁業の振興のため磯焼け対策を継続実施するとともに自然環境の保全に配慮しながら、観光や地域振興のための海浜・海洋レクリエーションへの利用を図ります。

海浜部の海岸線浸食を防止するため、国や県等と協力しながら国土保全に努めます。

第6章 将来都市像を実現するための部門別の基本目標

1 一人ひとりの元気なあいさつと笑顔が輝くまち(人づくり)

本市は、豊かな海と砂丘と緑の台地等の自然に恵まれ、さんさんと輝く太陽の光を受けています。この恵まれた自然を誇りと感じ、人々が互いに助け合い、太陽のように心豊かに笑顔で暮らすことのできるまちづくりを目指していきます。

優しいまなざしの笑顔やきらりと輝く笑顔、活力のある笑顔であふれるまちは、次代を担う子どもたちや青少年の健やかな育成だけではなく、今まさに働き盛りの大人や第一線を退いたお年 寄りの豊かな人生の一助につながります。

「まちづくりは、人づくりから」「人づくりは、まちづくりから」の視点で、人々のかかわり を通して、地域ぐるみで豊かな人間性を育んでいくことを推進します。

2 年齢を超えて心が通いあう やさしさにつつまれたまち (健康福祉)

「日本一の福祉のまち」を目指して、乳幼児から高齢者まで誰もが安心して暮らせる、やさし い心をもった福祉体制の充実したまちづくりを進めていきます。

また、市民の健康維持、増進を図るとともに、医療体制の充実にも努めます。

3 地域と人のコミュニティで守る安全・安心なまち(市民生活)

予想される東海地震などの災害や事故から生命・財産を守るため、地域防災計画に基づき日常の安全対策や災害発生時の迅速な情報提供ができるよう防災活動に取り組みます。

また、増加する高齢者の交通事故や盗難・詐欺などに対して、交通マナーや住民の防犯意識の 向上を図るとともに、地域におけるコミュニティ活動を強化し、安全で安心なまちづくりを進め ます。

4 自然環境と共生する産業豊かなまち(産業)

農業は、特産のお茶・イチゴ・花きをはじめとした農産物の生産性・収益性の向上を目指し、 近代化・システム化を図るとともに、地産地消による地場産品の販売促進と情報発信による地域 ブランド化を推進します。

水産業は、観光漁業を視野に入れながら、つくり育てる漁業への転換を図っていきます。

工業は、御前崎港や安価な電力を活用した産業の振興を図るとともに、新たな企業の誘致を進め、多様な就業構造を有する産業のまちづくりを推進します。

商業は、中心市街地へ集積する商業施設と既存の小売店舗の連携を強め、回遊性のある商店街を形成することで、活気ある商業のまちづくりに努めます。

観光面では、マリンレジャーをはじめ、本市の豊かな自然・歴史・文化資源を活かしながら、 農業、漁業、工業などの産業と結びつけて、交流人口の拡大を図ります。

5 人が集い定住する ゆとりとにぎわいの拠点となるまち(都市整備)

海浜、農地、樹林地などの美しい自然と都市との調和がとれた、適正な土地利用を進めます。 また、道路、公園、下水道、河川などの生活基盤の整備とその維持管理に努め、快適な生活環境 の創造に努めます。

さらに、本市が持つすばらしい景観や自然環境を保全するとともに、中心市街地の都市機能の 充実を図り、周辺地域との連携を進め、ゆとりとにぎわいのあるまちづくりを推進します。

6 緑豊かな自然を守り、健やかな暮らしを育むまち(環境)

本市の海、砂浜、丘陵、茶園をはじめ、アカウミガメ、ホタルなどの希少な生物が生息する豊かな自然環境を守り、次世代に受け継ぎます。

地球環境を地域から守る行動として、資源の有効活用を行うとともに、ゴミの排出量をおさえ、 リサイクルを進めるなど資源循環型社会形成に取り組みます。また、二酸化炭素の発生を減少さ せるため、浜岡原子力発電所の安全運転管理を徹底させると同時に、御前崎市の特徴を活かした 風力、太陽光発電などの多様な新エネルギーを活用した健やかな暮らしを育むまちづくりに取り 組みます。

7 市民協働と自立したまち(行財政)

さまざまな分野において市民と行政が連携して協働のまちづくりに取り組みます。

行財政改革を進め、無駄を省いた効率のよい行政サービスを構築し、安定した行政運営により バランスの取れた健全なまちづくりを進めます。

また、住民への情報サービスの充実を図るため、市の広報紙やホームページ、CATVなどの活用により行政運営、まちづくりなどに関する情報公開を推進します。

第2編 後期基本計画

第1部 後期基本計画の概要

第1章 後期基本計画の概要

第2章 後期基本計画の背景

第3章 重点的な取り組み

第4章 後期基本計画の体系

第5章 後期基本計画と個別計画

第1章 後期基本計画の概要

1. 計画の目的

本市は、これまで、第1次御前崎市総合計画(計画期間:平成18年度から平成27年度までの10年間)の基本構想に示されている都市像「海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎」を実現するため、各施策を推進してきました。

中間年度にあたる平成22年度に、社会経済情勢の変化を把握するため、本市の状況に関する基礎調査を実施しました。基礎調査の結果を踏まえ、いま本市がおかれている社会環境に対応した後期基本計画を策定し、基本構想の実現を図ります。

2. 計画の期間

計画期間は、平成23年度から平成27年度とします。

3. 計画の特徴

(1) 市民が主役のまちづくりと市民協働

社会の成熟に伴い、市民一人ひとりの価値観が多様化しています。多様な価値観を実現するためには、市民はもちろんのこと、コミュニティやNPO²、民間企業、行政といったあらゆる主体が、それぞれの能力に応じた役割を果たしながら、まちづくりを進めることが重要です。市民一人ひとりが主役となって、まちづくりを推進することが、いま本市では求められています。

(2) 指標や目標の設定によるマネジメントサイクルを意識した計画

今回の後期基本計画では、すべての施策について、施策目的を明確にしたうえで、施策指標を新たに設定しました。また、マネジメントサイクル3の考え方を取り入れ、施策指標の達成状況を検証することで、後期基本計画の着実な実行を図っていきます。

² NPO とは特定非営利活動促進法に基づいて設立された非営利の活動を行う法人です。

³ マネジメントサイクルとは業務を Plan-Do-Check-Action のサイクルで捉えることによって、計画の着実な実行を果たしていこうとする考え方です。

(3) 8つの重点的な取り組みを明示した戦略的な計画

社会環境の大きな変化に伴い、行政が果たすべき役割は、ますます大きくなっています。 また、一方で、財政状況が厳しさを増すなか、すべての行政ニーズに対応することが困難に なっています。そこで、後期基本計画の計画期間である平成23年度から平成27年度にかけ、 特に重点的に取り組むべき施策を8つの重点的な取り組みとして設定しました。

(4) 綿密な現状分析に裏付けられた計画

少子化や高齢化といった社会環境が大きく変化をするなかで、住民ニーズも多様化しています。また、本市を取り巻く財政状況についても、ますます厳しさを増しています。そこで、 後期基本計画の策定にあっては、市民意識調査、社会指標分析および財政分析といった綿密 な現状分析を行い、現状を踏まえた具体性のある基本計画を策定しました。

第2章 後期基本計画の背景

1. 前期基本計画の取り組み状況

第1次御前崎市総合計画の基本構想を実現するため、平成18年度から平成22年度までの5年間基本計画に基づき、各種施策や事業に取り組みました。この間、まちづくりの目標の実現に向けた事業展開を図りましたが、計画策定時に掲げた課題が解決されないまま継続しているものも多く残っています。

また、少子高齢化は一向に歯止めがかからず、高度情報化社会やグローバル化は急速に進展しています。さらに、地球環境保全の取り組みの強化の必要性など、経済面にとどまらず、計画策定後の社会情勢は大きく変化をし、新たな課題も生じています。

今後、平成23年度から平成27年度までの5年間では、これら未解決の課題あるいは、新たに発生した課題の解決に向けて実効性のある計画を策定し、取り組む必要があります。

なお、前期基本計画期間における主な取り組み内容は、次のとおりです。

(1) 一人ひとりの元気なあいさつと笑顔が輝くまち(人づくり)

年度	主な取り組み
平成 18 年度	比木地区体育館建築工事
平成 19 年度	軽度発達障害トータルコーディネーター設置
平成 20 年度	北こども園改築、朝比奈公民館耐震化工事
平成 21 年度	韓国ウルチン郡友好都市提携、灯台村塾
平成 22 年度	中高校生海外研修事業、市民会館リニューアル工事

(2) 年齢を超えて心が通いあう やさしさにつつまれたまち (健康福祉)

年度	主な取り組み
平成 18 年度	地域包括支援センター設置
平成 19 年度	災害時要援護者支援計画策定
平成 20 年度	つばきの家改築
平成 21 年度	こども医療費助成事業、要介護者支援システム導入
平成 22 年度	小規模特別養護老人ホーム建設費補助事業

(3) 地域と人のコミュニティで守る安全・安心なまち(市民生活)

年度	主な取り組み
平成 18 年度	消防団第8分団詰所建築
平成 19 年度	女岩区コミュニティ防災センター建築
平成 20 年度	防災行政無線 J アラート設置、消防待機所設置(市役所内)
平成 21 年度	各地区公民館AED設置
平成 22 年度	消防団第9分団詰所建築

(4) 自然環境と共生する産業豊かなまち (産業)

年度	主な取り組み
平成 18 年度	牧之原畑地帯総合整備事業浜岡・御前崎地区完成(S48~H18)
平成 19 年度	御前崎産芋焼酎「海と風」完成
平成 20 年度	篠ヶ谷自然公園整備
平成 21 年度	食文化サミット開催、農業振興ビジョン策定
平成 22 年度	農業振興拠点施設整備基本計画策定

(5) 人が集い定住する ゆとりとにぎわいの拠点となるまち(都市整備)

年度	主な取り組み
平成 18 年度	公営住宅ストック総合活用計画策定
平成 19 年度	都市計画マスタープラン策定、国土利用計画策定
平成 20 年度	自主運行バス開始、池新田ガーデンシティ事業
平成 21 年度	地域活力基盤創造交付金事業採択(道路5路線)
平成 22 年度	すかの橋耐震補強工事

(6) 緑豊かな自然を守り、健やかな暮らしを育むまち(環境)

年度	主な取り組み
平成 18 年度	不法投棄防止パトロール開始
平成 19 年度	環境基本条例施行
平成 20 年度	レジ袋有料化
平成 21 年度	環境基本計画策定
平成 22 年度	環境報告書作成

(7) 市民協働と自立したまち(行財政)

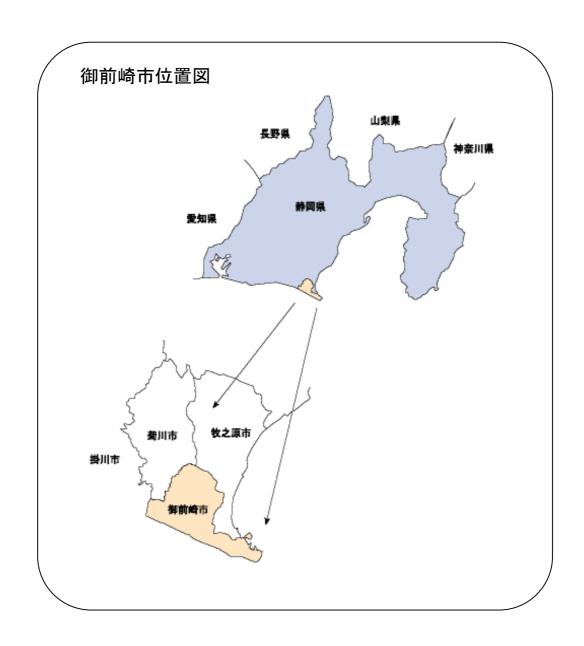
年度	主な取り組み
平成 18 年度	市の歌創作(わがまち御前崎)、滞納システム導入
平成 19 年度	多文化共生イベント"フェスタ・アミーゴ"
平成 20 年度	合併5周年記念事業
平成 21 年度	業務作戦書作成、CATVデジタル化
平成 22 年度	目的指向型組織編制

2. 本市の概要

(1) 御前崎市の位置

本市は、静岡県の中西部の南端に位置し、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前埼灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など豊かな自然環境に恵まれた市です。

一方、重点港湾である御前崎港は5万トン級の大型コンテナ船が接岸できる多目的国際ターミナルをもち、東南アジア航路が就航しています。また、遠州灘沿いには最先端技術を結集した浜岡原子力発電所が立地し、物流・エネルギー施策の拠点としての基盤が整っています。



(2) 本市のプロフィール

人口 : 35,913 人 (平成 22 年 11 月末現在)

面積 : 65.86 k ㎡

名称の由来:御前崎の台地は、奈良時代から近世まで三崎の先端に厩舎が置かれていたため、御厩崎(うまやざき)と呼ばれ、これが転じた説

と駒形神社の御前に位置する崎(岬)の意とする説があります。

特徴: 平成16年4月、御前崎町と浜岡町が合併して誕生しました。「御

前崎」は県中西部の最南端です。重点港湾御前崎港や浜岡原子力発電所が立地しています。ウィンドサーフィンやボディーボード

など、マリンスポーツのメッカとしても知られます。

主要事業所:中部電力株式会社 浜岡原子力発電所

株式会社木村鋳造所浜岡工場、エイケン工業株式会社、

株式会社杉山製作所静岡工場、株式会社トープラ東海工場、

浜岡東芝エレクトロニクス株式会社、日本特殊塗料株式会社

御前崎プラスチック株式会社、株式会社勝栄

特産品:茶、いちご、メロン、メキャベツ、かすみ草、かつお、伊勢エビ、

いも切干し、クエ料理、海と風(焼酎)、夢咲牛

観光 : 御前埼灯台、清川泰次芸術館、観光物産会館なぶら館、海鮮なぶ

ら市場、浜岡砂丘、浜岡原子力館、あらさわふる里公園、桜ヶ池

イベント : 御前崎みなとかつお祭り (5月)、だっくら祭・御前崎の花火 (8

月)、桜ヶ池のお櫃納め(9月)、屋台の曳きまわし、高松神社奉

納相撲 (10 月)、大産業祭 (11 月) ウィンドサーフィンツアー大

会 (1・3・11・12月)

出身者 :【名誉市民】 水野成夫(フジテレビジョン初代社長)

丸尾謙二 (県立池新田高校創立者)

川口栄 (画家)

【著名人】 加藤剛(俳優)、長嶋清幸(野球)

朝比奈豊(毎日新聞社社長)

3. 基礎調査の概要

後期基本計画の策定にあたって、本市を取り巻く具体的な状況を把握するため、基礎調査として市民意識調査、社会指標分析および財政状況の分析を行いました。それぞれの分析結果は、次のとおりです。

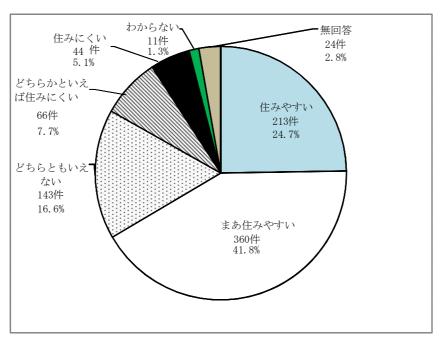
(1) 市民意識調査の結果

● 市民意識調査について

後期基本計画の策定にあたり、市民意識調査を実施し、市民による施策の評価をいただきました。調査期間は、平成22年6月4日から14日までの期間です。調査の対象は無作為に抽出した本市在住の満20歳以上の男女2,000人で、調査票の有効回収数は861人(回収率43.0%)でした。

● 御前崎市の住みやすさについて

本市の住みやすさについては、「住みやすい」が 213 件 (24.7%)、「まあ住みやすい」 が 360 件 (41.8%) あり、両者を合わせると 66.6 パーセントを占めるという結果になりました。



● 御前崎市の施策の重要度・満足度について

本市が実施している施策の中で、市民は相対的に重要度が高いと判断したにもかかわらず、満足度が低い施策は、「医療体制が充実したまち」、「災害に強いまち」、「観光事業がさかんなまち」、「産業に活気があるまち」、「公共交通機関が充実したまち」などという結果になりました。これらの施策については、より一層のサービス水準の向上が必要と考えられます。

一方、市民は相対的に重要度が低いと判断したにもかかわらず、満足度が高いという結果になった施策は、「さまざまな学習機会があるまち」、「芸術文化をはぐくむまち」、「スポーツに親しめるまち」、「道路整備がすすんだまち」、「歩道整備がすすんだまち」などという結果になりました。これらの施策については、事業内容の見直しが必要と考えられます。

御前崎市における施策の重要度と満足度の分析結果

高

<第1領域>

子育て支援が充実したまち 教育環境が充実したまち 高齢者が安心して暮らせるまち

さまざまな学習機会があるまち 芸術文化をはぐくむまち スポーツに親しめるまち 地域の福祉活動が活発なまち 健康づくりの支援が充実したまち 消防救急体制が充実したまち 浩のにぎわいがあるまち 道路整備がすすんだまち 自然が保全されたまち 下水道が整備されたまち

満

足

度

<第2領域>

青少年の健全な育成をはぐくむまち 国際交流のさかんなまち 男女がともにささえあうまち 障がい者が自立できるまち 市民活動が活発なまち 防犯対策が充実したまち 防店街ににぎわいがあるまち 環境に対する意識が高いまち 市民と市役所が協力しあうまち 高度情報化へ対応したまち まわりのまちと積極的な交流があるまち <第4領域>

高

<第3領域>

医療体制が充実したまち 災害に強いまち 観光事業がさかんなまち 産業に活気があるまち 公共交通機関が充実したまち 行政が効率的に運営されるまち

重 要 度

低

【重要度・満足度グラフの見方】

平成 22 年度に実施した市民意識調査による施策の評価結果をもとに、御前崎市のまちづくりにとって重要なもの(重要度)と御前崎市の取り組みへの満足の程度(満足度)について、横軸に重要度、縦軸に満足度をとり、それぞれの平均値を中心として4つの領域にわけ、各施策を表に示しました。

【領域の見方】

第1領域:重要度は低いが、満足度は高い施策が入っている領域です。(左上)

第2領域:重要度、満足度とも低い施策が入っている領域です。(左下)

第3領域:重要度も満足度も高い施策が入っている領域です。(右上)

第4領域:重要度は高いが、満足度は低い施策が入っている領域です。(右下)

(2) 社会指標分析の結果

本市を取り巻く現在の社会情勢を把握し、後期基本計画の策定に役立てるため、社会指標分析を行いました。分析にあたっては、各種社会指標について、本市の近隣団体等⁴との比較を行い、本市の特徴を把握しました。

社会指標分析の実施の結果、以下の指標に関して本市の特徴がみられました。

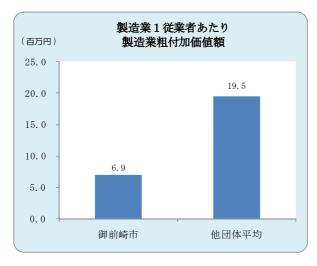
● 人口1,000人あたり一般診療所数



本市の人口 1,000 人あたり一般診療所数は、 他団体と比べて低い水準にあります。また、そ れに伴って市民に対する医師割合も他団体と 比べて低い水準にあります。

したがって、本市における初期医療体制はより改善していく必要があると考えられます。

● 製造業1従事者あたり製造業粗付加価値額

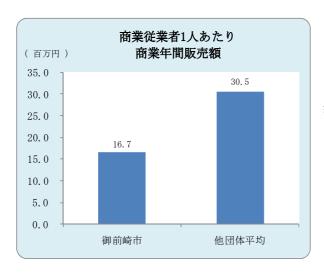


本市の製造業1従業者あたり製造業粗付加価値額は、他団体と比べて低い水準にあります。 粗付加価値とは、企業が事業活動を通じて新たに生み出した価値のことです。

したがって、本市における製造業の生産性等は他団体に比べて低く、製造業の発展の余地がまだあると考えられます。

⁴ 比較対象団体は、本市の近隣団体である掛川市、菊川市、牧之原市の3団体と静岡県内で人口規模が本市と近い清水町及び長泉町の2団体との合計5団体といたしました。

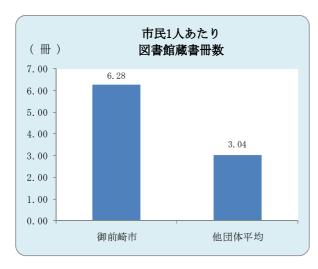
● 商業従事者1人あたり商業年間販売額



本市の商業従業者 1 人あたり商業年間販売 額は、他団体と比べて低い水準にあります。

したがって、本市における小売業、卸売業 は十分には発展していないと考えられます。

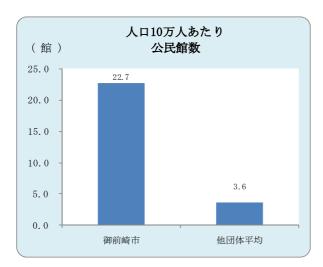
● 市民1人あたり図書館蔵書冊数



本市の市民 1 人あたり図書館蔵書冊数は、 他団体に比べて高い水準にあります。

さらに、図書館の個人登録者が多く、一般 図書の貸出数も多いことから、ほとんどの市 民が図書館で個人登録を行い、実際に図書館 を利用していると思われます。

● 人口10万人あたり公民館数



本市の人口 10 万人あたり公民館数は、他団体に比べて高い水準にあります。

本市では市民に対する公民館の割合が充実 しており、市民活動に幅広く利用されていま す。

(3) 財政状況の分析

後期基本計画の策定にあたっては、どのような行政サービスを実施するかだけではなく、それを実施するための財源についても留意することが重要です。また、財源を誰が負担するのかについては、現役世代だけではなく、将来世代の財政負担も併せて考慮する必要があります。そこで御前崎市の財政状況を明らかにするため財政分析を実施しました。

財政分析は、まず、現金中心の歳入歳出決算書⁵とそこから導き出される財務指標を分析対象としました。また、長期的な面からの財政状況を把握する観点から、新しい会計制度で作成された貸借対照表⁶なども分析対象に加えました。

本市の財政上の特徴を把握するために、本市の近隣団体との財政状況の比較を実施いたしました。また、本市の財政状況は、原子力発電所を立地することによる影響を受けることから、同じく原子力発電所がある自治体と比較することで、本市の財政がどのような状況であるかも把握しました。

以下は、財政状況の分析結果の概要となります。

①歳入歳出決算書による財政分析

●歳入歳出決算額の概況(普通会計)

単位:千円

	項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	地方税	11, 215, 357	10, 938, 500	9, 987, 035
歳	譲与税・交付税・交付金	1,877,602	1, 878, 245	1, 217, 788
	国・県支出金	3, 718, 368	3, 500, 465	3, 342, 864
	市債	45, 800	49, 500	35, 400
入	その他	2, 792, 873	3, 151, 475	3, 686, 064
	歳 入 計	19, 650, 000	19, 518, 185	18, 269, 151

	人件費	2, 684, 029	2, 487, 618	2, 400, 330
	扶助費	1, 009, 670	1, 036, 464	1, 083, 040
л Е-	公債費等	562, 513	605, 304	634, 199
歳	物件費	2, 537, 225	2, 472, 430	2, 552, 689
	補助費等	3, 644, 142	4, 123, 987	4, 317, 673
出	積立金	2, 726, 460	1, 475, 060	533, 765
	投資的経費	3, 345, 438	4, 119, 542	4, 094, 237
	その他	1, 992, 821	1, 750, 962	2, 114, 537
	歳 出 計	18, 502, 298	18, 071, 367	17, 730, 470

⁵ 歳入歳出決算書とは、1年間の収入と支出を取りまとめた報告書です。

 $^{^6}$ 貸借対照表とは、一定時点における財政状況を明らかにするために、資産、負債、純資産を一表に記載した報告書です。

【歳入について】

歳入の約7割は、地方税等の国や県に依存しない財源で占められています。特に本市では浜岡原子力発電所などからの固定資産税など充実した財源を有しており、比較対象団体に比べて財政力の高い団体となっています。また、原子力発電所を保有している自治体の平均と比べても、財政力の高さが際立っています。

また、譲与税・交付税・交付金の歳入全体に占める割合が約2割となっています。その主な内容は 御前崎市に浜岡原子力発電所を立地していることに起因した国や県からの交付金となっています。

【歳出(性質別)について】

歳出の約2割は、人件費・扶助費・公債費といった任意に減少させることが困難な義務的経費となっております。その割合が高いほど、市が裁量的に使用できる資金が減少した硬直した財政状態となります。御前崎市は比較対象団体や原子力発電所を保有している自治体の平均と比べても、義務的経費の割合が相対的に低く、財政の弾力性が高い団体となっております。

なお、扶助費とは、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉に関する給付であり、公債費は過去に起債した地方債の返還元本及び利息です。

支出の効果がほぼ支出年度で終わる経費である補助金などの経費が、歳出全体の約4割を占めています。特に、他市と比較しても、人口1人当たりの補助費等の額が高い水準にあります。これは、本市が市民に充実した行政サービスを提供するため、市立御前崎総合病院などの公営企業や公共を担う民間事業者に対して手厚い補助を行っているためです。

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で外部公表が求められている4つの健全化判断指標はいずれも基準値を充足しており、健全な財政状態にあります。

御前崎市の市民1人当たり歳出金額は、比較対象団体平均と比較して高い水準にあります。

②貸借対照表による財政分析

●貸借対照表の概要(普诵会計)

● 其旧 內 然 及 ぐ N 及 (日)	四五日)		+117 • 111
【資産の	部】	【負債の	部】
有形固定資産	82, 870, 010	地方債	5, 620, 341
売却可能資産	669, 573	退職給与引当金	2, 947, 725
投資及び出資金	12, 137, 219	その他	140, 876
基金等	4, 349, 183	負債合計	8, 708, 942
現金・預金	8, 777, 935	【純資産の	D部】
その他	8, 692, 531	純資産合計	108, 787, 509
資産合計	117, 496, 451	負債・純資産合計	117, 496, 451

単位・千円

貸借対照表の借方項目である資産の部は、8割近くが有形固定資産で占められています。有形固定 資産の中では、生活インフラ・国土保全と教育が高い割合を占めています。生活インフラ・国土保全 に該当する資産には道路や都市公園などが、教育に該当する資産には学校や公民館などが含まれます。 貸借対照表の貸方は、資産をどのような財源により取得したかを表しており、負債の部と純資産の 部で構成されています。負債相当額の資産は将来世代が負担するものであり、純資産相当額の資産は これまでの世代が負担してきたものである、ということができます。

住民一人当たりの有形固定資産の額が比較対象団体と比べ高いものとなっています。特に、生活インフラ・国土保全及び教育施設の額が高くなっています。前者は主に、電源立地促進対策交付事業で整備された道路、農業集落排水の整備や「御前崎市CATV施設」が主な要因であり、後者は「御前崎市民プール・ぷるる」、「御前崎市立図書館・アスパル」、「御前崎市文化会館」の整備や全教育施設の耐震化が主な要因となっております。このように、御前崎市は社会資本が充実した市となっています。

これまでの社会資本整備の結果である有形固定資産が約835億円であるのに対し、負債の額は約87億円と約10%しかなく、比較対象団体と比べて割合が低くなっております。これは多くの公共資産の社会資本整備が、起債という子どもたちの世代へ負担(借金)を残すことになる方法ではなく、現役世代の努力により行われたことを示しています。御前崎市は将来世代の負担が相対的に少ない市といえます。

御前崎市は、年度間の歳入の不均衡をならすために積み立てている財政調整基金の額が、比較対象 団体と比較して高い水準となっており、将来の財政悪化した場合に対する備えが充実しております。

③御前崎市の将来の財政上の課題

御前崎市の歳入の約4割が固定資産税で構成されており、この大部分が、浜岡原子力発電所からの税収です。さらに、歳入の約1割が浜岡原子力発電所を立地していることに起因する交付金です。原子力発電所からの固定資産税は、竣工以降は毎年税収が逓減する性質があります。そのため、本市は浜岡原子力発電所頼りの財政構造になっている現状を改善することが必要となります。

また、本市の将来の人口は減り続ける見通しであり、市民のなかの高齢者の比率も上昇することが 予想されます。将来の人口の減少は、個人市民税などの税収減につながります。一方、高齢化が進む ことにより、高齢者関連福祉施設の関連の扶助費などの増加や、高齢者関連福祉施設の建設ニーズの 高まりなど、財政負担が高まることが予想されます。

本市は、比較対象団体に比べて公共資産が充実していますが、一方でそのことは公共資産の維持や建替えに要するコストが多額となることを意味しています。建設時には電源立地地域対策交付金等の補助金を財源とすることができましたが、こうした維持や建て替えについては、将来自主財源で対応することが必要になります。特に、本市の場合、衛生関連や農林水産関連について、老朽資産の比率が高くなっています。前者は昭和58年に建設された浜岡福祉会館や平成3年に建設された御前崎保健センターなどが、後者については、昭和63年以降整備がすすめられた農業集落排水などが老朽化の進んでいる資産としてあげられます。将来、これらの公共資産の維持・建て替え等に多額のコストが必要となることが見込まれます。

本市は、市立御前崎総合病院に対して、毎期多額の財政繰出し等を行っています。その大部分が、病院事業の赤字の補てんを目的としたものです。市の財政負担が大きい市立御前崎総合病院については、平成20年度に策定した病院改革プランの着実な実行による経営改善が望まれます。

本市は、現在有効に活用できていない売却可能資産⁷を約 6.7億円有しており、その多くが市所有の 未利用の土地から構成されております。このような未利用の土地については、その活用方法について 検討が必要です。

⁷ 売却可能資産は、普通財産のうち山林原野を除いたものとしています。

4. 本市を取り巻く環境と課題

基礎調査を踏まえて、各基本目標別に本市を取り巻く環境と課題を整理しました。

(1) 一人ひとりの元気なあいさつと笑顔が輝くまち(人づくり)

社会環境や生活環境の著しい変化の中で、子どもたちを取り巻く環境はもちろん、親の子育 て環境も大変厳しい状況にあり、しつけ等基本的教育を担う家庭の教育力低下が懸念されま す。

特別支援を必要とする児童生徒の増加とともに、その障がいの種類も多種多様になってきているため、個々の生徒に即した支援・指導が必要になってきています。

地域単位で文化や芸術を保全・振興しようという動きが少なく、文化・芸術の継承者が不足 しています。御前崎市の文化・芸術についてより関心を持ち、守り育てる意識を醸成する施策 が必要です。

(2) 年齢を超えて心が通いあう やさしさにつつまれたまち (健康福祉)

ここ数年来の経済不況により、生活保護を必要とする市民が急激に増加してきており、保護 世帯の自立支援が大きな課題となっています。

晩婚化や経済的理由により、これまで以上に出生率の低下が進行しています。活力あるまちづくりを進めるため、次世代を担う子どもを産み育てやすい環境づくりが重要となります。

高齢化に伴い、介護施設などのニーズが高まっています。

市立御前崎総合病院の医師不足と経営改善が課題となっています。

(3) 地域と人とのコミュニティで守る安全・安心なまち(市民生活)

町内会に加入しない世帯が増加しており、町内会組織を基盤としたコミュニティ活動が衰退しています。

発電所の立地申し入れから40年あまり経過し、住民の原子力発電に対する理解度に開きが見られます。若い世代による原子力発電に関する正しい理解を深めることが課題となっています。

今後東海、東南海、南海地震の同時発生の可能性が高まっていくなか、防災対策が重要な課題となっています。

消防広域化に伴い、新たに消防組合が再編成となるため、消防署職員の確保と施設等の整備充実が必要となりました。また、民地の防火水槽の撤去問題や消防団員の確保なども消防関係の課題です。

(4) 自然環境と共生する産業豊かなまち(産業)

静岡空港の開港により、特にアジアからの外国人観光客が増加しているため、これらの観光 客の受け入れ体制を整備する必要性があります。 農林水産業では、後継者不足や担い手不足、主要農作物である茶をはじめとする価格の低迷により、特産物開発や生産農作物の見直し、新規農業従事者の受入体制の充実が必要となっています。また、農業の担い手の減少に伴う荒廃農地の増加も深刻となっています。

御前崎市は周辺3市と比較して就業者数、製造品出荷額が少なく、企業立地も十分に進んでおらず、近年の世界的な経済不況の煽りを受け、その状況は悪化しています。市内の産業の活性化、税収の確保、就労機会の確保・拡大等のために、既存企業の支援や新規進出企業の誘致活動を進める必要があります。

国が進める港湾整備の投資重点政策の結果が、御前崎港の今後の整備事業に大きな影響を与えるため、これについて適切な対応を行うことが必要です。また、経済不況による外易定期コンテナ航路の路線縮小、ガントリークレーンの逸走事故による取り扱い量の減少など、厳しい状況にあることから、優遇制度の見直しや港の安全性の訴求などの施策を進める必要があります。

世界的な景気後退を背景に、御前崎市においても市民の購買意欲の減退や小規模店舗を中心とした商店の収益低下が続いています。地元商店の活性化を図るため、各種制度の推進や事業の支援を行う必要があります。また、利用者の利便性向上や、各店舗・商店街の活性化のために、点在している商店街の導線を確保する必要があります。情報化社会の進展等の影響により、消費者が被害を受ける犯罪が多様化しています。また、貸金業法改正による多重債務者の増加も懸念されています。そのため、消費者の意識啓発や相談窓口の充実など、事前事後の取り組みを強化する必要があります。

(5) 人が集い定住する ゆとりとにぎわいの拠点となるまち(都市整備)

民間企業による住宅供給の増加、人口減少などに伴い、市営住宅の社会的な役割や供給規模の適正化の検討が必要となってきています。特に、老朽化が著しい御前崎地区、白羽地区の市営住宅については、大規模改修や建替えを行うのか、用途廃止を検討するのかという意思決定が重要な課題といえます。

平成20年4月にバス事業者が市内線及び相良線を廃止し撤退したため、生活交通の整備状況が悪化しています。公共交通の充実による利便性向上が課題となります。

近年のゲリラ豪雨等により、当市の排水施設能力の脆弱性が顕在化しており、特に排水能力が不足している流域について対応を検討する必要があります。

国・県および市の道路整備財源が減少しています。また、道路整備等のインフラ整備事業についての市民の目が厳しくなっています。限られた財源のなかで計画的に道路整備事業を進める必要があります。また、老朽化に伴い道路施設維持管理の重要性が増していることから、長期的な維持修繕計画を策定し、維持管理コストを最小限に抑える必要があります。

公園の遊具について、経年劣化による施設の老朽化が進んでおり、これに係る維持管理費が 増加しています。また、利用者のニーズが変化・多様化しており、既存の施設・遊具への魅力 が減退しています。ここから、施設の見直しを含めた公園施設の在り方・その有効活用の検討 と、維持管理コストの財源確保及び適切な維持管理の必要性が増しています。

(6) 緑豊かな自然を守り、健やかな暮らしを育むまち(環境)

海岸の浸食がますます進行しており、また、海岸林の松枯れにより、防潮、防砂、防風機能 の低下や景観の悪化が問題となっています。

二酸化炭素排出削減について、市の公共施設等に関する取り組みが遅れています。

老朽化による配水管自体の損傷や流速変化などによる濁り水が生じています。また地震などの災害への対策の必要性が生じています。そのため継続的な老朽管の更新や配水管の耐震性強化を行う必要があります。

(7) 市民協働と自立したまち(行財政)

住民サービスの向上を図るため、市民が利用しやすい電子申請・届出システムの構築や事務 効率化のための利便性のよいシステムを市の業務に導入することが求められています。

本市には、民間業者による光ファイバー敷設の計画が無く、高速・大容量の通信を前提としたサービスが享受できず、情報過疎地域となっています。このため、市内に光ケーブルを敷設し、有効に活用する必要があります。

5. 計画の推進に向けて ~市民協働

今回の後期基本計画は、本市の今後5年間のまちづくりの基礎となるものです。したがって、計画の着実な実施が求められます。計画の実施にあたっては「自立と協働」をまちづくりの基本理念とし、さまざまな施策に反映していきたいと考えています。

近年の少子化、高齢化、生活環境、教育、防災・防犯などの私たちを取り巻く課題は、複雑かつ多様化しており、行政だけでは、これらの課題解決に対して十分な対応ができていません。市民が、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を持ち、地域の課題解決に向けた取り組みをしていくことが必要です。

市民協働のまちづくりは、市民だけでなく行政、ボランティア団体、NPO法人や民間企業等も地域の一員として、相互に協力、連携していくことが重要です。

(1) 市民と行政との協働

後期基本計画の達成を目指し、市民やNPO、民間事業者等が互いに連携し、協力する体制を 構築します。

(2) まちづくり情報の共有化

積極的に本市に関する情報を市民に伝えるとともに、市民の声を十分に踏まえた行政活動を行います。

(3) 地域コミュニティの活性化と市民活動の促進

コミュニティ活動の活性化を推進します。そのため、ボランティア団体や市民活動グループの 育成に努めるとともに、地域コミュニティで、防犯や環境といったきめ細かな地域の課題の改善 が進むことを、市として支援していきます。

(4) 市民活動の拠点の整備・充実

市民一人ひとりがまちづくりに参加できるように、市民活動の拠点を十分に確保するとともに、こうした拠点は地域住民の協力も得ながら、適切に維持・管理を行います。

6. 計画の実現に向けて ~計画の進行管理

今回の後期基本計画は、本市の今後5年間における自治体経営の羅針盤となるものです。したがって、後期基本計画で予定された事業がどの程度実施されているかを把握し、計画の進行管理を適切に行っていくことが重要となります。

計画の進行管理にあたっては、目標値を設定することが効果的です。計画において設定した目標値と実績値とを比較することで、どの程度計画が達成されているのかを的確に把握することができます。 そのため、後期基本計画では各施策に成果指標を設定し、後期基本計画の進行管理をより具体的かつ効果的に行います。

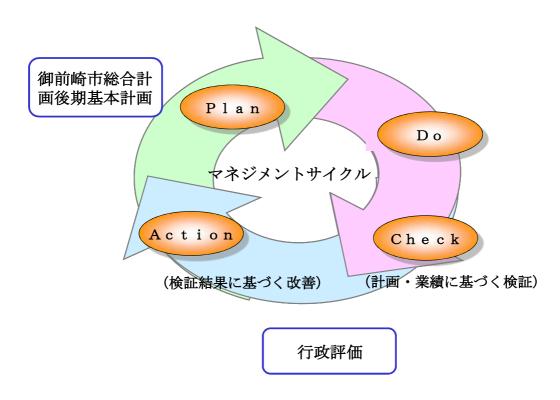
また、総合計画は行政評価のマネジメントサイクル (Plan、Do、Check、Action) における Plan (計画) に他なりません。本市ではすでに「業務作戦書」を用いて行政評価を行っていますが、既存の行政評価システムである「業務作戦書」と総合計画の進行管理を連携させることで、より効率的かつ実効的に総合計画の進行管理をすることができます。そのため、後期基本計画においては、総合計画と連動した行政評価システムを構築します。

(1) 施策指標の設定と管理

各施策に適切な指標、現状値及び目標値を設定します。設定した目標値については、担当部署において毎年度実績値と比較管理し、計画の確実な進行を目指します。このうち市民満足度による指標については、毎年度アンケート調査を実施し、進捗状況の把握に努めます。

(2) 「業務作戦書」の活用

後期基本計画で示す政策体系と「業務作戦書」の関係を明確にし、総合計画の進行状況を把握しながら、政策実現に向けて効率的な行政経営を目指します。



第3章 重点的な取り組み

後期基本計画の計画期間において、特に緊急かつ重点的に取り組むべき課題を明示し、その課題解決に取り組みます。

市民意識調査結果や本市のこれまでの取り組み経過及び財政状況、社会環境や社会情勢などを勘案 して、後期基本計画を策定するに当たり、今後5年間で次の8つの重点的な取り組みに取り組んでい きます。

1. 「御前崎港を活用した産業の振興を推進します」

御前崎港は本市のみならず県中西部地域の経済発展には不可欠な財産であります。平成22年8月には「新規の直轄港湾整備事業着手対象とする港湾」に選定されました。これは国土交通省が直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、全国に103港ある重要港湾から、43港を選定したことによるものです。これにより既存の第1バースに続き、水深14mの第2バースへの建設も期待され、さらなる発展が望まれます。御前崎港と富士山静岡空港及び第2東名自動車道を高規格道路金谷御前崎連絡道路で接続する工事も着々と進んでおり、港の利便性はますます高まっています。港湾を利用する企業の誘致や港湾関係団体等と連携し、官民一体となったポートセールス活動なども今まで以上に積極的に取り組み、地域産業の振興を推進します。

2. 「環境に配慮したクリーンエネルギーの活用を推進します」

温室効果ガス濃度の上昇によってもたらされる地球温暖化は、大きな環境問題となっており、本市においてもお茶やさつま芋などの農産物の生産や漁業も深刻な影響を受ける可能性があります。温暖化防止には、電気や熱に変えても二酸化炭素(CO_2)や窒素酸化物(NOx)などの有害物質を排出しない原子力発電や太陽光発電・風力発電など環境にやさしいクリーンエネルギーの活用が非常に重要です。また最近では、植物由来のバイオマスエネルギー8もクリーンエネルギーとして注目されています。

本市には、二酸化炭素排出量の少ない原子力発電所が立地されていますが、風が強く日照時間が長いという地域特性を活かし、環境への負荷の少ないエネルギーの先進地として太陽光発電・風力発電や電気自動車の更なる普及に加え、バイオマスエネルギーの利用に対しても積極的に取り組み、地球温暖化防止を図っていきます。

40

⁸ バイオマスエネルギーは燃焼するとき二酸化炭素を排出しますが、植物は成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体として二酸化炭素の排出量の増減に影響を与えないと言われています。(カーボンニュートラル)

3. 「新たな観光資源を発掘し地域振興を推進します」

本市には、御前埼灯台、浜岡砂丘など全国的にも知名度の高い観光資源や農業・水産業・マリンスポーツの体験施設等も数多くあります。しかし、観光客が求める観光スタイルやニーズの変化に対応できていないため、近年の観光入込客数は、減少傾向が進んでいます。一方で、平成21年富士山静岡空港の開港、御前崎港から空港と第2東名高速道路を結ぶ高規格道路の整備など広域交通ネットワークは着々と整備され、観光客を迎える準備は進んでいます。

遠州夢咲牛、クエ、お茶など魅力ある特産品は数多くありますが、いずれも全国的な知名度を得るところまでは至っていません。これらの特産品については各種団体と協力し積極的なPR活動と販路の拡大に取り組んでいきます。御前崎港に水揚げされる水産物や市内で生産される農産物等の価値を再認識し、特産品と連携させた"体験と食の舞台「おまえざき」"をテーマにした体験交流型の観光振興に結び付けていきます。

アカウミガメの保護活動、歴史的な建造物や神社・仏閣なども貴重な観光資源と考えられ、このほかにも、高松神社の奉納相撲、白羽地区の三稜石など魅力的な文化財、史跡等が数多く点在しています。このほか、秋の祭典で披露される各町内会の屋台引廻しなどについても、観光資源であることを再認識する必要があります。これらは地域と協働して魅力ある観光資源に育て、地域振興へつなげていく必要があります。

4. 「御前崎の魅力あふれる農業・水産業の振興を推進します」

本市の農業は、市の基幹産業として長く市民の生活を支えてきました。牧之原台地に広がる茶園から、砂地でのサツマイモやダイコン、ネギ等の露地栽培、温暖な気候や恵まれた日照時間を利用してイチゴ、メロン、トマトなどの施設園芸が盛んです。

しかし現在、農産物価格の低迷、農業者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地面積の増加など多くの 課題を抱えています。

一方、水産業を取り巻く環境も農業と同様大変厳しい状況であり、漁獲量の減少や燃料費の高騰、 魚価の低迷、後継者不足などの理由により昭和57年度には約61億円あった水揚げ額が平成21年度 には約22億円と1/3程度まで落ち込んでいます。

農業・水産業とも厳しい状況の中、農業振興については平成21年度に農業振興ビジョンを策定し、 主要施策として遊休農地の活用、農業振興拠点施設整備、農産物のブランド化や特産品開発などに取 り組むこととしています。

また、水産業においては経営の効率化を図るため榛南4漁協(御前崎・地頭方・相良・吉田)の合併や市場再編整備計画について協議しています。藻場の復元や種苗放流などの栽培漁業に積極的に取り組み、獲る漁業から育てる漁業に重点をおいた資源管理型漁業に転換していく必要があります。

5. 「安心を実感できる防災力の強化を推進します」

『天災は忘れた頃にやってくる』いつ起こるかわからない自然災害に対し、常に警戒心を持ち、防災力を高めていく必要があります。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な被害を目の当たりにし、市民の防災・減災に対する意識や災害対策を望む声は急速に高まっています。本市では、これまでも予想される東海地震などの災害や事故から市民の生命・財産を守るため、地域防災計画に基づき、日常の安全対策や災害発生時の迅速な情報提供ができるよう、積極的に取り組

域防災計画に基づき、日常の安全対策や災害発生時の迅速な情報提供ができるよう、積極的に取り組んできました。しかし、近年においては、自然災害も多様化し、一極集中型の豪雨災害、突風(竜巻)等による災害が日本全国いたるところで発生しています。今後さらに多様化・大規模化が予測される災害に対応できるよう、今まで以上に防災力の強化に取り組んでいかなくてはなりません。

また、防災力の強化においては、地域防災力の重要性が改めて見直されています。災害発生時において被害を最小限にとどめるためには、地域の防災力が不可欠だと言われています。阪神・淡路大震災の時、倒壊した建物から救助された人の約8割が、家族または近隣住民に救助されたと言われています。JR福知山線の脱線事故においても救出搬送においては、地元企業が大きな役割を果たしています。こういったことから、地域防災の中心的な役割を担える地域防災リーダーの育成や地域に根ざした消防団活動の支援などに、さらに積極的に取り組んでいきます。

6. 「家庭・学校・地域が連携し生きる力を育てる教育を充実します」

現在、科学技術の進展や経済発展により利便性や生活水準の向上が図られ、物質的な豊かさに満ちた社会環境にあります。しかし、経済的な格差の拡大、道徳心や人間関係の希薄さ、犯罪の増加、少子高齢化の進展など、未来への夢や希望を持てない不安感をもたらす社会的問題が生じています。

本市においても昔ながらの温かみある安定した地域環境が引き継がれつつある反面、課題をもった家庭の増加、地域の教育力の衰退、価値観の多様化や個人主義的な考え方の台頭など、子どもたちが安心して育つ良好な教育環境であるとはいえない現状にあります。特に、市民全体や各教育実施主体の意識や考え方の違いによる子どもたちへの影響は大きいものがあるといえます。

子どもの教育は、義務としてすべての市民(大人)に課せられ、教育の土台となる家庭、推進主体である学校・園を始めとする教育関係機関、子育てを支援する関係行政機関の責務です。その各主体が共通の理念に立ち、各自の役割を十分果たすとともに互いの機能を補完し合いながら連携・協力し、御前崎の人づくりの基盤構築を行うことが重要です。その際、子どもが生涯に渡って幸せに生きていくための力®をつけるとともに、未来の御前崎市を背負う人づくりに意識を向けた取組が求められます。

42

⁹例えば、意欲、関心、人間関係能力、感謝する心、感動する心、人への思いやりなど、豊かな感性をもってたくましく生きていく力

7. 「子どもの笑顔があふれる子育て支援を充実します」

少子化社会の進行、子育て家庭の核家族化、地域における人間関係の希薄化などを背景として、子育でする親の孤立や、子育でに対する不安を抱える家庭が増加しています。こうした中で、安心して子どもを産み育てることができるよう、総合的な子育で支援策を展開していく必要があります。

本市では、幼稚園、保育所を始め、放課後児童クラブ、子育て支援センターの運営、また乳幼児に対する健診、健康相談等の各種の子育て支援を実施しています。支援策のひとつでもある家庭児童相談室の相談件数は、平成16年度の延べ1,070件から平成21年度には延べ4,512件と大幅に増えており、子育て支援に対するニーズは年々増加し、さらに多様化しています。

しかしながら、現在の子育てに対する支援体制は、十分な対応ができているとは言えません。特に、 市の子育て支援の相談窓口が不明確なことが課題となっています。

今後は、保育サービス等の更なる充実を図るとともに、支援を必要とする人に速やかに対応できるよう、相談窓口の一本化を図るとともに、地域全体においても子育て支援に取り組む体制を整え、子どもを安心して育てることのできる環境づくりを進めます。

8. 「だれもが健やかで生きがいを持てる暮らしを応援します」

高齢化社会の到来による高齢者の増加、リーマンショックを契機とした生活困窮者の増加、ストレスなどによる精神的障がい者の増加など、近年社会環境の変化が進んでいます。

本市においても65歳以上の人口比率は現在21.7%なっており、今後もさらなる増加が予想されます。 また景気低迷の影響による生活困窮者の相談件数が増加してきています。精神的障がい者の増加は近 年特に著しく、市内への精神障がい者の相談支援事務所の設置が市民から要望されています。

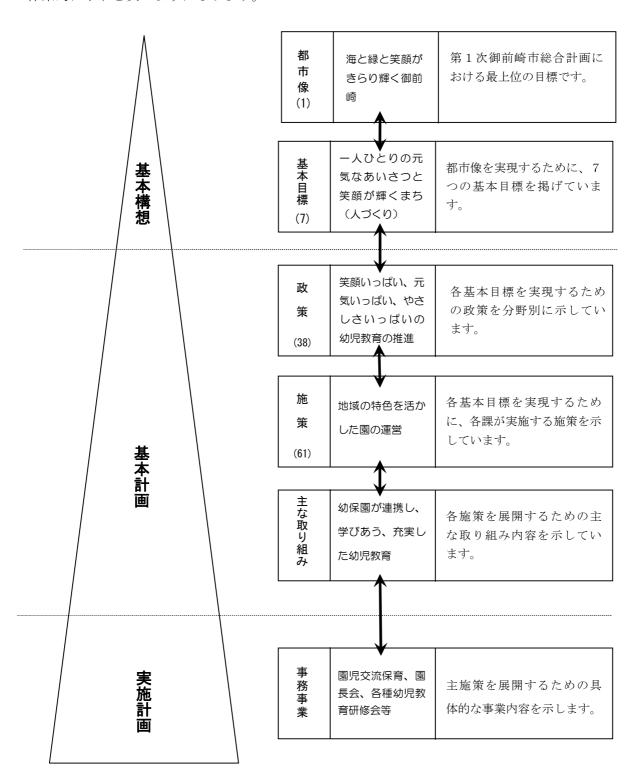
市民誰もが、健やかで生きがいを持てる暮らしを応援するために、本市では、「日本一の福祉のまち」を目指して、福祉体制の充実に取り組んでいきます。また市民の健康を守るため、市立御前崎総合病院の医療体制の充実にも取り組んでいきます。

第4章 後期基本計画の体系

1. 体系の見方

1. 施策体系の見方

第1次御前崎市総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3段階から構成され、それぞれの中で都市像をはじめ、基本目標、施策、事務事業などを示しています。それぞれの関係や意義などを体系的に示すと次のようになります。



2. 体系図

御前崎市第1次総合計画後期基本計画 施策体系図

	都市像	11 Fel 11 3																	海と	:緑と9	英顔が	きらり粉	軍く 復	前崎																
基本構想	まちづく り								市民の	笑顔が	きらり煮	軍く地域	づくり										生活	、産業、	まちが	きらり輝	く都市つ	さくり					:緑の自 輝く環 ^は			E	自立して	きらり	輝く御前崎	ф
	基本目標		1 一人7 笑顔		元気なあ Eち(人づ		:	2	? 年齢を超 つつま	えて心が れたまち			ic	3	地域と	人のコミ	ュニティで (市民生	・守る安全 活)	È・安心な	まち	4 [自然環境と	共生する	る産業豊;	かなまち		が集い足の拠点と				6 i		:自然をで			7	市民協働	めと自立し	たまち(行動	政)
後期基本計画	政策	(1) 笑顔いっぱい、元気いっぱい、やさしさいっぱいの幼児教育の推進	(2) 夢と活力があふれ、一人ひとりが本当に大切にされる学校教育の推	③ 自立心をもった青少年の育成	(4) 誰もがいつでも学ぶことのできる生涯学習基盤の充実	(5) 地域文化財や芸術文化の継承と推進	(6) 心身ともに健康な市民を目指すスポーツの振興	(1) 誰もがいきいき過ごせるやさしい社会づくり	② 次世代を担う子どもを産み、育てやすい環境づくり	③ 自立と社会参加を互いに支えあうやさしい地域づくり	(4) 高齢者が安心して、いきいきと暮らせる環境づくり	(5) 病気予防で安心して生活できる保健の推進	(6) 信頼される診療で市民の健康を守る病院の運営	(1) 男女が個性と能力を発揮できる社会の形成	(2) 国際的視野を持った人が育つ環境の充実	③ 人と人とのコミュニティのある地域づくり	(4) 住民のまとまりにより、自ら地域を守る防犯活動の推進	(5) 災害に強い防災体制の整備	(6) 市民が安心して住める消防体制の確立	(7) 交通安全意識の高揚	(1) 豊かな海や施設を活かした体験交流型観光地づくり	② 先端のまちの特色を活かした食による農業・水産業の振興	(3) 既存産業の活性化と新規産業の誘致による多様な産業振興	港を活かした人・物・情報の交流	明るく活気ある商業の推進		(1) 快適で安全に過ごすことができる居住環境の整備	(2) 人と物が交流する道路ネットワークの整備	③ 市民の生命・財産を自然災害から守る治山・治水の整備	(4) 市民の憩いの場となる空間の保全	(1) 豊かな自然環境と快適な生活環境の保全	(2) 地球温暖化の防止	(3) 資源を大切に活用する資源循環型社会の形成	(4) 安心して水道水が利用できる環境づくり	(5) 下水道により快適な生活環境	⑴ 情報の共有と市民・行政・地域との協働のまちづくり	(2) 行政事務の効率化によるサービス向上	(3) 高度情報化社会への対応	(4) 持続性のある健全な行財政の運営	(5) 広域連携による効率的な行政の運営
	施策	① 地域の特色を活かした園の運営	①子どもの成長が実感できる学校教育の充実②時代の変化に対応できる教育支援機能の充実	①家庭・地域による青少年健全育成の支援の充実	①生涯学習活動の支援の充実	①地域固有の文化財の保護と継承	援	②保護世帯の自立の推進	事の制	がい者への支援の	①高齢者の総合的支援の充実	①生涯を通じた健康づくりの推進	①信頼される地域医療の確保	①あらゆる場面での女性参画の推進	②国際的な視野を持った人材の育成	地域でのコミュニテ	地域と連携した防犯体	①災害に強い防災体制の整備	① 消防体制の強化	①地域と連携した交通安全対策の推進	②ニーズに応えた観光メニューの強化	安	業の主産基盤金業の支援体制の	御前崎港の機能強化	市内商店の支援体制の賢い消費者の育成	一	③定住促進と交通ネットワークの整備	②道路網の整備	②河川の適切な改修と維持管理の推進	①市民の憩いの場となる公園の維持管理	①市内の豊かな自然の将来への承継	暖化対策の推進	①コミ適正処理の推進	①安全でおいしい水の確保	①長期的な経営計画を踏まえた汚水処理整備の推進	③市民との協働による市民サービスの充実	窓口サービス事務の	①市民の利便性を高める情報化の推進	務 の 効 活 カ	民の期待に応える

3. 各施策と重点的な取り組みとの関係

◎関連性が強い施策 ○関連性がある施策

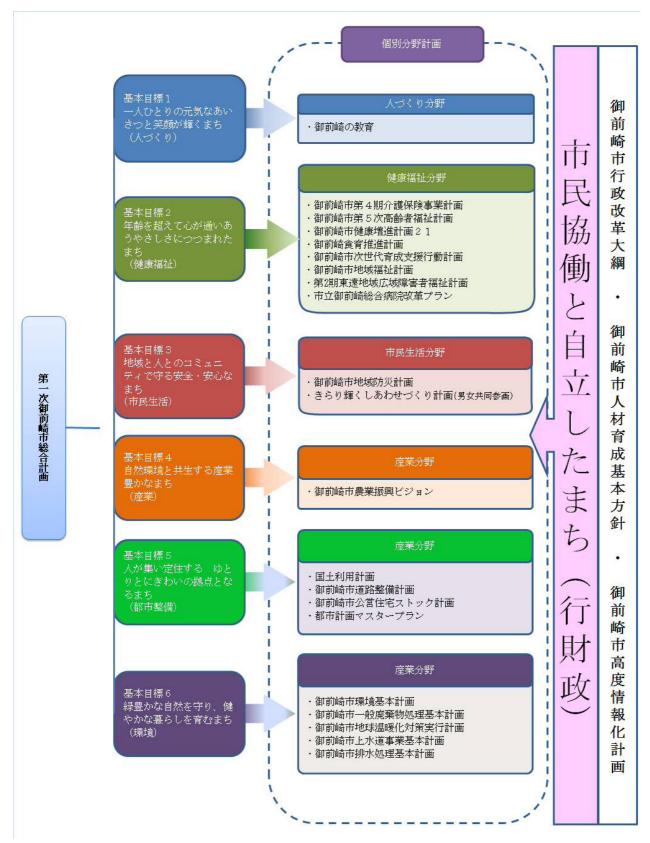
基本目標	政 策	施策	御前崎港	環境	地域振	農業	取防災力		タ 子育 て	111 45
	(1)笑顔いっぱい、元気いっぱい、や	地域の特色を活かした園の運営						0	0	
1	さしさいっぱいの幼児教育の推進	子育ての喜びを実感できる家庭教育支援の充実						0	0	
笑_ 颜,	(2)夢と活力があふれ、一人ひとりが	子どもの成長が実感できる学校教育の充実						0		
1 A	本当に大切にされる学校教育の推進	時代の変化に対応できる教育支援機能の充実						0		
が輝くまち((3)自立心をもった青少年の育成	家庭・地域による青少年健全育成の支援の充実						0		
元気なあ	(4)誰もがいつでも学ぶことのできる	生涯学習活動の支援の充実								
づくり)	生涯学習基盤の充実	利用者が満足する図書館サービスの充実								
っ	(5)地域文化財や芸術文化の継承と推	地域固有の文化財の保護と継承			0					
٤	進	文化・芸術活動の支援の充実			0					
	(6)心身ともに健康な市民を目指すスポーツの振興	スポーツ活動の支援の充実								
2	(1)誰もがいきいき過ごせるやさしい	要援護者への支援の充実							(ď
年の齢	社会づくり	保護世帯の自立の推進							(》
つをま超		子どもの早期療育事業や支援体制の整備						0	0	ð
れえたい	(2)次世代を担う子どもを産み、育て やすい環境づくり	子どもの相談体制の整備							0	Ŋ
ま心 ちが (通		母子保健の支援体制の充実							0	》
健い 康あ	(3)自立と社会参加を互いに支えあう やさしい地域づくり	障がい者への支援の充実							(۷
福う 祉や	(4)高齢者が安心して、いきいきと暮 らせる環境づくり	高齢者の総合的支援の充実							(٥
さしさ	(5)病気予防で安心して生活できる保 健の推進	生涯を通じた健康づくりの推進							C	7
E	(6)信頼される診療で市民の健康を守 る病院の運営	信頼される地域医療の確保							C	7
3	(1)男女が個性と能力を発揮できる社 会の形成	あらゆる場面での女性参画の推進								
安 全地	(2)国際的視野を持った人が育つ環境	地域での在住外国人との相互理解の推進								
・城 安と 心人	の充実	国際的な視野を持った人材の育成								
なのまっ	(3)人と人とのコミュニティのある地 域づくり	地域でのコミュニティ活動の活性化					0			
ちミュ	(4)住民のまとまりにより、自ら地域 を守る防犯活動の推進	地域と連携した防犯体制の整備					0		T	1
市ニ 民テ 生ィ	(5)災害に強い防災体制の整備	災害に強い防災体制の整備					0		1	1
适で 守	(6)市民が安心して住める消防体制の 確立	消防体制の強化					0		1	1
る	(7)交通安全意識の高揚	地域と連携した交通安全対策の推進						一		1

			7 F				内な				
基本目標	政策	施策		御前崎港	環境	振	農業・水産業	防災力	教育	子育て	生活
4	(1)豊かな海や施設を活かした体験交	観光施設の整備	1	0		0	0				
自	流型観光地づくり	ニーズに応えた観光メニューの強化	1	0		0	0				
然環		農畜産業の経営の安定	1			0	0				
自然環境と共生	(2)先端のまちの特色を活かした食に よる農業・水産業の振興	水産業の機能保全と経営の安定	1 [0		0	0				
産生業す		農業の生産基盤強化				0	0				
〜 る	(3)既存産業の活性化と新規産業の誘 致による多様な産業振興	企業の支援体制の強化		0			0				
産 業 豊 か	(4)港を活かした人・物・情報の交流	御前崎港の機能強化・活性化		0		0					
かな	(=) HT w > 3r for 2, w stralls = 1/2/2/2	市内商店の支援体制の強化									
なまち	(5)明るく活気ある商業の推進	賢い消費者の育成		0		0	0				
5		安心して居住できる市営住宅の維持	1								
い人のが	(1)快適で安全に過ごすことができる	市街地の整備と土地の有効活用	1								
いの拠点となるまち人が集い定住する	居住環境の整備	住宅の耐震化の推進						0			
となま		定住促進と交通ネットワークの整備									
つま _た	(2)人と物が交流する道路ネットワー	道路網の整備									
	クの整備	道路の適切な維持管理の推進									
市市と 恵と	(3)市民の生命・財産を自然災害から	土砂災害対策の推進									
(都市整備)	守る治山・治水の整備	河川の適切な改修と維持管理の推進									
きわ	(4)市民の憩いの場となる空間の保全	市民の憩いの場となる公園の維持管理									
健 6 や	(1)豊かな自然環境と快適な生活環境	市内の豊かな自然の将来への承継	┇		0						
か 緑 な豊	の保全 	公害防止対策の推進	┇		0						
へ暮か 環らな	(2)地球温暖化の防止	温暖化対策の推進	╛╽		0						
〜を然	(3)資源を大切に活用する資源循環型 社会の形成	ゴミ適正処理の推進	┇		0						
育をむ守った。	(4)安心して水道水が利用できる環境 づくり	安全でおいしい水の確保									
まり、ち	(5)下水道により快適な生活環境	長期的な経営計画を踏まえた汚水処理整備の推進	┇								
7		原子力発電に関する理解促進	┧╽								
市	(1)情報の共有と市民・行政・地域と の協働のまちづくり	市民とのコミュニケーションの推進	┇								
民協		市民との協働による市民サービスの充実	┇								
働と	(2)行政事務の効率化によるサービス 向上	窓口サービス事務の効率化の推進	┇								
自立し	(3) 高度情報化社会への対応	市民の利便性を高める情報化の推進	<u></u> ↓ ↓								
した。		行政事務の透明化の推進	┇								
たまち	(4)持続性のある健全な行財政の運営	安定的・効果的な財政運営の推進	╽╽								
(行財政		機能的で活力のある組織づくり	$\downarrow \downarrow$								
政	(こ) 古仏古様)ァレッセのようべったって	市民の期待に応える人材の育成	↓								
	(5)広域連携による効率的な行政の運 営	近隣自治体との広域的な連携の推進	J L								

第5章 後期基本計画と個別計画

総合計画と個別計画について体系的に位置づけると下図のようになります。

〈総合計画と個別計画の関係〉



第2編 後期基本計画

第2部 基本目標別の計画内容

第1章 一人ひとりの元気なあいさつと笑顔が輝くまち(人づくり)

第2章 年齢を超えて心が通いあう やさしさにつつまれたまち (健康福祉)

第3章 地域と人のコミュニティで守る安全・安心なまち(市民生活)

第4章 自然環境と共生する産業豊かなまち(産業)

第5章 人が集い定住する ゆとりとにぎわいの拠点となるまち(都市整備)

第6章 緑豊かな自然を守り、健やかな暮らしを育むまち(環境)

第7章 市民協働と自立したまち(行財政)

はじめに 各施策別の基本計画の見方

第1次御前崎市総合計画後期基本計画においては、基本構想に掲げている7つの基本目標に沿って61項目の施策を示していますが、各施策の取り組み内容については、施策ごとにそれぞれの目的、現在の状況、課題、指標、主な取り組みを記載しています。

○各施策の取り組み内容の見方

※各施策の取り組み内容は、次のような構成になっています。

(幼児教育)

施策名 地域の特色を活かした園の運営 (1-1-1)

●施策の目的

園児や保護者が幼稚園・保育所の区別なく交流し、また地域社会や自然などにふれることを目的とします。

5年後に「市民」または「市民生活」がどのようになってほしいのかという観点で記載しています。

●施策を取り巻く現在の状況

多様化する社会環境、生活環境の変化に伴い、本市においても核家族化や子どもの少子化傾向が進んでいます。その影響により、家庭での教育力の低下がみられます。そのため幼児が人間形成に必要な力を身につけることが難しい状況にあります。

現在では幼稚園・保育所の区別なく交流を深めることができるように園児の交流、保育者の連携・交流を行っており、幼稚園と保育所を一体化した園の運営も行っています。

本市が取り組んでいる内容や市民意識調査 などによる客観的な事 実を示して現在の状況 を記載しています。

●施策の課題

- ・幼稚園と保育所との連携を十分に行う必要があります。
- ・地域の自然や人々とふれあう機会を増やす必要があります。
- ・少子化や核家族化に対応した園の運営を行っていく必要があります。

現状を受けて、目的 を達成するために、支 障となっているもの、 改善する必要のあるも のを記載しています。

●施策指標

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度 目標値
研修により職員の資質が向 上した割合	研修により自己の能力・知識・技能が向上したと感じる職員の割合。職員の資質向上に取り組んだ結果を表します。		80%
地域の人との交流	幼稚園・保育所の園児が園外に出て地域 の人や自然にふれ合う催し物の実施回数 です。園児が自然や社会にふれあう幼児 教育に取り組んだ結果を表します。	20 回	25 回

施策の目的をどの程 度達成できたかを検証 できる指標とその目標 値を記載しています。

●主な取り組み

(1) 幼稚園・保育所の交流と連携

園児同士が遊びの体験を通じて交流できる機会を増やします。職員については、 各種研修会を実施し、職員の資質の向上をさせていくことで、充実した幼児教育を 行います。 課題に対してどのような取り組みをするの か記載しています。

第1章 **一人ひとりの元気なあいさつと笑顔が輝くまち**(人づくり)

1. 基本目標の概要

御前崎市は、豊かな海と砂丘と緑の台地等の自然に恵まれ、さんさんと輝く太陽の光を受けています。この恵まれた自然を誇りと感じ、人々が互いに助け合い、太陽のように心豊かに笑顔で暮らすことのできるまちづくりを目指していきます。

優しいまなざしの笑顔やきらりと輝く笑顔、活力のある笑顔であふれるまちは、次代を担う子どもたちや青少年の健やかな育成だけではなく、今まさに働き盛りの大人や第一線を退いたお年寄りの豊かな人生の一助につながります。

「まちづくりは、人づくりから」「人づくりは、まちづくりから」の視点で、人々のかかわりを 通して、地域ぐるみで豊かな人間性を育んでいくことを推進します。

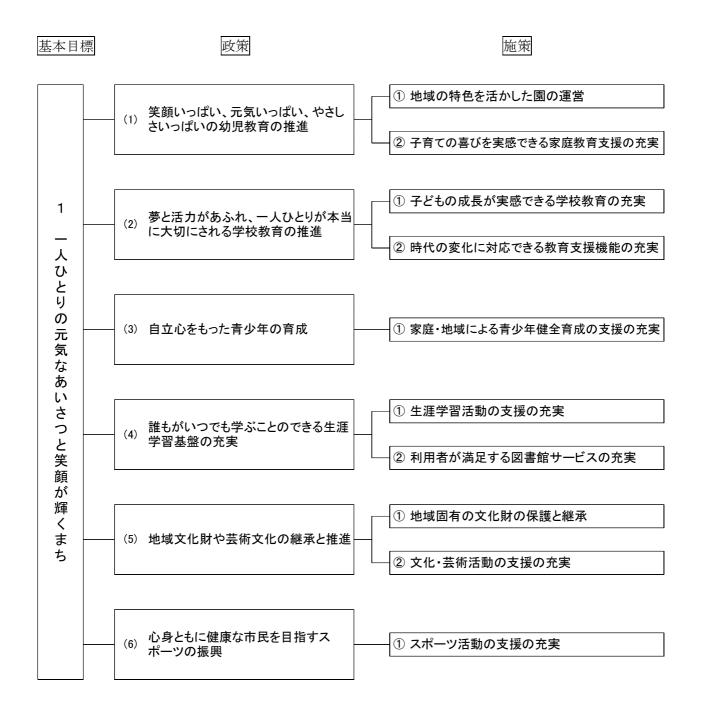
2. 市民との協働について

御前崎市の将来を担う子どもたちが健やかに育つためには、地域全体で子どもたちを育てていくことが大切です。各家庭が家庭内で充実した教育を行うとともに、市民が一体となって見守り・声かけ活動を行っていくことも重要です。

また、生涯学習の機会の充実のためにも、市民との協働が欠かせません。市民の多くが、社会教育学級活動や公民館活動及び文化財保護活動等の担い手となり、さらに市民自らの生き方を常々模索しつつ学ぶ意欲を持つことにより、本市の生涯学習の機会が広がります。



3. 施策の体系



地域の特色を活かした園の運営 (1-1-1)

●施策の目的

園児や保護者が幼稚園・保育所の区別なく交流し、また地域社会や自然などにふれることを目的 とします。

●施策を取り巻く現在の状況

多様化する社会環境、生活環境の変化に伴い、本市においても核家族化や子どもの少子化傾向が 進んでいます。その影響により、家庭での教育力の低下がみられます。そのため幼児が人間形成に 必要な力を身につけることが難しい状況にあります。

現在では幼稚園・保育所の区別なく交流を深めることができるように園児の交流、保育者の連携・交流を行っており、幼稚園と保育所を一体化した園の運営も行っています。

- ・幼稚園と保育所との連携を十分に行う必要があります。
- ・地域の自然や人々とふれあう機会を増やす必要があります。
- ・少子化や核家族化に対応した園の運営を行っていく必要があります。



●施策指標

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
研修により職員の資質が向上した割合	研修により自己の能力・知識・技能が向上したと感じる職員の割合。職員の資質向上に取り組んだ結果を表します。	_	80%
地域の人との交流	幼稚園・保育所の園児が園外に出て地域 の人や自然にふれ合う催し物の実施回数 です。園児が自然や社会にふれあう幼児 教育に取り組んだ結果を表します。	20 回	25 回

●主な取り組み

(1) 幼稚園・保育所の交流と連携

園児同士が遊びの体験を通じて交流できる機会を増やします。職員については、各種研修会を実施し、職員の資質の向上をさせていくことで、充実した幼児教育を行います。

(2) 地域との交流の促進

地域の自然や人々に触れる機会を増やすために、地区の行事に参加し園児の歌や踊りなどの披露、とうもろこし狩りやいも掘り等を親子で体験するとともに、保護者同士の親睦も深めます。

(3) 幼保一体化の検討

現在、市内には、幼保一体化の認定こども園として北こども園があります。少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の拡大など、近年の社会構造、就業構造の変化を受け、就学前の教育・保育を一体として捉えた取り組みを進めることが、さらに求められています。今後も多様化する幼児教育のニーズに応えていくため、幼稚園・保育所双方の良い点を活かした幼保一体化の検討を進めていきます。

子育ての喜びを実感できる家庭教育支援の充実 (1-1-2)

●施策の目的

保護者や幼児が、時代に対応した多様なサービスを受けられることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

多様化する社会環境、生活環境の変化に伴い、本市においても核家族化や少子化が進んでおります。そのため保育所の緊急一時保育や延長保育の利用者が以前にもまして増えており、特別支援を必要とする子どもも増えています。

- ・保護者のニーズを踏まえたきめ細かいサービスを十分に行う必要があります。
- ・家庭の教育力の向上が必要です。
- ・特別支援教育体制をさらに充実する必要があります。



●施策指標

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
緊急一時保育、延長保育の実 施	市内の公立・私立保育所の全園が緊急一時保育、延長保育に取り組んだ結果を表します。	95%	100%
保護者を対象とした子育て 支援行事への参加	保護者を対象に教育講演会や親子活動・ 懇談会を実施する際の、保護者の参加状 況を表します。	80%	90%
特別支援教育の推進と整備	各園に数名ずつ配置している支援員の資質の向上のために研修会を実施した回数です。特別支援教育体制の整備に取り組んだ結果を表します。	6 回	6 回

●主な取り組み

(1) 緊急一時保育、延長保育の実施

公立保育所4園、私立保育所1園が保護者のニーズを踏まえた緊急一時保育、延長保育を 実施します。

(2) 親が子育ての喜びを感じ、幼児が健やかに育つ支援の充実 各種講演会、親子活動、懇談会をとおして子育て相談や、アドバイス等ができる場の提供 を実施します。

(3) 特別支援員の資質向上

行動障害やコミュニケーションの苦手な発達障害を持つ幼児の自立や社会参加に向けて、きめ細やかな支援が必要です。一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う必要があります。このため、各園に配置している特別支援員に対し、各種研修会に参加してもらうことにより、職員一人ひとりの資質向上を目指します。

子どもの成長が実感できる学校教育の充実 (1-2-1)

●施策の目的

全児童生徒が、自分の力を伸び伸びと発揮しながら、人間として、力強く「生きる力」を身につけることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

各小中学校では、「生きる力」の育成を最終目標に、地域・保護者・児童生徒の実態に応じた学校教育目標を掲げ、それぞれ特色ある学校づくりに取り組んでいます。しかし、近年の著しい教育環境変化のもとで、各学校が必ずしも学校の思いに即した実践や目標の達成に至っていない現状にあります。特に、家庭・保護者の価値観の多様化、児童生徒の精神的なもろさ、規範意識の低下、教職員の資質能力の向上などの課題を抱えています。

- ・子ども一人ひとりが「生きる力」を身につけるための学校運営能力の向上が必要です。
- ・高い社会性(モラル)と学ぶ意欲をもった児童生徒の育成が求められています。
- ・教職員のさらなる資質向上が必要です。
- ・学校・保護者・地域が連携・協力しあう必要があります。
- ・学校のイメージアップを図ることが必要です。



地元企業から講師を招いての灯台村塾理科実験村

●施策指標

指標名	指標の説明	平成 21 年度	平成 27 年度
1日/示/口	1日455~20元ウ1	現状値	目標値
学校が楽しいと思っている 児童生徒の割合	市内全児童生徒を対象に各年度末に調査 します。生徒にとって学校が魅力的にな った結果を表します。	82. 2%	95%
授業が分かると感じている 児童生徒の割合	市内全児童生徒を対象に各年度末に調査 します。生徒の授業に対する意欲が向上 した結果を表します。	77. 9%	90%
学校に信頼できる先生がい ると思っている児童生徒の 割合	市内全児童生徒を対象に各年度末に調査 します。生徒の学校に対する安心感や先 生の資質が向上した結果を表します。	69. 3%	80%
家や近所であいさつをして いる児童生徒の割合	市内全児童生徒を対象に各年度末に調査 します。生徒の社会性が定着した結果を 表します。	87. 3%	95%
学校の教育活動を肯定的に みている保護者の割合	市内全小中学校保護者を対象に年度末に 調査します。保護者の学校に対する理解 度が向上した結果を表します。	-	70%

●主な取り組み

(1) 学校の運営力アップ

各学校は、児童生徒の実態、地域の特性、保護者の願い、学校教職員の願い等から学校経営の目標・方針を掲げ、教育実践につなげていきます。学校理解、学校支援をするなかでより良い学校経営が進められるよう努めます。

(2) 児童生徒の生きる力アップ

各教科の学習内容の習得や活用をはじめ、学ぶ意欲や学習への関心・喜びを高め、将来に わたって学び続ける児童生徒の育成が望まれます。各学校が児童生徒の実態に沿った教育活動を実践し、児童生徒の生きる力の向上を図れるよう各種支援を行っていきます。

(3) 教職員の力量アップ

教職員の力量向上のために、校内研修、県、市、その他教育団体が主催する研修会への参加を行っていますが、本市小中学校教職員が共通的に身につけるべき教育技術の習得、ベテラン教員から若手教員への伝承、及び職務に応じた研修会の実施等により、本市独自の教職員の力量向上を図ります。

(4) 家庭・地域・学校の連携による子どもを育てる教育力アップ

児童生徒が安心・安定して活動するためには、家庭をはじめ地域・学校が手を取り合って 進める教育環境づくりをしなければなりません。学校への保護者や地域の意見・要望を吸い 上げると共に、学校が保護者や地域へ積極的に情報発信をしながら、よりよい教育環境づく りに努めます。また、発達段階に応じた一貫性ある教育の推進と円滑な園・学校間の接続が 行われるよう、保育所、幼稚園、小学校、中学校の連携・協力体制づくりに努めます。

(5) 学校のイメージアップ

地域や地元住民の理解、支援のなかで、それぞれの学校が持っている良さを積極的に情報 発信し、イメージアップを図ります。

(6) 学校施設の整備

学校施設の計画的な維持管理や整備に努めます。このうち市立浜岡中学校は昭和 33 年に建設してから 50 年以上が経過しています。耐震補強工事や外壁補修工事など行い適切な維持管理に努めていますが、老朽化が進んでいるため、今後、建て替えに向けての協議を進めていきます。

時代の変化に対応できる教育支援機能の充実 (1-2-2)

●施策の目的

子どもや家庭が抱えるさまざまな教育課題の改善を目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

社会状況や家庭環境など子どもを取り巻く環境の変化が著しくなっています。それに伴い、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数、外国人児童生徒数、不登校児童生徒数が増加しています。また、規範意識の低下により、問題行動を起こす児童の低年齢化も進んでいます。さらに、携帯電話やパソコンなどの情報機器を介したトラブル等も起きています。そのため、学校や児童生徒、保護者を支援するとともに、教育会館内に支援センターを設けて問題解決に努めてきました。しかし、一部にその成果がみられるものの、全体的な問題解決に至っていない状況にあります。

- ・特別支援教育における理解浸透が必要です。
- ・外国人児童生徒、不登校児童生徒への十分な支援を行う必要があります。
- ・家庭教育力の向上や規範意識の高揚が必要です。
- ・情報に対するモラルや判断力の向上が必要です。



学校支援地域本部事業における地域住民によるボランティア活動

●施策指標

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
不登校児童生徒の出現率	30日以上学校を休んでいる児童生徒数の 割合です。不登校児童生徒数の減少に取 り組んだ結果を表します。	1.5%	1%以下
問題行動の発生率	問題行動発生人数の全児童生徒数に対す る割合です。家庭教育の状況や児童生徒 の規範意識の向上の結果を表します。	4. 5%	3%以下
学級懇談会の出席率	市内全小中学校保護者を対象に年度末に 調査します。保護者の教育に対する意識 が向上した結果を表します。	-	50%
情報モラル講座の参加率	市内全小学校 6 年生対象の情報モラルに 関する講座の参加率です。児童生徒の情報に対するモラルの向上に取り組んだ結果を表します。	97%	100%

●主な取り組み

(1)特別支援教育の理解及び特別支援体制の確立

特別な支援を必要とする児童生徒は、年々増加する傾向にあり、その対応が急がれています。児童生徒一人ひとりの現状や将来を見据えた支援・指導を総合的に行うことが可能な体制づくりに努めます。

(2) 外国人・不登校児童生徒への支援・指導体制の確立

日本語が話せない、異なる文化をもった児童生徒・保護者への支援・指導の必要性が高まっています。専門的な知識をもった指導員の派遣や児童生徒への異文化理解を高めていきます。また、年間 30 日以上学校に通学できない不登校児童生徒への個別対応も一層推進します。

(3)情報と上手に付き合う児童生徒の育成の推進

携帯電話会社や通信・情報管理会社等から各小学校に専門的な講師を派遣し、情報のもつ 恐ろしさや正しい情報機器の利用方法等について指導します。また、保護者に対して、児童 の携帯電話の適正利用や所有年齢等についての啓発も行います。

家庭・地域による青少年健全育成の支援の充実(1-3-1)

●施策の目的

家庭・地域の支援を充実させることにより、青少年が心身ともに健全に成長することを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

女性の社会進出の増加、ひとり親世帯・核家族世帯の増加等の家庭環境の変化に加え、社会的な モラルの低下、情報化社会の進展等の社会的変化があいまって、家庭の教育力が低下していると言 われています。

本市でも、18 歳未満の子どものいる世帯で、夫婦と子どもだけの世帯が平成7年から平成17年の間に52世帯、ひとり親世帯が80世帯増加するなど、いわゆる核家族と呼ばれる世帯は子どものいる世帯の53パーセントに上っており、行政・地域による家庭教育サポートの必要性が高まっています。

また、少子化や生活環境の変化等の影響から、子どもが異年齢集団と交流する機会や自然に触れる活動をする機会が減少しています。

- ・各家庭での教育力を向上させる必要があります。
- ・地域全体で青少年の健全育成に取り組む必要があります。
- ・青少年が積極的に取り組める活動の場を提供する必要があります。



●施策指標

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
家庭教育学級への延べ参加者数	健やかな子どもを育てる明るい家庭づく りの勉強に取り組んでいる市民の数で す。各家庭での教育に対する意識の向上 の結果を表します。	7, 715 人	8, 200 人
マナーモデル運動への参加 人数	一人ひとりが持っている良さを自発的に 呼び起こす取り組みへ参加する延べ人数 です。地域全体のモラル向上の結果を表 します。	5, 326 人	15, 000 人
青少年健全育成サポート隊 活動への参加者数	市民一体で子どもたちを事故・犯罪・非 行から守る活動への参加者数です。地域 での健全な青少年を育成するという意識 の向上の結果を表します。	1,301人	1, 350 人
体験型学習 (洋上体験) への 参加者数	洋上体験学習の参加者数です。洋上での 異年齢集団の体験型学習機会の提供に取 り組んだ結果を表します。	125 人	125 人

●主な取り組み

(1) 家庭の教育力サポート活動

家庭教育学級や愛さんさん共育(市の子育て・家庭教育サポート事業)を実施し、特に子育て中の保護者に対して、学習の機会や子育て情報を提供することにより、家庭教育の充実を図ります。

(2) 地域での青少年育成サポート活動

「地域の子ども、青少年は地域で守り育てる」をコンセプトに、市民一体となって青少年 健全育成サポート隊活動やマナーモデル運動の推進等を行い、青少年の健全な成長を支援し ます。

(3) 体験型学習機会の提供

異年齢集団での体験型合宿を推進することで、青少年が集団生活への適応性や社会ルールを身につけ、リーダーとして成長する機会を提供します。

生涯学習活動の支援の充実 (1-4-1)

●施策の目的

市民の学びたいという意欲が高まることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市では、全8地区に身近な生涯学習拠点として公民館を設置し、各地区の実状にあった各種講座等を開催し市民のニーズに応えています。しかし、各年齢層の求めるきめ細かな学習機会を提供するためには、講師やボランティアなどの人材が不足しています。特に、専門的知識や専門機器を要する講座では人材、機器ともにニーズに十分に応えられていません。また、地域性重視の反面、地区によって学習メニューの差が出ています。さらに、生涯学習活動に参加する市民は限定的であるうえ、市内での学習成果の発表の機会も限られています。

- ・十分な学習機会を提供するために人材を確保する必要があります。
- ・拠点施設である公民館の設備・機能の充実を図る必要があります。
- ・生涯学習の各種講座等の開催を知る機会、参加する意欲を高める必要があります。



●施策指標

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
生涯学習講座への参加者数	生涯学習講座に参加した人数です。市民 の生涯学習に対する意欲の高まりの結果 を表します。	1,472 人	2,000 人
社会教育学級への参加者数	社会教育学級に参加した人数です。市民 の社会教育に対する意欲の高まりの結果 を表します。	1,088人	1,100人
公民館の利用者数	生涯学習の拠点として公民館を利用した 市民の人数です。市民の生涯学習活動に 対する意欲の高まりの結果を表します。	190, 537 人	200,000 人

●主な取り組み

(1) 地域の人材活用ネットワークの構築

社会教育学級活動や公民館活動を通して、生涯学習の講師となりうる人材の把握に努め、 そのデータベース化を図ります。

(2) 公民館の整備・機能の充実

市民の利用しやすい公民館の整備を進めるとともに、ニーズに応じて公民館の機能を充実させ、生涯学習の拠点施設としての機能を強化します。

(3) 生涯学習活動機会の提供

各地区の特色を活かした「公民館まつり」等を開催し、市民の学習成果の発表機会を提供します。また、CATV等を活用して生涯学習活動に関する情報提供を行い、市民の生涯学習活動を支援します。

利用者が満足する図書館サービスの充実 (1-4-2)

●施策の目的

図書館において図書や視聴覚資料などを活用し、市民誰もがいつでも学び、調べることができることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市は、御前崎市立図書館「アスパル」を運営しています。「アスパル」は、乳幼児から高齢者に至るまでのあらゆる年代の人々が、自由に集い気軽に利用できる施設として、また情報提供の拠点として、市民生活に根を下ろしています。しかしながら、近年大人の読書離れが進むことに加え、子どもたちの興味も、進展が目覚しいテレビゲームやインターネットなどに向けられ、読書への意欲が薄れています。

- ・市民のニーズにあった図書館資料の整備が必要です。
- ・市内の潜在利用者(未利用者)の開拓が必要です。
- ・子どもたちの読書離れの解消が必要です。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
市民一人あたり年間貸出し冊数	市民の年間貸出資料数を市の人口で割った数値です。市民の図書の利用ニーズの 高まりの結果を表します。	8. 4 ⊞	8.5 冊
図書館資料貸出利用者数	年間の図書館資料を借りた利用者の人数 です。市民の図書館資料の利用ニーズの 高まりの結果を表します。	110, 253 人	112,000 人
図書館児童書貸出し冊数 (子ども1人当たり)	年間の児童書貸出冊数です。 (御前崎市の子ども1人当たりの年間 貸出し冊数です。)子どもの読書への 意欲の高まりの結果を表します。	144, 460 冊 (34. 5 冊)	147, 000 冊 (35 冊)

●主な取り組み

(1) 市民を引きつける本棚づくり

どのような本がよく利用されているか、利用統計などを基に調査分析し、利用者のニーズ にあった蔵書づくりを行います。

また、市民が関心を持つようなテーマの本を展示し、手に取りたくなるような工夫をしま す。さらに、より利用者が声をかけやすい相談サービスを実施します。

(2) ギャラリースペースの活用

「アスパル」 2 階のギャラリースペースを活用した文学講演会や各種展示会を通して、図書館を利用していない市民が図書館に訪れるきっかけを作り、市内の潜在利用者の開拓に努めます。

(3) なぶら子ども読書活動

なぶら子ども読書活動は、御前崎市の子ども読書推進活動です。「なぶら」とは魚の群れ とその魚に群がる鳥の群れを指します。子どもたちが本に群れ集まって読書を楽しむ姿を目 指しています。

具体的には、保育所や幼稚園への出前読み聞かせ事業、小学校・中学校の学校図書館や学 級文庫に対する支援を充実します。また、そうした活動を支える市民ボランティアの育成を 推進します。

地域固有の文化財の保護と継承 (1-5-1)

●施策の目的

市の地域文化財の保護・継承とともに、それらを活用・啓発することにより、市民の郷土への誇りを醸成することを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市は、アカウミガメや桜ヶ池のお櫃納めなど、数々の地域文化、有形・無形の文化財を有しています。しかし、これらを支える人材は高齢化しており、後継者・継承者が不足しています。 また、地域文化財に関する市民の理解や関心も低下しています。

- ・文化財の保護を支える人材を確保する必要があります。
- ・市の文化財の魅力を伝える必要があります。

ウミガメ上陸・産卵・ふ化頭数等データ (過去3年間)

項目	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
上陸頭数	369 頭	448 頭	264 頭
産卵頭数	248 頭	235 頭	149 頭
産卵個数	26,500 個	24,784 個	17,094 個
ふ化頭数	15,300 頭	14,214 頭	8,984 頭
ふ化率	56. 12%	57. 94%	52. 91%
放流頭数	15, 265 頭	12,992 頭	8,951 頭

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
アカウミガメのふ化率	アカウミガメ保護事業により保護した卵 のふ化率です。アカウミガメの保護活動 に取り組んだ結果を表します。	57.9%	60.0%
指定文化財の数	市内にある指定文化財の数です。文化財 保護に取り組んだ結果を表します。	31 件	35 件
文化財講座への参加者数	文化財講座に参加した人数です。市民の 地域文化財に対する意識の高まりの結果 を表します。		500 人

●主な取り組み

(1) 地域文化を支える人材の確保

「地域文化財による郷土の誇りを育てる事業」の推進により、次世代の人材を育成します。また、定年後の世代を地域に取り込み、文化財保護活動への積極的な参加を呼びかけます。

(2) 地域文化財の魅力の発信

指定文化財保存事業やアカウミガメの保護活動等を通じて、文化財が市民共有の財産であり、市民一人ひとりが大切に守っていくものであることを伝えます。また、文化財を活用した出張授業の開催やイベントでの展示、CATVを利用した情報発信等により、市民に地域文化財の存在とその魅力を伝えます。

また、市内に数多くある、貴重な文化財については、市の指定文化財として保護していきます。



文化・芸術活動の支援の充実 (1-5-2)

●施策の目的

市民の文化・芸術活動を支援し、市民がより文化的な生活を楽しむことを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

市民生活の向上に伴い、市民の文化・芸術に関する関心や欲求が高まっています。しかし、このような文化・芸術活動の参加機会は十分とはいえず、参加者は限定的です。また、活動の場として使用している施設のうち市民会館については、耐震補強工事と合わせてリニューアル工事を実施しています。

- ・より多くの市民が文化・芸術にふれることのできる機会を提供する必要があります。
- ・市民が文化・芸術活動に参加する意欲を高める必要があります。
- ・市民に文化・芸術活動をより楽しめる場を提供する必要があります。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度 目標値
文化祭への参加者数	文化祭に参加した人数です。市民の文 化・芸術に対する意識の高まりの結果を 表します。	1,000人	1,500 人
文化協会会員数	文化団体に加入している市民の人数で す。市民の文化・芸術に対する意識の高 まりの結果を表します。	1,354人	1,500人

●主な取り組み

(1) 文化・芸術にふれる機会の提供

特に低年齢期に質の高い文化・芸術に触れる機会を持つことができるよう、伝統文化子ども教室や県巡回劇場等の開催支援等を行い、文化・芸術にふれる機会を提供します。

(2) 文化・芸術活動に参加できる機会の提供

文化祭の開催や芸術館への市民ギャラリー開設等を行い、より多くの市民が文化・芸術活動に参加できる機会を提供します。

(3) 文化・芸術活動を楽しむ場の提供

文化会館等、活動を楽しむための施設の老朽化に対応した修繕等を進めます。また、市民ニーズに応じて設備を充実し、本市での対応が難しい場合は、近隣団体との間に構築する情報ネットワークを利用して広域的な連携を図り、市民のニーズに応えます。

スポーツ活動の支援の充実 (1-6-1)

●施策の目的

市民のスポーツ活動を支援することで、市民がスポーツ活動を楽しみ、心身ともに健康に生活できることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

近年の健康志向の高まりの中で、本市では高齢者層でグラウンドゴルフの人気が高まるなど、市 民のスポーツ活動に関するニーズは増加し、多様化しています。一方で、全国スポーツテストの結 果を見ても子どもの基礎体力の低下は顕著であり、運動やスポーツへの「親しみ方」や「楽しみ方」 を身に付けさせることが必要となっています。

本市のスポーツ施設は老朽化による修繕等が必要な施設が増加しています。

近隣の自治体では体育協会のNPO法人化や総合型地域スポーツクラブの創設が進んでおり、より自立性・独自性をもった運営をしています。

- ・より多くの市民が気軽にスポーツ活動へ参加できる機会を提供する必要があります。
- ・スポーツを楽しむ環境を整備する必要があります。
- ・体育関係組織の自立性・独自性を促進する必要があります。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
体育施設整備の満足度	体育施設の整備に関する市民意識を示す 割合です。市民のスポーツを楽しむ環境 整備に対する満足度が向上した結果を表 します。	_	70%
スポーツ少年団加入率	スポーツ少年団に加入している人数で す。子どものスポーツに対する意識の高 まりの結果を表します。	30.7% (626/2,038 人)	33. 3% (650/1, 950 人)
各種スポーツイベント・スポ ーツ教室への参加者数	スポーツイベント・スポーツ教室に参加 した人数です。市民のスポーツに対する 意識の高まりの結果を表します。	1,805人	2,000 人
体育関係団体の自立	自立して運営している体育関係団体数で す。体育協会・マリンスポーツクラブの 自立促進を支援した結果を表します。	0	2

●主な取り組み

(1) スポーツ活動への参加機会の提供

体育協会や体育指導員、マリンスポーツクラブ等と連携を図り、各種スポーツ教室や大会 やイベントを実施し、市民にスポーツ活動への参加機会を提供します。

また、低年齢期からスポーツに親しむことができるよう、スポーツ少年団の育成に努める とともに、体育指導員による軽スポーツ教室など体力・年齢・目的に応じたスポーツ活動の 機会を提供します。

(2) スポーツを楽しむ環境の整備

市民が快適に安心してスポーツを楽しむことができるようにするため、スポーツ施設の老 朽箇所の修繕等を実施し、良好な施設環境の維持に努めます。

(3) 体育協会、マリンスポーツクラブの自立支援

体育協会、マリンスポーツクラブの活動を支援するとともに、両団体の自立をサポートし、 地域に根ざした総合型地域スポーツクラブの受け皿づくりを進めます。

第2章 年齢を超えて心が通いあう やさしさにつつまれたまち (健康福祉)

1. 基本目標の概要

「日本一の福祉のまち」を目指して、乳幼児から高齢者まで誰もが安心して暮らせる、やさしい 心をもった福祉体制の充実したまちづくりを進めていきます。

また、市民の健康維持、増進を図るとともに、医療体制の充実にも努めます。

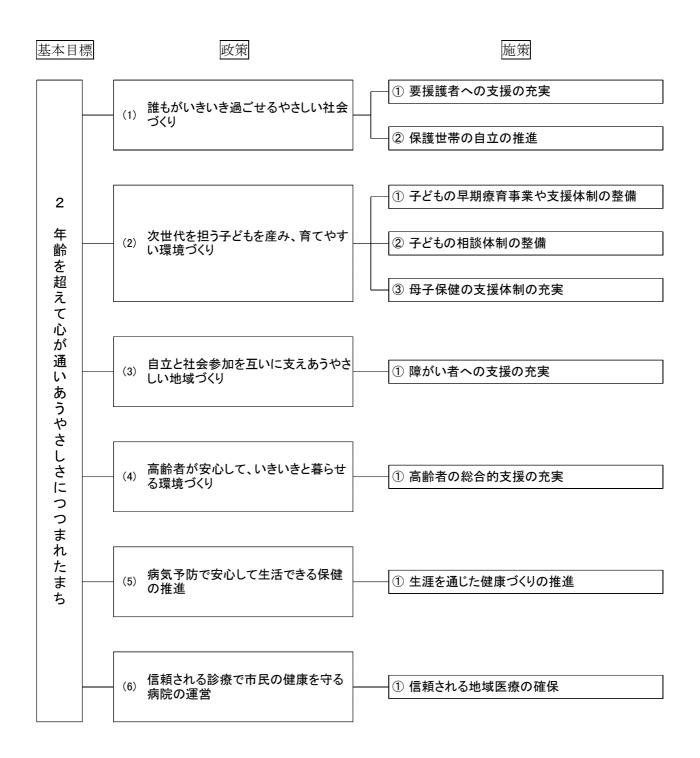
2. 市民との協働について

乳幼児から高齢者まで、年齢を超えて誰もが安心して暮らすことができるためには、地域で互いに支え合う環境をつくっていくことが必要です。地域コミュニティの活動やボランティア活動に積極的に参加することで、地域の一員として、安心して生活することができます。

また、本市が行う各種教室や相談支援、出前講座、各種健診・検診などを積極的に活用することが重要です。これらの身近な支援を利用することにより、心の健康、身体の健康を維持して、誰もが元気に安心して生活できます。



3. 施策の体系



要援護者への支援の充実 (2-1-1)

●施策の目的

支援を必要とする高齢者や障がいのある人を地域で助け合う体制を構築し、住み慣れたところで 元気に安心して暮らせることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

平成 21 年度に要援護者支援システムを導入しましたが、住民記録等の情報の構築が未整備のため、要援護者の最新の状況をシステム上把握することが困難となっています。

また、本市では在宅の支援を必要とするひとり暮らしの高齢者等の生活安定のため、扶助費を支給していますが、支給額・件数ともに年々増加傾向にあります。

- ・要援護者支援システムにおける、住民記録情報等の取り込みが必要です。
- ・要援護者に対する支援方法を多様化させる必要があります。

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
要援護者支援システムへの情報の取り込み割合	要援護者支援システムへの住民記録情報 の取り込みの割合です。要援護者支援シ ステムの充実に取り組んだ結果を表しま す。	50%	100%
見守り活動ネットワーク組織の構築	見守り活動のネットワークです。要援護 者の支援方法の多様化に取り組んだ結果 を表します。	_	1組織

●主な取り組み

(1) 要援護者支援システムの充実

平成21年度に導入しました要援護者支援システムへの住民記録情報等の取り込みを進め、 さらに要援護者情報の更新を図り、より充実した支援システムを整備します。

(2) 支援方法の多様化の推進

要援護者への支援の方法として、従来の民生委員組織による見守り活動だけでなく、町内 会組織の活用や地域の住民と接する機会の多い民間事業者等も含めた登録者制度を創設し、 見守り活動のネットワーク組織を構築します。

保護世帯の自立の推進 (2-1-2)

●施策の目的

生活困窮者の最低限度の生活を保障し、就労支援や生活支援等により自立できることを目的とします。

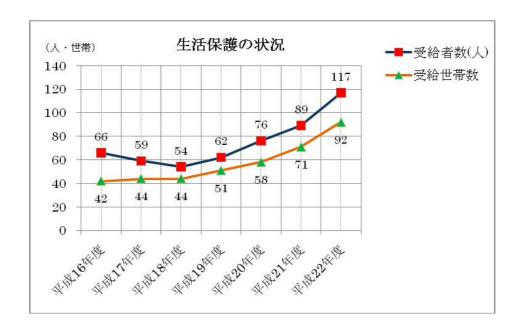
●施策を取り巻く現在の状況

生活困窮者の相談件数が、平成 16 年度の 34 件から平成 21 年度は 99 件へ、保護の実施件数が、平成 16 年度の 16 件から平成 21 年度は 21 件となるなど、増加傾向にあります。また、受給者もリーマンショックを契機とした一昨年来の経済不況により、平成 16 年度の 42 世帯から平成 21 年度の 71 世帯と増加し、人口千人当たりの保護率は近隣他市に比べると、高水準となっています。

本市では生活支援業務、相談支援業務、就労支援業務、保護認定業務を全て同じ職員が兼任しており、専門的にそれぞれの業務を行う体制になっていません。近年の経済不況による求人数の減少も保護率の増加の原因といえますが、市による相談支援や就労支援による自立支援体制が不十分であることも、保護率が減少しないことの一因となっています。

また、平成21年では、受給者の高齢者割合は42%となり、今後増加が予測される高齢者に対する、 日常生活の支援も重要になっています。

- 相談支援体制の充実が必要です。
- ・就労支援体制の充実が必要です。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
保護率	人口千人あたりの被保護人口の割合です。被保護人口を総人口で除して求められます。生活困窮者の自立に取り組んだ結果を表します。	2. 5 人	1.5人
相談件数	生活困窮者の年間の相談件数です。相談 体制の整備に取り組んだ結果を表しま す。	99 件	54 件
就労数	市の就労支援により就労することができた人数です。就労支援に取り組んだ結果 を表します。	0人	5 人

●主な取り組み

(1) 相談支援体制の充実

市職員の事務分担を見直し、相談支援を専門とする職員を配置することにより、生活困窮者の相談支援体制を充実させます。

(2) 就労支援体制の充実

市職員の事務分担を見直し、就労支援を専門とする職員を配置することにより、生活困窮者の就労支援体制を充実させます。

ハローワーク等の関係機関との連携を緊密に行い、就労支援を効果的かつ効率的に実施します。

子どもの早期療育事業や支援体制の整備 (2-2-1)

●施策の目的

子どもの健全育成の体制を整備し、支援を必要とする子どもたちが、元気で健やかに育つことを 目的とします。

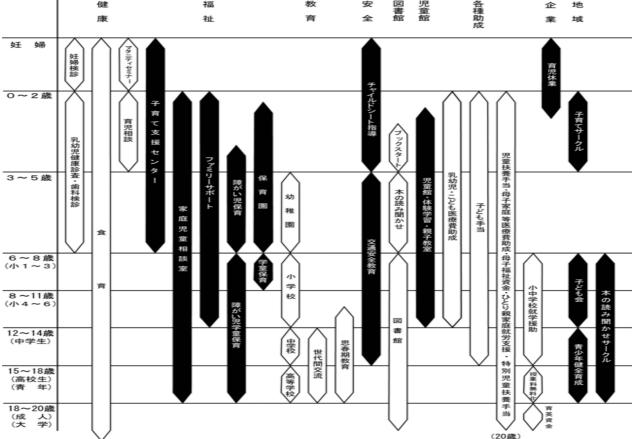
●施策を取り巻く現在の状況

近年の核家族化の進行による家族力の低下や地域コミュニケーションの不足等の社会情勢が変化しているなか、自閉症や発達障がいなどを有し、支援を必要とする子どもの保育が困難な状況にあります。子育て環境も変化しており、支援を必要とする子どもたちの成長過程に応じて、早期から適切な支援を行う必要が増しています。本市の発達障がいと思われる子どもの割合は、平成21年で7.8%と文部科学省が行った児童生徒に関する実態調査結果の6.3%を上回っています。

本市の療育¹⁰に関する子育て支援は、福祉課、国保健康課、幼児教育室に対象幼児の成長段階等で分割されており、行政組織内での情報の共有化が十分に行われていません。

●施策の課題

・療育事業の組織的な対応と事業の支援拠点が必要となります。



¹⁰ 障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
療育支援拠点設置数	平成24年度運営開始予定です。療育支援 の施設整備に取り組んだ結果を表しま す。	0 施設	1 施設
療育に関する指導件数	療育に関して指導を行った件数です。子 育ての療育指導に取り組んだ結果を表し ます。	71 件	100 件

●主な取り組み

(1) 療育に関する特別支援システムの構築

支援を必要とする子どもに対して、総合的な支援を実施することができるように関係機関による市の支援組織の連携を強化し、支援の充実を図ります。特別支援システム構築の一環として、支援を必要とする子どもに関する情報の共有化を充実するため、電子情報システムの整備を検討します。

(2) 療育事業拠点の整備

本市の療育事業の拠点となるべき施設を整備し、相談窓口の一本化を図り、療育事業の支援体制強化と充実を図ります。

発達障がいについての正しい知識や地域の理解を求めるための啓発活動を行います。地域での子育てに関する課題を共有し、その解決に向けて取り組む地域コミュニティを育成し、その活動を支援します。

子どもの相談体制の整備 (2-2-2)

●施策の目的

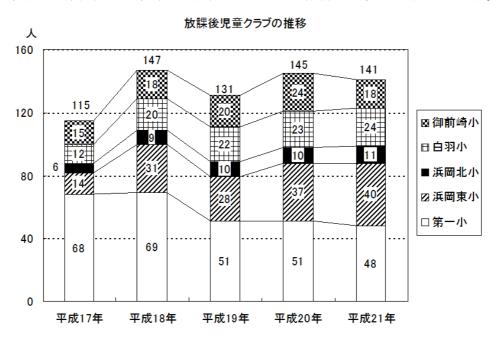
家庭の育児不安や悩みが解消され、安心して子どもを産み、育てることができ、子どもが安心して暮らせることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

近年の核家族化の進行や地域コミュニケーションの不足により、子育でする親が孤立してしまい、育児不安や育児ストレスが増大する傾向が見られます。平成22年6月に実施した市民意識調査で、本市の取り組みに関する現状の満足度について、子育で支援の充実は31項目中、6番目の評価となっているのに対して、今後、市が目指すべきまちで「子育で支援が充実したまち」と回答した割合は7.1%と32項目(その他含む)中、3番目に市民が重要と回答されており、市民の子育で支援に関するニーズは高まっています。

本市では放課後児童クラブや、子育て支援センター等の諸事業は実施していますが、子育ての相談支援は、組織的にも脆弱であり、体制の整備と強化が必要です。家庭児童相談室を設置していますが、相談件数が平成16年度延べ1,070件、平成21年度延べ4,512件と推移しており、激増している状況にあります。市の相談支援を専門に携わる体制は、非常勤の相談専門職員が2名配置されているにとどまり、専門の正規職員はいません。このため毎年増え続けている全ての相談事項には、対応が困難な状況にあり、相談専門員が訪問等を行っているときは、相談室に職員が不在の場合もあり、業務に支障が出ています。

- ・子育てに関する相談窓口の市民への周知が必要となります。
- ・家庭児童相談室の充実が必要となります。
- ・児童虐待の早期発見・早期対応を行うことができる体制の構築が必要となります。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
子育で相談件数	子育てに関する相談件数です。子育ての 相談支援体制が整備されたと感じる市民 の割合が高まった結果を表します。	4,512件	5,000件
子育てしやすいまちだと思 う人の割合	子育て環境に対する市民意識を示す割合 です。子育てをしやすいと感じる市民の 割合が高まった結果を表します。	_	40%
児童虐待相談件数	児童虐待に関する相談件数です。児童虐 待予防に取り組んだ結果を表します。	731 件	800 件
児童虐待通告等に対して対 応した件数	児童虐待通告に対応した件数です。児童 虐待予防に取り組んだ結果を表します。	731 件	800 件

●主な取り組み

(1) 子育て支援相談窓口の充実

子育て全般の支援相談窓口を設置し、子育てに関する本市の相談支援体制を一本化し、市 民にわかりやすい組織体制とします。今後整備する子育て支援拠点施設を中核として、相談 体制の充実を図ります。

また、複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、組織としての機能の強化や相談支援にあたる専門の職員を採用または専門性向上のための育成を行い、組織としての機能を強化します。

(2) 児童虐待の予防

子育てに対する悩みや家庭の育児不安を持っている親に向けたプログラムの導入を行います。地域における住民のふれあいやコミュニケーションを強化する制度を充実します。

母子保健の支援体制の充実 (2-2-3)

●施策の目的

母子保健の支援体制を充実することにより、安心して子どもを産み育てられることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

核家族化やひとり親家庭の増加に伴い、家族に子育てや健康への不安を相談することができない親が増えています。そのため本市では家庭訪問するなど、親の子育てや健康への不安を解消する取り組みを実施しています。近年では産後うつ病を疑われる母親の割合が、平成21年度では6.4%、平成22年度では8.5%となっています。

また、命の大切さや子育ての意識を高めるために、本市では中学生を対象に、学校へ保健師を派遣して性教育を実施しています。

- ・世代をまたぎ、子どもの特性や子育てに関する正しい情報、知識を伝えることが必要です。
- ・健康な子どもを産み、育てるために必要な支援ができる体制を整備する必要があります。
- ・未熟児、障がい児に対する十分な対策が必要です。



8ヵ月健康相談の様子

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
乳幼児健康診査の受診率	乳幼児の各種検診の受診率です。保護 者の乳幼児に対する子育て意識が向上 した結果を表します。	91.6%	100%
英生日の計画表	妊産婦を訪問した割合です。妊産婦の 不安解消に取り組んだ結果を表しま す。	92. 5%	100%
新生児の訪問率	新生児を訪問した割合です。新生児の フォローに取り組んだ結果を表しま す。	91. 2%	100%
妊婦マタニティセミナーの出 産教室の参加率	妊婦の方の出産教室の参加率です。妊婦の方の子育てに対する意識が向上した結果を表します。	15%	30%
支援が必要な人への支援率	特定妊婦、転入者、エジンバラ産後う つ病質問票 (9点以上) など支援対象と なった人の支援率。支援が多くなるこ とで、虐待予防、育児支援への取り組 みの結果を表します。	_	100%
たばこを吸っている妊婦の率	低出生体重児の生まれる原因の一つで ある妊婦の喫煙率です。喫煙防止に取 り組んだ結果を表します。	2.6%	0%

●主な取り組み

(1) 安心して出産、育児に望める支援の充実

妊婦健診や乳幼児健診を行い、心身の健康を支援するとともに、子育てに対しての支援の 充実を図ります。

(2) 子どもの健康を守るための環境整備

未熟児出産や早産を防ぐためにたばこの有害性を周知し、妊娠中の喫煙や受動喫煙のない 環境を整備します。

(3) 命を守るための健康教育の充実

妊婦だけでなく、これから親になる児童・生徒にも命の大切さや育児の重要性を理解して もらえる健康教育の充実を図ります。

障がい者への支援の充実 (2-3-1)

●施策の目的

障がい者の自立と社会参加を促進し、住み慣れたまちで安心して生活できることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法は、身体、知的、精神の障がいに関わらず、共通の制度のもとで一元的に福祉サービス等を提供することで、障がい者の自立を図ることを目的としています。

本市の障害者手帳所持者は、平成 16 年度で 1,072 人、平成 21 年度で 1,653 人と増加傾向にあります。現在、既存の施設サービスを提供する全ての施設は、定員を超えて運営されており、在宅で生活する障がい者が増加しています。このため、在宅で生活している障がい者の緊急時の対応等が困難な状況にあります。

また、重度障がい者に対応する支援施設は掛川市、菊川市、牧之原市、森町をあわせた広域において1ヶ所もなく、精神障がい者に対応する支援施設は、広域で6ヶ所あるにとどまります。精神障害者保健福祉手帳交付数は、平成12年は46人、平成17年は101人、平成21年は204人と特に増加が著しく、精神障がい者の相談支援事業所を市内に設置することが市民から要望されています。

●施策の課題

- ・障がい者に関する施設の充実が必要となります。
- ・支援を必要とする障がい者のニーズに沿った福祉サービスの充実が必要となります。
- ・精神障がい者に対する相談支援事業所が必要となります。

障がい者が将来不安に感じていること

親がいなくなったとき生活できるか	43.2%	財産や金銭の管理のこと	8.9%
高齢になったときのこと	27.5%	結婚できるか	6.4%
働く場があるか	18.5%	必要な医療や機能訓練が受けられるか	5. 7%
地域の中で暮らしていけるか	17.9%	趣味や生きがいを持てるか	4.8%
十分な収入があるか	17.5%	親しい友人・知人がいるか	3.2%
日常の介護者がいるか	15.1%	住宅が確保できるか	3.2%
将来一緒に暮らす家族がいるか	15.1%	希望する学校に行けるか	2.0%
災害等で命に危険がある時助けてもらえるか	14.4%	その他	0.7%
希望する施設に入所できるか	9.4%	特にない	5. 5%

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
障がい者の就労者割合	障がい者の方が就労している割合です。 障がい者の方の働く環境が整備された結 果を表します。	1.4%	1.8% (法定雇用率)

●主な取り組み

(1) 受入施設の充実

新たなサービス提供事業所の設置を促進するため、必要な支援を行ないます。

また、公共住宅の転用等により、高齢となった障がい者の受け入れ先を確保することを広域で取り組みます。

(2) 被支援者のニーズに沿った福祉サービスの提供

障がい者福祉に関するボランティア団体の活動等を促進するために必要な支援を行います。

重度心身障がい児(者)通所施設整備要望に対して、広域での当該施設の整備に取り組みます。また、精神障がい者が地域社会で自立するため、ケアホーム・グループホームの設置を促進します。

障がい者の自立のために関係機関との連携を行い、就労支援を実施します。

(3) 精神障がい者の相談支援事業所の運営支援

市内の精神障がい者の相談支援を充実するため、相談支援事業所の運営を支援します。

高齢者の総合的支援の充実 (2-4-1)

●施策の目的

いつまでも住み慣れた地域で暮らせることを目的とします。

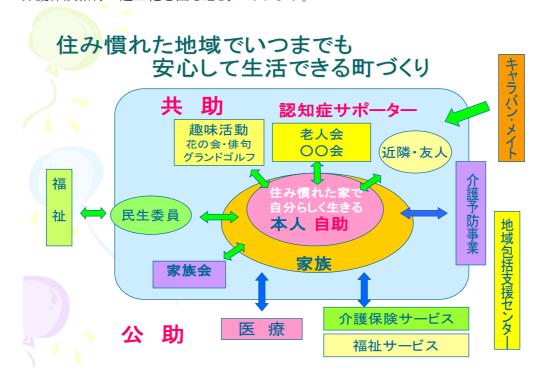
●施策を取り巻く現在の状況

介護保険法の改正により、平成 18 年 4 月から、要介護状態等への移行を予防することの重要性が高まっています。そのため元気に活動できる高齢者を対象として、生活機能の維持や向上に向けた取り組み(一次予防支援)を進めています。また、要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対し、予防事業を通じて活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援(二次予防支援)しています。現在では「おたっしゃ健康チェック」による介護予防の意識づけと心身や生活の状態の確認、また各種の「転倒予防教室」、「閉じこもり予防教室」など介護予防の推進を図っています。

また地域には高齢者の方の介護予防を推進するボランティアが組織され、その育成と定着を図っています。

介護保険においては、要介護状態等となった場合であっても、可能な限り地域において自立した 日常生活を営めるよう支援し、健全で、安定した事業運営を目指しています。

- ・高齢者の介護予防意識を向上する必要があります。
- ・二次予防対象者のフォロー体制を十分に整備する必要があります。
- ・地域で互いに支え合う環境づくりを構築する必要があります。
- ・介護保険給付の適正化を図る必要があります。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
健康だと思う高齢者の割合	健康だと思う高齢者の割合です。高齢者 の方の健康に対する意識が高まった結果 を表します。	27.2%	30%
一次予防教室への参加者数	一次予防支援のために開催する各種教室 等の参加者数です、介護予防意識の高揚 の結果を表します。	3,566 人	3,600 人
二次予防対象者の改善率・維 持率	二次予防対象者の身体機能等の改善率・ 維持率です。二次予防対象者のフォロー に取り組んだ結果を表します。	93. 3%	95%
地域のネットワーク・組織の数	地域のネットワーク・組織の数です。地域の高齢者の見守り体制やボランティア 組織の構築など地域で互いに支え合う環 境が作られた結果を表します。	6 組織	12 組織
介護保険事業所の指導数	介護保険事業所に対して指導を実施した 事業所数です。介護保険の適正運営に取 り組んだ結果を表します。	3 事業所	4 事業所

●主な取り組み

(1) 一次予防支援の充実

- ・介護予防に関する知識の普及と意識づけを図ります。
- ・出前講座にて参加しやすい環境を整えます。
- ・社会福祉法人などの民間事業者との連携を図ります。

(2) 二次予防支援の充実

- ・二次予防の対象者に、より効果的、効率的な事業の展開を図ります。
- ・地域包括支援センターと連携し、独居、高齢者世帯等、支援が必要な方の早期発見・早期対応に努めます。

(3) 地域ネットワーク、地域ボランティア組織の構築

・地域の高齢者の見守り体制やボランティア組織を充実させます。

(4) 事業所指導

・介護保険事業所の適正運用指導を行うことにより、保険給付の適正化を図ります。

生涯を通じた健康づくりの推進 (2-5-1)

●施策の目的

病気を予防して健康なこころと体をつくることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

平均寿命が延びる一方で、不規則な生活習慣から「生活習慣病」が増加し、糖尿病の危険が増えています。糖尿病は、高血圧症などさまざまな病気を誘発し、合併症を生む危険性があります。

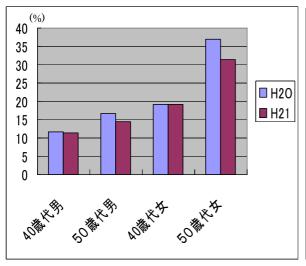
また糖尿病を誘発するものとして、肥満・過食・不規則な生活習慣などが上げられます。特に本 市では、他の自治体と比べて糖尿病患者が多くなっています。その原因となるメタボリックシンド ロームを予防するため、ライフスタイルに合わせた生活改善を推進・支援しています。そのため、 がん検診や特定健診などの各種健診の受診と、その事後指導を行っています。

また、平成21年度における5歳児の平均虫歯本数は3.2本で県のワースト2位となっています。 5本以上虫歯のある児童が29.5%、9本以上虫歯のある児童が9.4%を占めています。

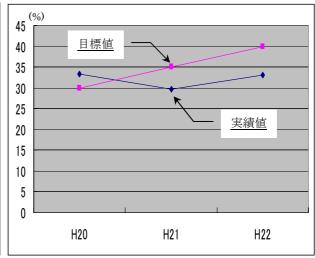
●施策の課題

- ・生活習慣病予防に対する知識の向上が必要です。
- ・がん検診の重要性に対する認識の向上が必要です。
- ・幼児の虫歯対策が必要です。

特定健診 壮年期の受診率



特定健診受診率



※ H22 受診率は H22.12.16 現在

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
国保加入者の特定健診受診率	特定健診とは血圧・血糖・脂質・尿検査・肝機能検査及び生活習慣の問診のことです。40歳以上を対象に、生活習慣病のおおもととなるメタボリックシンドロームやその予備軍の早期発見を目指します。市民の健康予防の意識が高まった結果を表します。	28%	65%
各種がん検診の受診率	前立腺がん検診	62. 9%	65%
	胃がん検診	23. 4%	50%
	大腸がん検診	28. 4%	50%
	結核・肺がん検診	55. 2%	60%
	子宮がん検診	22. 3%	50%
	乳がん検診	34.0%	50%
5歳児のむし歯本数	1人当たりの虫歯本数です。県で10番以内の 水準を目指します。	3.2本	2本
週一回以上運動・スポーツする 人の割合	20 歳代男性	22.7%	30.0%
	20 歳代女性	24.3%	30.0%
	30 歳代男性	32.0%	40.0%
	30 歳代女性	14.8%	25.0%

※ スポーツする人の割合は 平成20年度の数値

●主な取り組み

(1) 生活習慣病予防のための健診と啓発

特定健診・骨粗しょう症検診・歯周病検診・はつらつ健診を実施します。さらに、健診結果により、生活習慣の改善を図るため、食生活指導・運動指導を行い、ひとり一人が生活習慣病を予防できるように支援していきます。また生活習慣病や歯周病が全ての疾病に関係することから、生活改善の重要性を深める健康教育の充実を図ります。

(2) 各種がん検診の充実と推進

高額な医療費と家族の経済的負担を解消し、健康な身体を長く保持するために、各種がん 検診を実施し、健康で長生きできる生活を支援します。

(3) 幼児のむし歯予防対策の強化

幼児期からむし歯等で自分の歯が失われないことは、健康で長生きするために大切なことです。そのため幼児の各健診では、歯の磨き方の指導やフッ素塗布を行います。さらに、乳歯から永久歯に生え替わる、年中・年長園児を対象にフッ素洗口を実施します。また、幼児期から「健康な歯」になるために、8020運動(80才で自分の歯が20本あること)の周知を積極的に行います。

信頼される地域医療の確保 (2-6-1)

●施策の目的

市民が必要な医療サービスの提供を受けられることを目的とします。

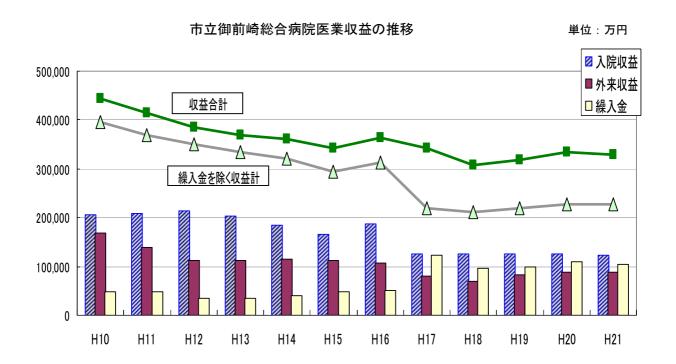
●施策を取り巻く現在の状況

静岡県の人口 10 万人当たりの医師数は、全国平均を大きく下回り、特に中東遠地域は低い地域となっています。要因のひとつに民間の医療機関が少ないことも考えられますが、医師臨床研修制度により都市部と地方、病院間における医師数の格差はますます顕著となっています。

医師、看護師不足による診療体制の縮小は、医療サービスの低下や収益の減少を招き、市立病院でも平成17年度以降は、一般会計から多額の赤字補てんにより経営を維持する状況が続いています。

医療機関の少ない地域にあって、市立病院は必要不可欠であり、その役割はますます大きくなっています。経営の安定を図ると共に必要な医療提供体制を確保するため、人材と施設の有効活用や病床利用率の向上、経費の削減などに計画的に取り組み、その成果は徐々にあらわれ始めてきていますが、医療を取り巻く状況は、今後も厳しさが続くものと予想されます。

- ・診療体制を充実させる必要があります。
- ・近隣病院との連携を強化する必要があります。
- ・経営の効率化を促し、経営を改善する必要があります。
- ・医師・看護師を確保し、その資質を向上させる必要があります。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度 目標値
病床利用率(稼働)	病床 (ベッド) の利用率です。地域住民 の市立御前崎総合病院の利用結果を表し ます。	66.3%	80.0%
医業収支比率	医業費用に対する医業収益の割合です。 数字が高いほど効率的な経営をおこなっ ていることを示します。効率的な経営に 取り組んだ結果を表します。	75. 7%	86.0%
職員給与比率	医業収益に対する職員給与費の割合で す。数字が低いほど経営効率が高いこと を表します。	74.4%	63.0%

●主な取り組み

(1)診療体制の充実

一次医療と二次医療を明確化し、病院間の機能分担と連携を進めることにより、市民から信頼される市立病院の救急医療体制を確立するとともに、医療・介護・福祉の複合施設としての特色を生かして、思いやりのある高齢者医療の充実など市民ニーズに対応した医療環境の整備を図ります。

(2) 近隣病院との連携

近隣病院との業務連携及び中東遠地域全体でのネットワーク化を推進します。地域医療連 携体制の整備のために電子カルテシステムを導入し、病病・病診の医療連携を図ることによ り、情報の有効活用と診療の効率化を図ります。

(3)経営の改善

職員一人ひとりが現状に対する認識と経営に関する危機意識を持ち、病院の経営改善に向けた視点を持って、『市立御前崎総合病院改革プラン』に基づいた行動計画に従い日々の業務に取り組むことにより、収益の向上と経費の削減を図り経営改善に努めます。

(4) 医師・看護師の確保

医師派遣先の浜松医科大学等の関連機関に対する医師派遣の依頼、奨学金制度の活用とその周知に引き続き取り組むとともに、医師の過重労働軽減対策や認定看護師の育成、施設の整備などを実施して職場環境の改善を図り、医師・看護師の確保に努めます。

第3章 地域と人のコミュニティで守る安全・安心なまち(市民生活)

1. 基本目標の概要

予想される東海地震などの災害や事故から市民の生命・財産を守るため、地域防災計画に基づき 日常の安全対策や災害発生時の迅速な情報提供ができるよう防災活動に取り組みます。

また、増加する高齢者の交通事故や盗難・詐欺などに対して、交通マナーや住民の防犯意識の向上を図るとともに、地域におけるコミュニティ活動を強化し、安全で安心なまちづくりを進めます。

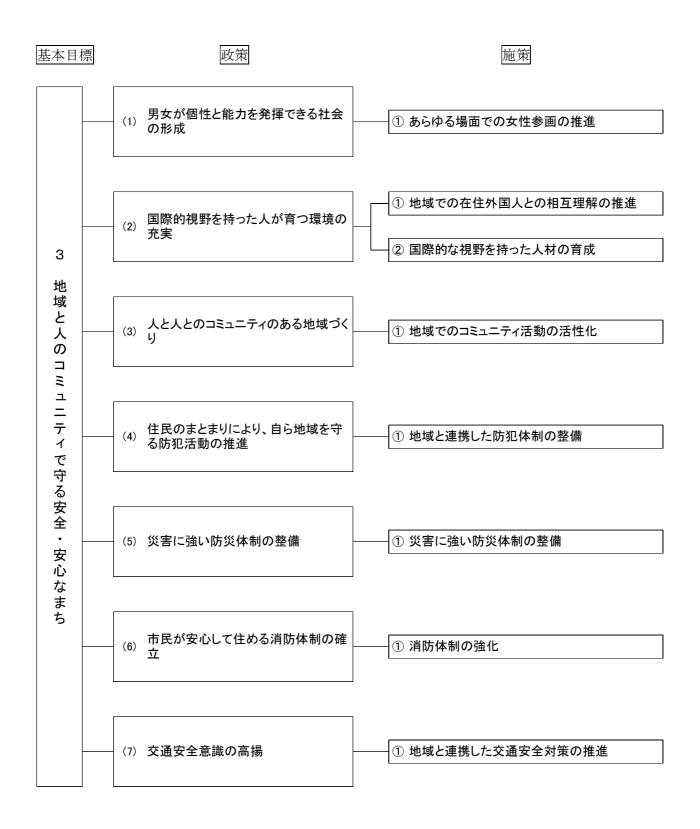
2. 市民との協働について

災害や事故から生命・財産を守り、安心して生活するためには、市民の一人ひとりが、日ごろから有事に備えた準備を行い、意識を高めていくことが大切です。本市が行う各種講座や講習会、研修等に積極的に参加することにより、安全に対する知識と高い意識を持つことができます。

また、隣近所の付き合いから始まる地域コミュニティ活動に参加し活動することで、地域で連帯 感を持って、自主的に災害や事故への備えをすることができます。世代や国籍を問わず、さまざま な場面で交流を増やすことが、安全・安心な生活につながります。



3. 施策の体系



あらゆる場面での女性参画の推進 (3-1-1)

●施策の目的

あらゆる場面で、男女がお互いの意思を尊重し、支え合うことを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市では、「きらり輝くしあわせづくり計画」を策定し、市民の男女共同参画の推進に向け、講演会の開催などに取り組んできました。この結果、市民の共同参画の必要性に関する意識は高まっています。

しかし、現実は職場内や地域での重要な役割に女性が就いている割合がかなり低く、依然固定的な役割分担が残っており、男女共同参画に向けた取り組みが十分に進んでいるとはいえません。

また、男女共同参画は職場や地域だけでなく、家庭内での家事や育児、介護など身近なところからの取り組みが必要です。

- ・男女共同参画に関する意識を高める必要があります。
- ・意欲ある女性の登用を進める必要があります。
- ・男女共同参画を実現する人材の育成が必要です。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
各種研修会・講演会への参加 者数	研修会等への参加者数です。市民の男女 共同参画意識の高まりの結果を表しま す。	60 人	100 人
女性の管理職 ¹¹ への就任割 合	市役所内での女性の管理職への就任割合 です。市役所が、事業所として男女共同 参画に取り組んだ結果を表します。	14%	20%
男女共同参画社会づくり宣言事業所の数	男女共同参画社会づくり宣言事業所の数です。市内の事業所の男女共同参画社会づくりに対する意識が高揚した結果を表します。	8 箇所	13 箇所

●主な取り組み

(1) 男女共同参画意識の高揚

男女共同参画を正しく理解してもらうために研修や講演会等を開催し、より多くの市民や職員の参加が得られるよう周知します。

(2) 女性の積極的な登用

市では重要な地位に就くことを積極的に希望する女性の登用を進めます。また、市内の企業にも働きかけることで、従来の固定的な役割分担意識の見直しにつなげます。

(3) 男女共同参画実現に向けての人材育成

固定的な役割分担に基づく長年の習慣から、意思決定する立場に就くための研修等を受けることができなかった方に必要な研修を実施し、能力の向上を支援します。

96

¹¹ 管理職とは、課長級の職員と定義しています。

地域での在住外国人との相互理解の推進 (3-2-1)

●施策の目的

市内在住の外国人と市民との交流を進めることで、お互いの文化・生活習慣等について理解し合うことを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市の市内在住の外国人の数は、ピーク時の1,800人から1,200人へと減少しています。このうちの約半数がブラジル国籍です。市役所には、ブラジル国籍の臨時職員を2名配置し、小中学校への通訳派遣や庁舎内の業務案内、ガイドの作成をしているほか、ブラジル御前崎協会(B.O.A.)や国際交流協会などと協働して、フェスタ・アミーゴ(多文化共生イベント)を開催し、地域の在住外国人と市民の相互理解に向けた取り組みを実施しています。しかし、ごみの出し方など生活習慣の違いに起因する地域住民とのトラブルは、減少しているものの依然として残っています。

- ・在住外国人と地域住民との新たな交流の機会が必要です。
- ・地域での国際交流を担う人材の育成が必要です。



フェスタ・アミーゴ (多文化共生イベント)

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
イベントへの来場者数	多文化共生イベントへの参加者数です。 在住外国人との交流意識の高まりの結果 を表します。	2,000 人	2,500 人
イベントへの主体的な参加 団体数	多文化共生イベントでの出店・出演等を 行った団体の数です。積極的に交流を図 ろうとする意識の高まりの結果を表しま す。	35 団体	40 団体
イベントへのボランティア スタッフとしての参加者数	多文化共生イベントへのボランティアス タッフの参加者数です。積極的に交流を 促進しようとする意識の高まりの結果を 表します。	19 人	30 人
通訳・翻訳協力員及びボラン ティア活動員の登録者数	在住外国人との架け橋となる通訳・翻訳 協力員の登録者数です。相互理解を図ろ うとする意識の高まりの結果を表しま す。	16人	20 人

●主な取り組み

(1) 交流機会の拡大

在住外国人との交流の機会として、イベントの開催を継続します。また、新たに料理教室 や在住外国人とのふれあい事業を開催し、地域での交流機会の拡大に向け、情報提供等の支援を行います。

(2) 国際交流を担う人材の育成

在住外国人及び地域住民の双方で協力し、国際交流協会が地域での文化交流の推進役となり、また通訳・翻訳協力員などの人材を発掘し、相互理解を進めます。

国際的な視野を持った人材の育成 (3-2-2)

●施策の目的

姉妹都市をはじめとする海外での交流・体験等により、市民が国際的な視野を広げることを目的 とします。

●施策を取り巻く現在の状況

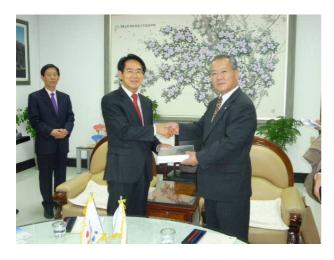
本市では、平成 21 年 8 月に姉妹都市となった大韓民国蔚珍(ウルチン)郡へ、市民交流団を派遣することで、交流を進めています。

また、次代を担う小学生、中学生、高校生を対象に海外研修として、現地の同年代の児童・生徒との交流の機会を設け、参加者が国際感覚を身につけられるようにしています。

しかし、対象者の人数や渡航先が限られていることもあり、国際的な視野の拡大に十分結びついていません。

●施策の課題

・多くの市民が交流できる機会が必要です。



大韓民国ウルチン郡と姉妹都市を締結しています



中学生の海外研修

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
海外研修募集定員に対する 応募者数	参加定員に対して参加申込み者数を除し た数値です。海外への関心度、意欲を表 します。	145%	150%
海外研修参加小中高校生の 満足度	参加した生徒の満足の度合い(アンケート結果)です。研修内容が参加者にとって意義あるものであったかの結果を表します。	l	80%
自主的に姉妹都市との交流 をした団体数	姉妹都市である韓国蔚珍郡との交流を自 主的に行った団体数です。姉妹都市への 関心度の結果を表します。	0 団体	2 団体

●主な取り組み

(1) 海外への研修・派遣の拡大

小学生、中学生、高校生の海外研修をはじめ、市民を姉妹都市に派遣する機会を拡大する ことで国際交流を根付かせ、国際感覚豊かな人材を育成します。

(2) 魅力ある研修・派遣事業の充実

海外研修や姉妹都市蔚珍郡との交流を、誰もが参加しやすい、魅力ある事業としていきます。

地域でのコミュニティ活動の活性化(3-3-1)

●施策の目的

各地区や町内会、市民活動団体などが地域コミュニティの重要な担い手となり、自主的に活動で きることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

近年、地域住民同士のつながりの希薄化や地域コミュニティの衰退により、防災をはじめ防犯、 生活環境、教育などのさまざまな問題が発生しています。本市における町内会加入世帯率は、現在 64%ですが、毎年減少傾向にあります。

地域でのコミュニティ活動は、各地区や町内会、市民活動団体などの組織が重要な役割を担っていますが、高齢化や主要メンバーの固定化・人員不足などの問題があります。また地域住民の交流・活動拠点となっている各地区公民館や町内会公民館をより有効に活用できるように考える必要があります。

●施策の課題

- ・地域コミュニティ活動の支援が必要です
- ・コミュニティ活動を支える人材確保と育成が必要です。
- ・各地区公民館や町内会公民館の有効活用が必要です。
- ・市民協働の推進が必要です。

町内会加入状況

年度	世帯数	町内会加入世帯数	町内会加入率	町内会数
H17	11,511 世帯	7,829 世帯	68.0%	34
H18	11,625 世帯	7,820 世帯	67.3%	34
H19	11.678 世帯	7,801 世帯	66.8%	34
H20	11,811 世帯	7,813 世帯	66. 2%	34
H21	11,900 世帯	7,717 世帯	64.8%	34
H22	11,894 世帯	7,701 世帯	64. 7%	34

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度 目標値
町内会の加入率	各町内会へ加入している世帯数の割合で す。地域コミュニティのつながりを表し ます。	64.8%	70%
補助金の申請件数	まちづくり活動支援補助金の申請件数で す。市民のコミュニティ活動の活性化の 結果を表します。	13 件	20 件

●主な取り組み

(1) コミュニティ活動の支援

地域課題の解決に向けて各地区や町内会、市民活動団体などの組織の自主的なまちづくり活動に対して支援します。また、各町内会公民館の新築や建て替えに対する支援を図ります。

(2) コミュニティ活動を支える人材の確保

地域でのコミュニティ活動を支える人材を地域の中から発掘し、研修会や交流会の実施により、コミュニティリーダーとして育成します。また、コミュニティ活動状況の周知を支援し、活動への参加者の増加を支援します。

地域と連携した防犯体制の整備 (3-4-1)

●施策の目的

犯罪が少なく安全・安心な生活を送れることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

菊川警察署との情報交換により連携を強化し、市内での地域安全運動期間中や犯罪多発時などには、回覧物の配布や同報無線・音声告知・文字放送・街頭広報を実施し、防犯パトロールについても市で定期的に実施しています。

各町内会の要望により、主要交差点や通学路などに防犯灯を設置しています。また、各町内会で独自に防犯灯を設置する場合には、補助金等による支援を行っています。今年度より市で設置する防犯灯については、経費の節減に効果があるLED照明を導入しました。今後は町内会で設置する防犯灯についても、LED照明を推進していきます。

- ・市民の防犯に対する意識の向上が必要です。
- ・関係機関との連携が必要です。
- ・効果的なパトロールの実施が必要です。



青色回転灯装着パトロール車両

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
犯罪発生件数	市内における刑法犯の認知件数です。市 民が安心して生活できる状況の確保に取 り組んだ結果を表します。	255 件	150 件
関係機関との協力	警察等各関係機関と連携し、研修・広報 等を行った件数です。関係機関と連携し、 防犯活動に取り組んだ結果を表します。	6 件	10 件
防犯パトロール実施回数	市役所職員による防犯パトロールの実施 回数です。市役所職員が防犯活動に取り 組んだ結果を表します。	345 回	480 回

●主な取り組み

(1) 防犯情報の配信

短期間に犯罪が集中して発生した場合などには、回覧物の配布や、CATVや同報無線などにより防犯対策の呼びかけを積極的に行ない、市民の防災意識の向上に努めます。

(2) 防犯に関する啓発活動の充実

防犯に関する啓発活動をより効果的なものとするために、サポート隊など地域で展開している防犯活動との連携を強化していきます。

(3) 防犯対策の充実

市役所職員は、青色回転灯装着車により防犯パトロールを実施していますが、より効果的なパトロールを実施するための研修や情報収集を行っていきます。

(4) 防犯環境の整備

市及び各町内会で防犯灯設置を行っていますが、電気使用料や機材取り替えなど維持管理費が必要となります。防犯灯は、従来の防犯灯器具と比べ、消費電力が少なく機材が長寿命のため、維持管理費が抑えられるうえに CO_2 排出量削減など環境性能にも優れたLED防犯灯の設置を推進します。

災害に強い防災体制の整備 (3-5-1)

●施策の目的

市民自らの「自助」「共助」の力により、未然に災害を防ぐとともに、発災時における被害を少なくすることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市の合併時に策定した地域防災計画に基づき、各種防災訓練を実施し、自主防災組織の育成を 行っています。また、実災害を想定したうえで地域の実状にあった救助道具などの防災資機材の計 画的な整備を行っています。

現在、市内全域に同報無線とCATV音声告知放送を整備して情報伝達を行っています。また、 自主防災組織、方面隊及び災害対策本部との通信手段の確保のため、地域防災無線の整備も行って います。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による教訓を受け、地域防災計画を抜本的に見直しするとともに、災害発生時の避難行動計画等の整備を進めていきます。また、東海・東南海・南海地震の三連動による地震津波被害想定を含めた防災マップの全戸配布やより実災害を想定した防災訓練などを実施し、市民一人ひとりの防災意識の啓発に努めています。

原子力防災については、地震津波による複合災害を想定した訓練を実施していませんでした。福 島第一原発は、地震津波により未曾有の原子力災害に発展しました。これにより原子力災害におけ る防災計画・訓練の見直しが必要とされます。

- ・市民一人ひとりの意識の向上や、方面隊や自主防災会組織の強化が必要です。
- ・災害ボランティアや防災指導員の育成が必要です。
- ・防災対策の整備が必要です。



防災指導員による「家庭内DIG」講習

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度 目標値
市民の防災に対する認識度	市民の防災に対する認識度を測ります。 市民の防災に対する意識が高まった結果 を表します。	46% (平成 20 年 度実績値)	80%
防災指導員数	防災指導員とは市長から委嘱された指導 者のことです。防災の指導者育成に取り 組んだ結果を表します。	4人	8人
マニュアルの整備率	各種マニュアルを作成して、防災体制を 整えます。防災体制のマニュアル作りに 取り組んだ結果を表します。	_	100%
災害協定の整備数	防災計画の見直しを含めたうえで、災害 協定を進めます。災害協定を結んだ結果 を表します。	34 件	50 件

●主な取り組み

(1) 各方面隊・自主防災会の育成支援

各地域の現状を踏まえ、個人や家庭でできることから始め、隣近所同士が災害について話 し合いを持ち、「自助」「共助」の力をつけることが必要です。

(2) 防災指導者の育成、指導力の強化

講習会の開催や防災養成講座を実施します。

(3) 防災体制のマニュアル作成

東日本大震災を踏まえた国や県の対応・動向を注視し、市民及び行政が取るべき行動や、 避難勧告マニュアル等を早急に作成します。

地震津波の被害想定を見直し、緊急避難ビル指定等のソフト対策や避難地・避難路・海抜 表示板などの整備等のハード対策を地域と連携し立案、実施します。

地震津波による複合災害を想定した原子力防災計画を国・県と連携して策定し、訓練を実施します。

消防体制の強化 (3-6-1)

●施策の目的

消防体制を整備することで市民が安心して暮らせることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

消防団員の確保が難しくなっているため、消防団組織の見直しにより消防団詰所の統廃合を行い 1分団1詰所の体制づくりを進めています。また、市民の防火意識の向上のため、消防団による広報や啓発活動が行われています。

現在、消防署組織は、県が推進する消防の広域化が東遠地区(掛川市・菊川市・御前崎市)で進んでいます。

- ・消防団員を確保するための対策が必要です。
- ・消防の広域化への対応が必要です。
- ・市民の防火に対する意識の向上が必要です。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
消防団詰所数	統一詰所を建築し、消防機能を充実しつ つ、消防団の適正配置を行います。機能 的な消防体制づくりに取り組んだ結果を 表します。	19 ヶ所	13 ヶ所
消防団員数	効率的、機能的な組織の再編を行います。 消防団員数の適正化に取り組んだ結果を 表します。	383 人	344 人
火災発生件数	市内の火災発生件数です。市民の防火に 対する意識が向上した結果を表します。	17 件	0 件

●主な取り組み

(1)機能的消防体制の構築

消防団活動の負担の軽減等の見直しを行なうと共に、機能的消防体制づくりに取り組み、 消防団の適正配置を行います。また。消防団加入対象者の所属する企業等に対して、消防団 活動に対する理解促進と協力要請を行っていきます。

(2) 広域的消防体制の構築

牧之原市と一部事務組合で運営している牧之原・御前崎消防署及び本部を解散し、御前崎市消防署を設置しました。また、消防の広域化については東遠一部事務組合を設立し、平成25年4月に運用開始を目指します。さらに、中東遠運用協議会(磐田市・袋井市・森町・掛川市・菊川市・御前崎市)を設立し、平成24年4月からの運用を目指します。

(3)予防消防の充実

消防団による広報・啓発活動を、毎月 19 日と春・秋の火災予防運動期間中及び夜警期間中に実施します。また、毎月 19 日には、同報無線による広報も行なっています。家庭内の防火については、不注意をなくす心がけが必要であるため、家族で話し合いを持つように呼び掛けを行なっていきます。

地域と連携した交通安全対策の推進 (3-7-1)

●施策の目的

市民の生活において交通事故・違反が減少して、安全・安心に住めることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

交通安全会による無事故・無違反コンクールの実施や、交通指導隊及び市民による安全運転の呼びかけなどの活動を行い、交通安全の啓発を行っています。また、警察と連携し事故の発生状況などの情報を発信し、市民への注意喚起も行っています。

なお、町内会の要望等により、交通安全施設の設置・修繕を計画的に行っていますが、道路の状況により迅速な対策が必要な箇所ついては、速やかに修繕等の対応をしています。

●施策の課題

・市民の交通安全に対する意識の向上が必要です。



高齢者交通安全教室の様子

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度 目標値
人身事故発生件数	市内で発生した人身事故の件数です。 市民の交通安全に対する意識の向上や交 通安全施設の適切な整備や維持管理の結 果を表します。	197 件	150 件

●主な取り組み

(1) 交通安全の啓発

交通安全会主催で、町内会の無事故・無違反の啓発を促すために交通安全教室を実施します。また、町内会による交通安全教室の実施や、無事故・無違反の宣誓を行うことにより、市民が交通安全を考える機会を多く作ります。

国や県の交通安全運動期間に合わせ市でも啓発活動を実施しており、また定期的に交通指 導隊及び市民による呼びかけ等も行っています。地域を巻き込んだ広報啓発活動を行うこと で、市民の交通安全意識の向上を図ります。

(2) 安全な交通環境の整備

交通安全施設の設置・修繕は計画的に行うとともに、状況により緊急を要する対策が必要な場合は迅速な対応をします。

第4章 自然環境と共生する産業豊かなまち (産業)

1. 基本目標の概要

農業は、特産のお茶・イチゴ・花きをはじめとした農産物の生産性・収益性の向上を目指し、近代化・システム化を図るとともに、地産地消による地場産品の販売促進と情報発信による地域ブランド化を推進します。

水産業は、観光漁業を視野に入れながら、つくり育てる漁業への転換を図っていきます。

工業は、御前崎港や安価な電力を活用した産業の振興を図るとともに、新たな企業の誘致を進め、多様な就業構造を有する産業のまちづくりを推進します。

商業は、中心市街地へ集積する商業施設と既存の小売店舗の連携を強め、回遊性のある商店街を 形成することで、活気ある商業のまちづくりに努めます。

観光面では、マリンレジャーをはじめ、御前崎市の豊かな自然・歴史・文化資源を活かしながら、 農業、漁業、工業などの産業と結びつけて、交流人口の拡大を図ります。

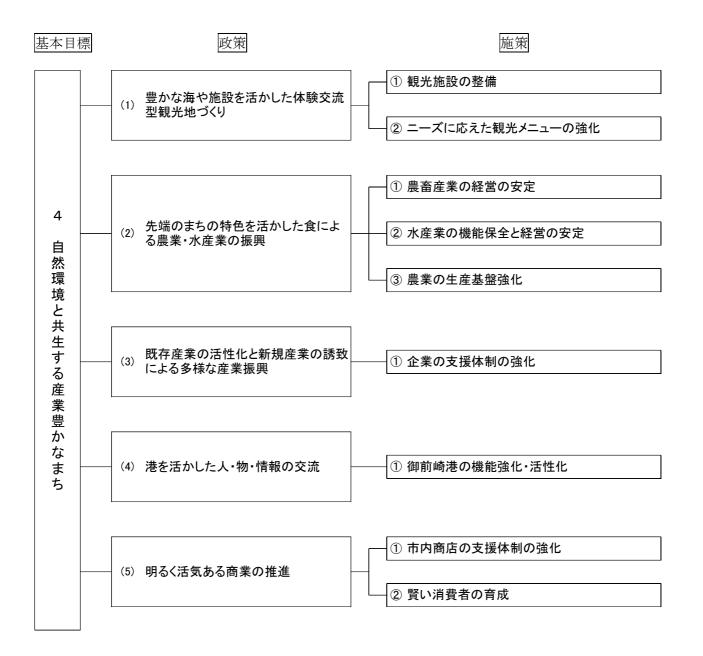
2. 市民との協働について

市内産業の振興は、市民生活の向上や地域まちづくりにも密接に関係しています。市内産業を活性化するためには、市内での消費活動を拡大していくことが重要です。地産地消の取り組みのほか、市民一人ひとりが本市の産業の魅力を知り、広めていくことも市内産業の活性化につながります。みなとかつお祭りや大産業まつりなどのイベントに積極的に参加することも、市内ににぎわいを生み出し、活性化につながります。



完全養殖に成功した「クエ」

3. 施策の体系



観光施設の整備 (4-1-1)

●施策の目的

観光施設の整備により、本市を訪れる観光客が快適に過ごし、満足することを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

マリンパークやケープパークをはじめとする観光施設については、適切な維持管理を行っていますが、老朽化や塩害による劣化が進んでいます。

また、御前埼灯台周辺地区は、ホテルの撤退等に伴う空き地化が進んでおり、観光客に対し、良い印象を与えているとは言い難い状況にあります。このため、灯台周辺整備を実施します。

●施策の課題

- ・既存観光施設の適切な維持管理・整備を行う必要があります。
- ・御前埼灯台周辺の整備を進める必要があります。

平成 21 年度観光交流客数調査表

(人/年)

施設・イベント等	観光交流客数
御前崎海岸	783, 000
なぶら館	16, 625
清川泰次芸術館	200
御前埼灯台	38, 814
磯遊び	193, 400
御前崎海水浴場	36, 000
御前崎みなと夏祭	21,000
御前崎カジキまつり	2,000
御前崎大産業まつり	21,000
プラネットブルーサーフクラブ	526
マリンスポーツ大会	8,000

	(八十)
施設・イベント等	観光交流客数
初日の出	25, 000
なぶら市場	44, 413
桜ケ池	72, 666
浜岡砂丘	100, 519
浜岡原子力館	232, 222
桜ヶ池「納櫃祭」	6, 500
すいすいパーク ぷるる	158, 533
あらさわふる里公園	90, 889
静岡カントリー浜岡コース&ホテル	72, 367
観光農園	1, 385
宿泊客数	181, 200

観光交流客数計	2, 106, 259

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
観光交流客数	御前崎市の観光施設、イベント等に訪れた観光客の数です。本市の観光施設・行事が魅力的になった結果を表します。	2, 106, 259 人	2, 200, 000 人

●主な取り組み

(1) 既存観光施設の維持管理・整備

老朽化や塩害の進む施設を中心に、適切な維持管理・整備を行います。また、観光案内看板を計画的に整備します。

(2) 御前埼灯台周辺の整備

御前埼灯台周辺の整備を平成27年度までに計画的に進めます。

ニーズに応えた観光メニューの強化 (4-1-2)

●施策の目的

本市の魅力を満喫できる観光メニューを強化することで、観光客が本市の観光を十分に楽しむことを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

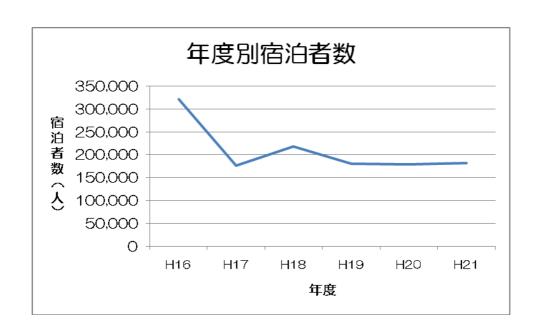
平成21年6月に富士山静岡空港が開港し、これに伴い観光客が増加しています。

開港後およそ 5,000 人の外国人観光客の宿泊実績がありますが、宿泊に利用される施設は一部に限られており、外国人観光客の受入体制が十分ではありません。

本市の観光資源のひとつである「海」を活かした体験型観光を推進していますが、アカウミガメ の産卵や船釣りなど、観光資源として十分に活用できていないものがあります。

遠州夢咲牛や温室メロン、クエなど、「食」に関する逸品も数多く有していますが、観光資源として十分な活用はできていません。近年、全国的には、県内の富士宮市の「富士宮焼きそば」をはじめ「B級グルメ」ブームとなっており、本市でも「波乗りバーガー」や「御前崎パスタ」などが商品開発されています。

- ・外国人観光客の受入態勢を強化する必要があります。
- ・地域の魅力を活かした体験型観光を推進する必要があります。
- ・「食」を観光資源として活用する必要があります。
- ・未利用の地域資源を活用する必要があります。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
外国人観光客数	本市に訪れる外国人観光客の人数です。 外国人観光客の受入体制の強化に取り組 んだ結果を表します。	4, 951 人	12,000 人
宿泊施設利用者数	本市の宿泊施設を利用する観光客の人数 です。観光客にとって本市が魅力的にな った結果を表します。	181, 200 人	190,000 人
商品化件数	新しいグルメの商品化件数です。食を生かすために商品化に取り組んだ結果を表します。	4 件	25 件
未利用の地域資源の活用件 数	魅力ある地域資源を観光資源として新た に活用した結果を表します。	0 件	5 件

●主な取り組み

(1) 外国人観光客の受入態勢の強化

外国人観光客の受入が可能な宿泊施設について、館内案内看板等の設置指導やマニュアルの配布を行います。また、言葉や慣習などの研修会や、観光施設に対する意向調査を実施し、 外国人観光客の受け皿の確保に努めます。

さらに、外国人向けの本市紹介映像の活用や外国人向けパンフレット等の整備、多言語表示案内看板の整備等により、外国人向けのPR活動もあわせて推進します。

(2) 体験型観光の推進

マリンスポーツや船釣り等、海を活用した体験メニューを推進します。また、アカウミガメの放流・産卵の観察会等については、自然保護に配慮しつつ、観光メニューとしての充実を図ります。

(3)「食」を活かした観光メニューの開発

「食」を活かした観光戦略の構築に向けた調査・研究・情報収集を行います。また、グルメマップ等を整備し、積極的にPR活動を行います。

さらに、観光農園の推進・支援を行い、「食」を体験できるメニューを整備します。

(4) 未利用の地域資源の活用

市内には、アカウミガメの保護活動、高松神社の奉納相撲や歴史的な建造物や神社・仏閣などの魅力的な文化的資源が、数多く点在しています。これらを地域と協働して観光資源に育てていきます。

農畜産業の経営の安定 (4-2-1)

●施策の目的

農畜産業従事者の安定した経営を目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市では、農畜産業が長く市の基幹産業として市民の生活を支えてきました。しかし、農畜産物価格の低迷や農畜産業従事者の高齢化、担い手不足、飼料価格の高騰などにより、農畜産業の経営は厳しい状況にあります。

全国各地で農畜産物のブランド化が進められ、高付加価値商品が開発されています。本市でもブランド品として「遠州夢咲牛」がありますが、他の魅力ある農畜産物のブランド化は十分に進んでいません。このような状況のなか、農畜産業の振興のため拠点となる「御前崎市農業振興センター (仮称)」の整備を予定しています。

- ・農畜産物のブランド化を推進する必要があります。
- ・耕畜が連携して生産を行う必要があります。
- ・農畜産業の拠点施設の整備を進める必要があります。



市奨励品種茶「つゆひかり」

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
ブランド数	農畜産物のブランドとして認知されたと 思われる数です。農業従事者や本市のブ ランド化に対する意欲の高まりの結果を 表します。	1 件	3 件
認定農業者数	効率的で魅力ある農業経営を目指し、農 業経営改善計画が認められた農業者の数 です。経営者としての意識の高まりの結 果を表します。	155 人	194 人
生産農業所得高	農業純生産高(付加価値額)です。各農 家が高付加価値商品に取り組んだ結果を 表します。	320 千万円 (18 年度)	352 千万円
飼料自給率	市内で消費される飼料が、市内の飼料生産でどの程度賄えているかを示す指標のことです。耕畜連携の促進の結果を表します。	30%	60%

●主な取り組み

(1) ブランド化の推進

お茶の新品種「御前崎つゆひかり」の栽培奨励と優良和牛の繁殖を支援します。また、新たなブランド品の開発に取り組みます。

(2) 耕畜連携の推進

畜産ふん尿等の有機資源循環型システムの構築を検討します。また、水田を利用した圃場の耕起及び整地、飼料作物の種まき、収穫の一連のサイクルを定着させ、飼料生産の向上を図ります。

(3) 拠点施設の整備

県農業試験場海岸砂地分場跡地に施設園芸の先進的ハウス、露地野菜のモデル圃場、推奨作物の種苗施設、加工品開発のための加工場、市内で栽培された作物の直売施設等を設置し、市内農業振興の拠点施設とします。

水産業の機能保全と経営の安定 (4-2-2)

●施策の目的

水産業者の安定した経営を目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

担い手不足や高齢化の進展により、市内水産業者の生産力が低下しています。

近年は、磯焼けにより藻場が喪失し、サザエやアワビなどの水揚げが大きく減少しており、水産業の基盤となる環境が悪化しています。また、水産共同施設は老朽化が進んでいます。

本市では、マダイやヒラメなどの栽培漁業がさかんに行われており、今後はクエの実証栽培が予定されています。

水産物の消費を拡大するための取り組みとして、平成 22 年度に御前崎みなとかつお祭りを開催 しています。

- ・市内水産業者を支える栽培漁業を推進する必要があります。
- ・磯焼けの進む藻場を復元する必要があります。
- ・老朽化する施設を更新する必要があります。
- ・水産物の消費拡大を図る必要があります。



マダイの体験放流

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
水揚高	本市の水揚量です。栽培漁業の推進や藻 場の復元などに取り組んだ結果を表しま す。	4, 421 t	4, 500 t
みなとかつお祭りへの参加 者数	みなとかつお祭りに参加した人の数で す。市内の水産業への関心の高まりの結 果を表します。	20,000 人 (H22 年度)	25, 000 人

●主な取り組み

(1) 栽培漁業の推進

県及び御前崎・相良・地頭方・吉田の各漁協と牧之原市・吉田町と協力し、マダイ、ヒラメ等の種苗放流を今後も進めます。また、市で新たな取り組みとして、クエの実証栽培を実施します。

(2) 藻場の復元

県及び御前崎・相良・地頭方・吉田の各漁協と牧之原市・吉田町と協力し、海藻の養殖・ 移植や、藻食性魚類の駆除などを進めることにより、藻場の磯焼けによる被害を最小限にと どめ、藻場の復元に努めます。

(3) 水産物の消費拡大

みなとかつお祭りを継続的に開催することなどにより、御前崎港で水揚げされる新鮮な水 産物の消費拡大を図ります。

農業の生産基盤強化 (4-2-3)

●施策の目的

農地や農業用の用排水施設等の生産基盤を強化・保全することで、市内の農業従事者が効率的な 生産活動を行うことができ、市民が景観のよいまちで生活できることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

就農人口の減少や新たな担い手の不足等により、本市の耕作放棄地は拡大しており、平成 20 年度には市内の耕作放棄地は約 480ha あります。

農業用の用排水施設は老朽化が進んでおり、営農に支障が出ることがあります。

●施策の課題

- ・耕作放棄地を解消する必要があります。
- ・農地を適正に管理する必要があります。
- ・老朽化している農業用の用排水施設を整備する必要があります。

●耕作放棄地の解消



●農業用の用排水施設の整備



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
耕作放棄地面積	耕作放棄地を整備した面積です。耕作放 棄地の解消に取り組んだ結果を表しま す。	l	80ha/5 年

[※]平成21年度の耕作放棄地面積は480haです。

●主な取り組み

(1) 耕作放棄地の解消

耕作放棄地を再生し、健全な農地としての利用を促進します。

(2)農地の適正管理

違反転用を防ぎ、農地の健全な保全と利用集積を進めるために、農業振興地域整備計画の変更と農用地の保護を行います。また、農業委員会による農地移動の監視と農地の利用状況の把握のための全筆調査を行い、農地の健全利用を進めます。

(3)農業用の用排水施設及び圃場の整備

用排水路、パイプライン、農業用の用排水施設について、老朽化により機能不全となっている施設の更新を進めます。また、生産効率向上のため、圃場整備を検討し、必要に応じて整備を進めます。

企業の支援体制の強化(4-3-1)

●施策の目的

市内の既存企業が本市に定着し、また、新規企業が本市に進出し、事業活動を行います。

●施策を取り巻く現在の状況

本市では、企業の新規進出の誘致を行うために、情報収集・情報提供を進めています。しかし、 オーダーメイド方式のため、許認可事務を含め手続きに 3~4 年と時間を要することから、早期の 用地確保を希望する企業のニーズに応えられていません。

また、遊休地や既存物件等の情報、収集した企業ニーズの情報等が一元的に管理されておらず、その利活用が十分になされていません。

さらに、本市では企業優遇制度を設けていますが、製造業中心の制度となっており他業種の立地 に対しても支援をしていく必要があります。

- ・現在のオーダーメイド方式による造成のあり方を再検討する必要があります。
- ・情報を一元的に管理し利活用しやすい状態にする必要があります。
- ・企業優遇制度の見直し、積極的な広報活動を行う必要があります。



池新田工業団地

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度 目標値
既存企業の拡大件数	本市に従来から拠点を置いている企業が、市内に新規の投資を行った件数です。 (土地利用事業該当件数) 企業の支援体制に取り組んだ結果を表します。	2 件	5 件/5 年
新規進出企業の件数	本市に新たに進出した企業の件数です。 (土地利用事業該当件数) 企業の支援体制に取り組んだ結果を表します。	2件	3 件/5 年
企業誘致のための企業訪問 件数	企業の誘致を行うために交渉した企業の 数です。企業誘致に取り組んだ結果を表 します。	25 社	50 社

●主な取り組み

(1) 土地造成事業の迅速化

事業進出・拡大のために土地利用を行う企業が決定してから、土地を引き渡すまでにかかる時間を短縮するために、関係機関との連絡・調整を密にし、許認可事務マニュアルを作成するなどして、事務の迅速化・効率化を図るとともに、先行造成を検討します。

(2)情報のデータベース化

本市の遊休地や既存物件、その周辺環境等の情報を一元的に管理するデータベースを構築し、その利活用を促進します。

(3) 企業優遇制度の見直し・周知

収集した企業ニーズや他団体事例等をもとに、現行の優遇制度の該当要件の緩和等の制度 見直しや、新規優遇制度の見直しを行います。また、本市の企業優遇制度の周知を行い、よ り多くの企業の利用を促します。

御前崎港の機能強化・活性化 (4-4-1)

●施策の目的

御前崎港の整備を促進することにより、港の静穏性、安全性を高め、港のPRをすることにより 利活用の促進、雇用の拡大等による活性化を目的とします。

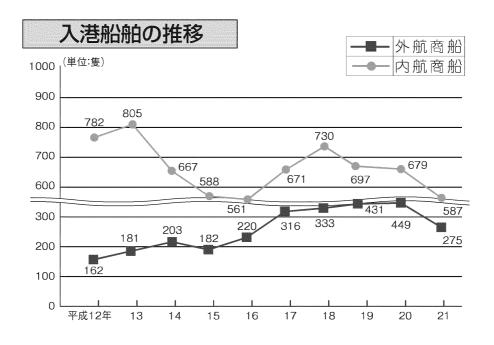
●施策を取り巻く現在の状況

御前崎港は平成22年8月に国の重点港湾に指定され、新規の直轄港湾整備事業の着手対象となっています。港湾整備は国の直轄事業と県による維持補修、施設改良が主となっており、本市は港湾整備事業に対する負担金を支出し、整備内容等について、国・県に対し積極的に要望をしています。

平成 21 年度の入港隻数は、リーマンショック以降の景気低迷など、外的要因により、外航商船が 275 隻 (前年度 449 隻)、内航商船が 587 隻 (前年度 679 隻) と、いずれも前年度と比べて減少しています。

また、本港は近隣の港と比較して航路数が少ないことも、利用が伸び悩む一因となっています。

- ・国県への要望活動を積極的に進める必要があります。
- ・他港との競争力を強化する必要があります。
- ・利用促進のための誘致活動を行う必要があります。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
取り扱い貨物量	コンテナベースの取り扱い貨物量です。 御前崎港の競争力の高まりの結果を表し ます。	32, 671 T E U ¹²	70, 000 TEU
取り扱い貨物量	重量ベースの取り扱い貨物量です。御前 崎港の競争力の高まりの結果を表しま す。	280 万 t	550 万 t
外貿定期コンテナ航路数	御前崎港に就航する定期コンテナ航路数です。誘致活動に取り組んだ結果を表します。	4 航路	3 航路

[※] 平成21年度に最大4航路であった航路数は平成22年度現在1航路

●主な取り組み

(1) 要望活動の展開

国県に要望活動を行う御前崎港整備促進期成同盟会のほか、全国港湾協会、日本港湾振興団体連合会等、各種団体と連携を図った要望活動を行います。また、要望活動に参加する各市の担当者間での連携を強化します。

(2) 競争力の強化

企業訪問等により現状把握を行い、荷主企業にとってのメリットを検討します。また、効率的なインセンティブを発揮するための制度の調査・研究を行い、御前崎市独自の優遇制度等についても創設を検討します。

(3) 誘致活動の推進

定期就航の障害となっている事項を把握します。定期航路の就航に関するインセンティブの調査・研究及び新規制度の創設を検討し、航路誘致を図ります。また、県西部の東の玄関口として、まず県西部の港湾利用企業への積極的な訪問とPR活動を実施し、港湾利用企業の誘致を図ります。

 12 TEU とは、コンテナを数えるときの単位で、通常 20 フィートコンテナ 1 個(長さ約 6 m)を 1 TEU 40 フィートコンテナ 1 個(長さ約 12 m)を 2 TEU として換算する。

市内商店の支援体制の強化 (4-5-1)

●施策の目的

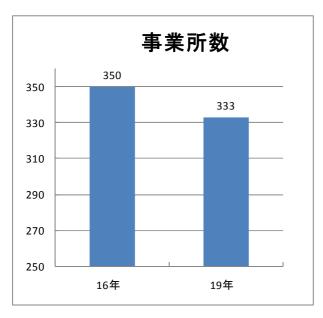
市内商店の自発的取り組みを支援することにより、魅力的な商店が増え、市民がより便利に市内商店を利用できることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

市内商店は、大型小売店の進出や、後継者不足、景気の低迷による購買意欲の低下等により、苦戦を強いられており、平成 16 年に 350 店だった市内小売店の数は、平成 19 年で 333 店に減少しています。

また、市民意識調査では、「商店街ににぎわいがあるまち」の満足度が31項目中で最も低いという結果が出ています。

- ・市内商店を支援する商工会との連携を強化する必要があります。
- ・市内商店を情報発信により消費者にPRする必要があります。
- ・既存商店の後継者育成を支援する必要があります。





指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
大産業まつりへの参加業者数	大産業まつりにおいて本市の匠や技術「きらめき」を発信し、来場者に喜びや発見「ときめき」を実感できる場を創造しています。市内業者の意識の高まりの結果を表します。	66 件	80 件
小売店数	市内の小売店数です。にぎわいがあるま ちの形成につながります。商店の支援に 取り組んだ結果を表します。	333 店 (平成 19 年度)	340 店
一般小売店の利用度	市民が買い物の際に市内の一般小売店を 利用する割合です。市内商店の活性化の 程度を表します。	29. 1%	35. 0%

●主な取り組み

(1) 商工会との連携強化

市内商店を直接的に支援する商工会との連携を強化し、既存商店の現状の把握に努めます。 また、商工会の指導体制の強化を支援します。さらに、市外からの優良小売事業者を誘致す るための空き店舗等の紹介・斡旋・支援についての検討を商工会とともに行います。

(2) 市内商店のPR

毎年開催する「大産業まつり」への参加を呼びかけ、広く市民に対し市内商店をPRします。また、商工会と連携し、インターネットを利用して、広く情報発信する方法を各商店にアドバイスします。

(3)後継者の育成支援

市内の既存商店の後継者育成のための支援制度を確立し、市内商店を支援します。

賢い消費者の育成 (4-5-2)

●施策の目的

消費生活の安全を確保することにより、市民が安心して消費生活を営むことを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

情報化の進展等に伴い、消費者を巻き込むさまざまな犯罪の増加が社会的な問題となっています。 消費生活に関する相談内容は複雑化しており、特に高齢者世帯や障がいを持った高齢者など、特定 の市民が繰り返し被害に遭うケースが確認されています。一方で、表面化していない問題も多いと 考えられ、このことについても懸念されます。

また、貸金業法の改正に伴い、多重債務者の相談が増加するなど、相談の内容は専門性が増しています。

●施策の課題

- ・相談体制を充実させる必要があります。
- ・消費者被害の問題に関する市民の意識を高める必要があります。
- ・被害を受けたことのある市民に対するフォローアップを充実させる必要があります。

年度別消費生活センター相談受付件数

単位:件

年度	店舗 販売	訪問 販売	通信 販売	電話勧誘販売	送り付け商法	マルチ 商 法	多重債務	架空 請求	その他	合 計
H19	5	14	4	17	1	0	1	50	16	108
H20	7	22	7	4	2	0	8	20	9	79
H21	9	13	21	5	1	2	3	9	18	81

※平成19年4月から、御前崎市消費生活センター開設

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
消費生活相談件数	消費生活に関する相談件数です。消費者 の消費生活に関する意識の高まりや相談 体制の整備の結果を表します。	81 件	40 件
出前講座への参加者数	出前講座への参加者数です。消費者の消費生活に関する意識の高まりの結果を表します。	140 人	1,000 人

●主な取り組み

(1) 相談体制の充実

相談内容の複雑化・高度化に対応するため、相談員の積極的な研修への参加を促し、参考 資料となる書籍等を充実させます。

また、消費者問題連絡会議を設立して、それぞれの部署で把握している情報を共有し、これを問題の解決・被害の未然防止に繋げます。

(2) 啓発活動の強化

特に被害の多い高齢者を対象とした出前講座を開催することにより、消費者被害の現状や手口等を知らせ、危険が身近にあることの自覚を促します。また、リーフレットや啓発グッズの配布、ポスターの掲示、ホームページ・CATVの利用等により、より多くの市民に対して消費者被害の情報を提供します。

(3) フォローアップの充実

繰り返し被害に遭う高齢者については、民生委員やヘルパー、ケアマネジャーとの連携を 図り、異変を感じたらすぐに連絡を受けて問題の解決にあたります。

また、見守り者の消費者被害に関する知識の習得をサポートし、高齢者が被害に遭うこと を防ぎます。

第5章 人が集い定住する ゆとりとにぎわいの拠点となるまち(都市整備)

1. 基本目標の概要

海浜、農地、樹林地などの美しい自然と都市との調和がとれた、適正な土地利用を進めます。また、道路、公園、下水道、河川などの生活基盤の整備とその維持管理に努め、快適な生活環境の創造に努めます。

さらに、御前崎市が持つすばらしい景観や自然環境を保全するとともに、中心市街地の都市機能の充実を図り、周辺地域との連携を進め、ゆとりとにぎわいのあるまちづくりを推進します。

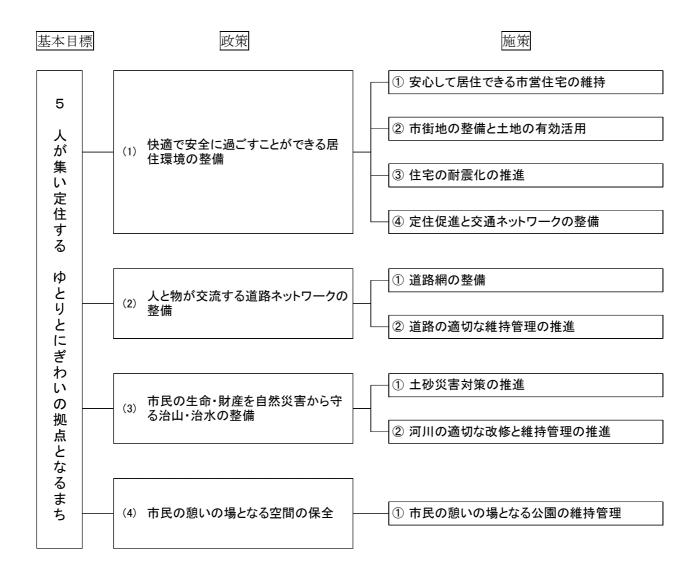
2. 市民との協働について

市民の共有の財産である道路、公園、下水道、河川などの生活基盤を、市民一人ひとりが守る意識が必要です。利用に際しては、マナーを守り、誰もが安心して快適に利用できる状態にしておくことが大切です。

また、東海地震や東南海地震などの災害に備えて危機意識を高めるとともに、住宅の耐震化など、市民自らが積極的な取り組みを行うことで、安全・安心な生活を確保することができます。



3. 施策の体系



安心して居住できる市営住宅の維持 (5-1-1)

●施策の目的

子どもを育てやすく、ゆっくり過ごせる、住宅・住環境で、市民が定住することを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市は、11 箇所の市営住宅を保有し、管理しています。このうち、特に御前崎地区の大山住宅、 広沢住宅、薄原住宅などの老朽化が進んでいます。また、住宅への入居希望が、浜岡地区に集中し ており、需給バランスが均衡していません。市営住宅地での住民同士のコミュニケーションが希薄 となる傾向があり、そのことが工作物の破損放置や団地内の草取りの未実施など日常的な管理状況 の悪化につながっています。

また、リーマンショックを契機とした景気悪化に伴い、市営住宅使用料の滞納が増加しています。

- ・市営住宅地の住民同士のコミュニケーションの促進が必要です。
- ・市営住宅の需給バランスの不均衡の解消が必要です。
- ・住宅の老朽化の進行と維持修繕コストの増加への対応が必要です。
- ・市営住宅使用料の収納対策の強化が必要です。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度 目標値
耐震基準不適合住宅数	耐震基準に満たない住宅数です。施設の 老朽化対策に取り組んだ結果を表しま す。	1 団地	0 団地
入居率	入居可能戸数に占める入居世帯の割合で す。市営住宅の稼働状況の改善の結果を 表します。	87.1%	90.0%

●主な取り組み

(1) 市営住宅地内コミュニケーションの促進

住宅地内のコミュニケーションの促進、融和と利用マナーの向上を図ります。

(2) 市営住宅供給量の検討

市営住宅の地域別の適正戸数を検討し、それを踏まえた維持修繕を進めます。また、特に 老朽化が進行している御前崎地区の住宅について内外装工事等を実施し、浜岡地区に集中し ている入居希望状況の分散を図ります。

(3) 計画的な維持修繕の実施

公営住宅ストック総合活用計画や今後策定が予定されている市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に市営住宅の外壁塗装工事や給水管改修工事等を実施し、維持コストの軽減、住宅の長寿命化を図ります。

(4) 収納対策の強化

訪問による戸別徴収や連帯保証人に対する連絡などの徹底により、収納率の改善に努めます。

市街地の整備と土地の有効活用 (5-1-2)

●施策の目的

市街地の整備と未利用地の有効活用を行うことで、市民が快適に生活できることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

池新田地区の用途地域内では、都市計画道路の整備が進み、利便性が向上しています。一方で、 都市計画道路の交通量が増加したことに伴い、これと交差する生活道路での渋滞や事故が確認され ています。

また、市街地整備による都市化に伴い、排水能力が不足している地域があり、近年のゲリラ豪雨等により被害を受けています。

なお、用途地域内で未利用地が多く存在しています。

- ・安全・安心な市街地を形成する必要があります。
- ・市街地の円滑な雨水排水対策をする必要があります。
- ・用途地域内の未利用地を有効活用する必要があります。





指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
街路整備率	道路の整備率です。安全・安心な市街地 整備に取り組んだ結果を表します。	63. 7%	72. 3%

●主な取り組み

(1) 街路及び生活道路の整備

街路及び生活道路の整備を進めることにより、市街地の利便性の向上を図り、利用者の安全と安心を確保します。

(2) 排水路の整備

排水能力が不足している流域の調査や工法の検討を行い、排水路の整備を進めます。

(3) 未利用地の有効活用

土地利用指導要綱、都市計画法に基づき、土地利用事業や開発行為を適正に審査し、良好な環境維持への誘導を図ります。

住宅の耐震化の推進 (5-1-3)

●施策の目的

地震に強いまちづくりを進めることにより、市民が安全・安心に生活できることを目的とします。

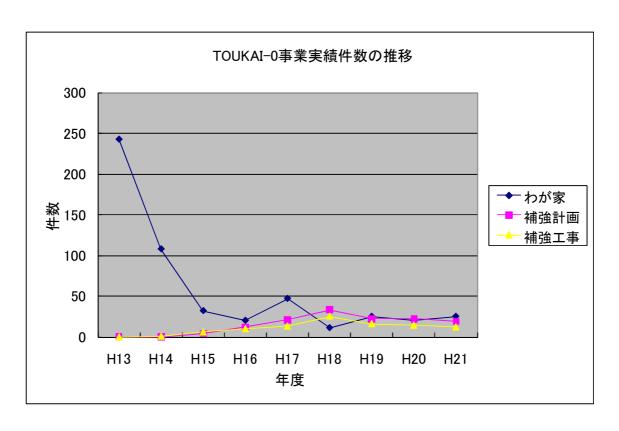
●施策を取り巻く現在の状況

本市では、平成21年8月に、駿河湾を震源とする震度6弱の地震が発生しました。また、駿河湾内に位置する駿河トラフの存在から、以前より大規模な東海地震の発生の可能性が伝えられています。

しかしながら、平成 21 年 8 月に発生した地震後も、住宅の耐震化診断や耐震化工事の増加はみられません。

本市の公共建築物は耐震化が進められていますが、老朽化が進んでいる施設で、耐震化工事が進んでいない施設もあります。

- ・住宅の耐震化を進める必要があります。
- ・公共建築物の耐震化を進める必要があります。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
木造住宅耐震化率	木造住宅における耐震化率です。市民の 地震に対する危機意識が向上した結果を 表します。	69. 6%	90%
I ランク公共建築物数	I ランク公共建築物とは、東海地震に対する耐震性能として、耐震性能が優れている建物および耐震性能が良い建物を指します。公共建築物の耐震化に取り組んだ結果を表します。	164 件	185 件

●主な取り組み

(1) プロジェクト「TOUKAI-0」の推進

静岡県と御前崎市が一体となって、プロジェクト「TOUKAI-0」事業を推進し、昭和 56 年 5 月以前に着工した木造住宅の耐震化に努めます。また、危険なブロック塀等については撤去と安全な生垣等への造り替えを推進します。

定住促進と交通ネットワークの整備 (5-1-4)

●施策の目的

市内外の若い世代が住みたくなる魅力的な環境を整備することで、市に定住することを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市の公共交通のうちバス路線の市内線は、民間事業者がすでに撤退しており、現在は自主運行となっています。本市には鉄道も高速道路もないため、公共交通ネットワークの確保は市民生活に欠かすことができない存在となっています。

また、本市では、豊かな自然環境を活かし、住みやすいまちづくりを進めており、定住促進に向けた支援を行っています。

- ・公共交通の維持が必要です。
- ・定住促進に向けた支援内容の周知が必要です。



自主運行バス

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
市内線自主運行バスの利用者数	市内線自主運行バスの利用者数です。公 共交通の利便性向上に取り組んだ結果を 表します。	55,000 人	70,000 人
定住促進奨励金の申請数	定住促進奨励金の申請状況です。定住促 進奨励金のPRに取り組んだ結果を表し ます。		400 件 (累計)

●主な取り組み

(1) 市内の公共交通網の整備

本市の状況に適合した公共交通のあり方を近隣市や専門家の意見も交えて検討し、市民の利便性を高めるような公共交通の整備をします。

(2) 定住促進奨励金PR

定住促進奨励金制度の市民あるいは市外への周知が十分でなく、制度の認知度が低いため、周知を徹底します。

道路網の整備 (5-2-1)

●施策の目的

広域的な交通ネットワーク及び市道の整備により、市民や事業者が安全・円滑・迅速に通行できることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

陸・海・空の広域交通ネットワークは、御前崎港、東名高速相良牧之原インター、静岡空港の間は、ほぼ整備が完了しつつあります。しかし、景気低迷の影響を受け、国道 150 号の 4 車線化の進捗率が低下しています。また、県道の整備も遅れが出ています。

また、本市でも道路整備計画により道路整備を推進していますが、近年の厳しい財政状況により、整備路線の進捗率は低下しています。このため、市内の道路ネットワークの形成に遅れが出ています。

- ・国、県の整備計画での優先順位の向上が必要です。
- ・市道の計画的・効果的な整備が必要です。



4車線化が待たれる国道 150号

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
市道の整備率	現時点までの整備計画に示された総事業 費に占める割合です。幹線市道整備に取 り組んだ結果を表します。	50%	80%

●主な取り組み

(1) 広域交通ネットワーク整備進捗率向上活動

国・県へ整備促進の要望活動を行い、整備要望路線の国・県の整備計画上の優先順位の向上を図り、早期の整備実現を目指します。

(2) 市道の効果的な整備

市道について、既存の道路整備計画を見直し、整備に要する費用や効果などをもとに、市の現状にとって最も効果的な整備を行います。

道路の適切な維持管理の推進 (5-2-2)

●施策の目的

道路の補修や修繕等適正な維持管理を行い、安全で快適に通行できることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

市内の道路施設の多くは、老朽化や劣化が進み、維持管理費が年々増加しています。 道路の劣化状況等は道路パトロールにより把握していますが、これまでの修繕記録が整備されて おらず、また、劣化状況のデータが不足しており、計画的に対応することが困難になっています。 これまで集落内の道路や水路の日常的な管理は、利用する人たちによって支えられてきましたが、 市民意識の変化により、その管理方法の継続が危惧されています。

- ・計画的な維持修繕の実施が必要です。
- ・市民と行政との協働による維持管理が必要です。



道路パトロールにより舗装損傷箇所発見

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
道路に関する満足度	市民意識調査で、道路の整備、維持管理 について、「満足」または「まぁ満足」と 回答された割合です。道路が計画的に整 備され且つ適切に維持管理され、市民の 満足度が高まった結果を表します。	_	70%
市民との協働による道路管 理実施数	地域における道路の維持管理活動を実施 した件数です。市民の道路愛護の高まり の結果を表します。	33 件	50 件

●主な取り組み

(1) 計画的な維持管理の実施

橋梁については長寿命化修繕計画を策定しており、計画に基づいた修繕を進めます。また、 今後は道路舗装等の長寿命化を目指し、必要な情報の収集を進め、計画的な修繕を実施して いきます。

(2) 市民と協働での維持管理事業の実施

町内会等が実施する道路愛護活動に対し、補助金を交付し、市民の負担軽減と道路愛護精神の啓蒙に努めます。

また、集落内の小規模な道路については、必要に応じて補修資材を支給し、地元施工で維持管理修繕を実施することで、地域との協働による道路管理体制の充実を図っていきます。

土砂災害対策の推進 (5-3-1)

●施策の目的

土砂災害等の自然災害への対策を進めることで、異常気象による集中豪雨等の際にも市民が安心 して生活できることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市では、土砂災害の危険がある地域等を示したハザードマップを作成しています。タウンミーティングの場で、ハザードマップに関する質問は多く、異常気象による集中豪雨や台風、地震等による自然災害に対する市民の防災意識は高まっており、町内会単位で、地域内の自主避難経路の確認、独居高齢者等の把握が行われるなど、共助の取り組みが進んでいます。

また、近年頻繁に起こるようになった集中豪雨により、土砂災害の発生が多くなっています。全 国各地の事例から土砂災害の危険性について、市民の関心は高まっています。しかしながら、災害 に対する対応策の取り組みは、遅れています。

- 計画的な治山事業が必要です。
- ・土砂災害時の避難、伝達手段の確保が必要です。
- ・土砂災害に対する危機意識の高揚が必要です。



上比木地区の急傾斜地崩壊対策工事

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
土砂災害防災訓練の実施数	防災訓練の実施回数です。地域の市民の 防災意識の高まりの結果を表します。	1 件	23 件

●主な取り組み

(1) 計画的な治山施設整備の推進

市民と協働で土砂災害に対する危機意識の高揚を図るため、既に作成された危険区域のハザードマップにより、地域住民に土砂災害の危険性を周知し、積極的に治山施設整備を行います。

(2) 土砂災害警報広報体制の確立

土砂災害危険区域の住民への警報等の広報手段、避難場所への誘導等の手段を確立し、住民の安全な避難を実現します。

(3) 土砂災害対策啓蒙活動

急傾斜崩壊対策については、地元の要望において整備を進めていますが、さらに積極的に 整備を推進できるよう、対象区域の住民の理解を得られるよう努めます。

河川の適切な改修と維持管理の推進 (5-3-2)

●施策の目的

河川を適正に維持管理することにより、異常気象時においても水害の被害を最小限にとどめることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

異常気象による集中豪雨や台風、地震等による自然災害に対する市民の防災意識は高まっています。特に近年頻繁に発生するようになったゲリラ豪雨に対して、河川等排水施設の整備要望が強くなっています。

河川の堤防敷などは、町内会等団体が河川愛護活動により、除草や清掃が活発に行われ、美化活動は市民によって支えられています。また、河川の機能維持については行政が適正、計画的に実施しなくてはなりません。しかし、河川数が多く区域も広大であるため、現状ではすべての河川が適正に維持管理されているとは言えません。

- ・市民と行政の協働による維持管理が必要です
- ・河川の計画的な改修が必要です。



河川維持のため、河川床の掘削をする新野川

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
普通河川の改修率	未改修普通河川の改修の状況です。普通 河川の改修に取り組んだ結果を表しま す。	20%	40%
市民との協働による維持管 理の実施件数	市民との協働による河川の維持管理件数です。河川の愛護活動に対する市民参加 の高まりの結果を表します。	40 件	50 件

●主な取り組み

(1) 河川愛護活動の支援

町内会等団体が実施する河川愛護活動に対し、補助金を交付し、愛護活動の負担軽減と愛護精神の普及に努めます。

(2) 河川の計画的な改修

各々の河川について、流域状況や排水能力を調査して河川台帳を整備します。台帳に基づいて、計画的な改修を実施します。



河川愛護活動により除草された新野川

市民の憩いの場となる公園の維持管理 (5-4-1)

●施策の目的

市民が公園を憩いの場として利用できることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市は、「マリンパーク御前崎」、「御前崎ケープパーク」、「白砂公園」、「あらさわふる里公園」 や「高松緑の森公園」など、市内に27ヵ所の公園を保有し、管理しています。

既存の公園の遊具には木製のものが多く、老朽化が進んでおり危険であるため、修繕等が必要です。また、公園の施設の器物破損や落書き等が多く、利用者のマナーが低下しています。

- ・利用者の安全確保が必要です。
- ・利用者マナーの向上が必要です。
- ・遊具、植栽等の保守管理、光熱費等の経費節減が必要です。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
公園利用に関する満足度	市民意識調査で、「満足」または「まあ満足」と回答された割合です。市民の公園の利用に対する満足度の向上の結果を表します。		80%

●主な取り組み

(1)維持管理体制の充実

遊具の保守点検を徹底するとともに、老朽化した施設の早期修繕や撤去などを進め、利用 者の安全を確保します。

また、安全性や利用者ニーズを踏まえた遊具等の見直しを進めます。

(2) 地域を巻き込んだ公園づくりの推進

地域を巻き込んだ公園づくりを推進することにより、公園を市民に愛着のあるものとし、 施設等を大切に利用しようとする意識の向上を図ります。

(3) 保守管理、光熱費等の経費節減

LEDの採用や保守管理業務委託に関する入札の実施等により、保守管理、光熱費等の経費節減を図ります。また、地域ボランティアの活用やNPOなどへの委託など、公園管理について市民との協働を進めます。

第6章 緑豊かな自然を守り、健やかな暮らしを育むまち(環境)

1. 基本目標の概要

御前崎市の海、砂浜、丘陵、茶園をはじめ、アカウミガメ、ホタルなどの希少な生物が生息する 豊かな自然環境を守り、次世代に受け継ぎます。

地球環境を地域から守る行動として、資源の有効活用を行うとともに、ゴミの排出量をおさえ、 リサイクルを進めるなど資源循環型社会形成に取り組みます。また、二酸化炭素の発生を減少させ るため、浜岡原子力発電所の安全運転管理を徹底させると同時に、御前崎市の特徴を活かした風力、 太陽光発電などの多様な新エネルギーを活用した健やかな暮らしを育むまちづくりに取り組みま す。

2. 市民との協働について

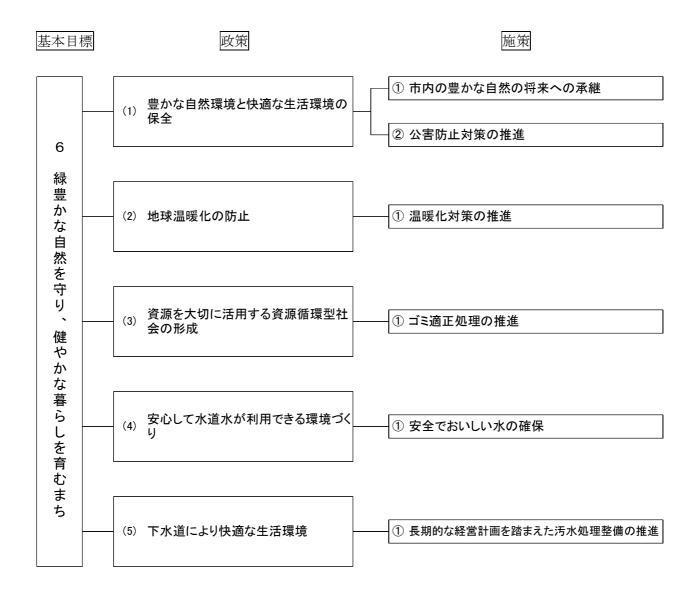
環境問題は、本市に限らず、全国的に重要な問題となっています。市民の一人ひとりが、ゴミの 分別や節電、節水、ポイ捨て防止などの取り組みを積み重ねることで、本市の豊かな自然環境を守 ることができます。

また、市民が率先して環境リーダーとなり、環境の保護活動に努めることで、市民自らが本市の 自然環境を、次世代へとつなげていくことができます。



あらさわふる里公園

3. 施策の体系



市内の豊かな自然の将来への承継 (6-1-1)

●施策の目的

市民の環境保全活動を促すことで、市民が自主的かつ積極的に自然環境の保全に取り組み、豊かな自然を将来に残すことを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

環境基本計画に関するアンケートの結果によれば、約9割以上の市民及び事業者が環境問題に関心があると回答しており、市民等の環境意識が高まっています。このなかで市民の環境に対する満足度では、緑が豊か、空気がきれいといった自然環境についての満足度が高くなっています。また、行政に期待する環境施策としては、海岸浸食や海岸林の松枯れなどが進行している海岸の保全が第1位となるなど、海岸に対する思い入れが強くなっています。

こういった状況のなか、平成19年4月から「環境基本条例」を施行、平成21年度に「環境基本計画」を策定し環境に関する施策を進めているものの、市民・事業者・行政が協働して、自然環境の保全活動に取り組むための体制づくりが遅れています。

- ・市民の自然保護活動の中心となる人材の育成が必要です。
- ・市民に自然保護活動の実施に関する情報を提供する必要があります。



御前埼灯台と海岸線

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
アースキッズへの参加者数	「アースキッズ」は、子どもたちがリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムです。子どもたちの環境に対する意識の高まりの結果を表します。	60 人	110 人
海岸清掃への参加者数	アカウミガメ指定地域への清掃ボランティア参加者数です。市民の環境に対する 意識の高まりの結果を表します。	940 人	1,000人

●主な取り組み

(1) 自然保護活動への参加意識の高揚

美しい海岸線維持のため、漂着ゴミや流木の定期的な除去等を行い、市民等による海岸の美化清掃及び海岸林保全活動の実施を積極的に支援します。

また、自治会などの地域コミュニティにおける、自然保護活動の中心となる「環境リーダー」を育成します。

(2) 自然保護に関する情報の提供

さまざまな媒体を活用して各地区の環境状況や住民苦情等の情報の提供を図ります。また、 市民や事業者の環境に対する理解や関心を深めるために、意識啓発や環境教育の機会の充実 を図ります。

公害防止対策の推進 (6-1-2)

●施策の目的

大気、水質、土壌などの生活環境を良好な状態に保つことで、健康被害を受けず快適に生活できることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市では、悪臭や粉じんなどの公害についての苦情が、平成 17 年度の 23 件から平成 21 年度には 35 件と増加しており、これらに対しての監視や公害発生の防止に向けた事業者への指導等を行っています。

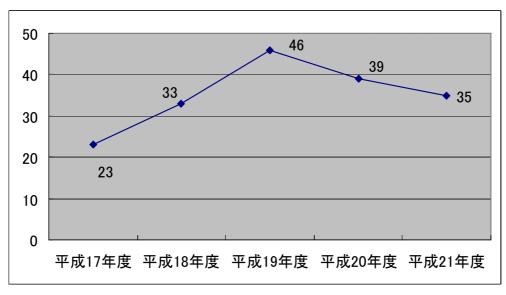
また、人体に有害な化学物質の発生につながる野焼きや簡易な焼却炉の使用も、減少してきているものの依然行われています。

さらに、市民のゴミの散乱への関心が高まっている一方で、空き缶等のポイ捨てや飼い犬のふん 放置は増えており、ポイ捨て防止を呼び掛ける看板の貸出数も増加しています。

●施策の課題

- 事業者の環境への取り組みをさらに進めることが必要です。
- ・市民の環境意識を高めることが必要です。

【公害苦情件数の推移】



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
公害苦情件数	大気汚染、水質汚濁、悪臭、野焼き、騒音、振動などの公害に対する苦情件数です。事業者に対して公害防止を働きかけた結果や市民の環境意識の高まりの結果を表します。	35 件	8件
公害防止協定の締結数	公害防止協定を締結した事業者数です。 事業者の環境意識の高まりの結果を表し ます。	42 件	50 件

●主な取り組み

(1) 事業者の環境活動の支援

事業者に公害防止協定や公害防止協定を進めた環境保全協定の締結を働きかけます。また、臭気・水質等の定期的な環境調査を実施し、公害の未然防止を図ります。

(2) 市民のマナーやモラルの向上

ゴミのポイ捨てや飼い犬のふんの放置等の防止を呼び掛ける看板の貸し出しやポイ捨て等の状況を周知することで、ポイ捨て等に対する市民の関心を高めます。また、「マナー運動モデル」を通して、美化意識の高揚を図るとともに、快適な生活環境を維持するため条例の制定などに取り組みます。

温暖化対策の推進 (6-2-1)

●施策の目的

市民や市内事業者が、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制などに取り組むことにより、地球温暖化の防止の役割を果たすことを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

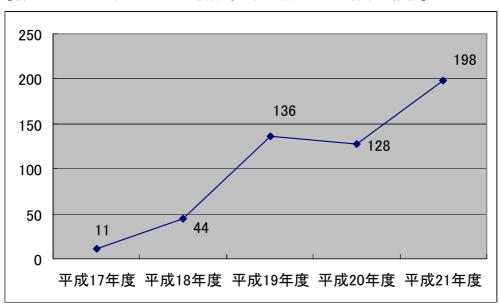
環境基本計画に関するアンケートの結果によれば、市民、事業者とも環境への関心度は「地球温暖化」が最も高くなっており、市民の地球温暖化への関心は高くなっています。

本市は、原子力発電所が立地しており、温室効果ガスの排出による温暖化の抑制に貢献し、大きな役割を果たしています。また、本市は年間を通じ日照時間が長く、風の強い日が多いという特徴があり、太陽光発電や風力発電といった新エネルギーの活用に適した地域性を有しています。特に、太陽光発電については、施設整備に対する補助により、市内の太陽光発電施設の設置数が増加しており、市民の太陽光エネルギーの活用意識が高まっています。しかし、その一方で、省エネルギー化の取り組みや公共施設への新エネルギーの導入は遅れています。

●施策の課題

- ・新エネルギーの導入をさらに推進する必要があります。
- ・省エネルギー化を推進する必要があります。

【新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付件数の推移】



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
温室効果ガス排出量	本市の市有施設からの温室効果ガスの排 出量です。市が省エネルギー化に取り組 んだ結果を表します。	6, 398 t	5, 758 t
太陽光発電システム等の導 入割合	一般家庭への太陽光発電システム等の導 入割合です。市民の温暖化対策への意識 の高まりの結果を表します。	1.9%	6.0%
エコアクション取得の事業 者数	環境対策に取り組む市内事業者数です。 事業者の環境に対する意識の高まりの結 果を表します。	3 社	30 社

●主な取り組み

(1) 新エネルギーの導入促進

市役所庁舎や学校等の公共施設への太陽光発電施設の計画的な導入を図ります。また、個人住宅への太陽光発電システム導入についても引き続き支援します。

(2) 省エネルギー化の推進

広報誌、CATV等を活用し、エコキュートなどの高効率給湯器やエコカーなど省エネルギー機器使用の意義や効果を周知し、省エネルギー化を推進します。

(3) エコアクション 21 の取得

市役所庁舎や学校等の公共施設へ太陽光発電施設の計画的な導入を図り、公用車の購入にあたっては、ハイブリッド車や電気自動車の導入促進を図ります。

また、市役所が1事業所として、率先してエコアクション21を取得し、温暖化防止対策の推進・実施を図ります。

ゴミ適正処理の推進 (6-3-1)

●施策の目的

ゴミが適正に処理され、不法投棄が減少することで、清潔で快適な生活を送ることができます。

●施策を取り巻く現在の状況

本市では、資源循環型社会の実現を目指し、ゴミの8種類での分別回収、生ゴミ処理機の導入に 対する補助金交付やマイバッグ運動の推進によりゴミの減量化を推進しています。

しかし、分別の分かりにくさや不徹底などにより、市民1人1日あたりのゴミの排出量は1,104gと県平均の1,011gを上回っており、さらにゴミの減量化を進める必要があります。

また、不法投棄パトロールの実施や町内会と協力した啓蒙活動など、ゴミの不法投棄の防止を進めていますが、依然として不法投棄が行われ、特に、家電製品や粗大ゴミの不法投棄が増えています。

さらに、排出されたゴミについては、牧之原市と組合を結成し、焼却、最終処分を実施していますが、ゴミ処理施設の建設から 18 年以上が経過し老朽化が進み、また、最終処分場の埋立残容量も少なくなってきています。

●施策の課題

- ・ゴミの分別の徹底が必要です。
- 3 Rに対する意識を高めることが必要です。
- ・ゴミの不法投棄の抑止が必要です。
- ・安定的なゴミ処理が必要です。

【市民1人1日当たりゴミ排出量の推移】



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
市民1人1日当たりゴミ排出量	ゴミ総排出量÷人口÷365 日で算定されます。市民の環境意識の高まりの結果を表します。	1,104 g/人・日	1,067 g/人・日
リサイクル率	ゴミ総排出量の内、再資源化された割合 です。市民の3R活動への理解が進んだ 結果を表します。	28.6%	40.0%
ゴミゼロ運動への参加者数	ゴミゼロ運動への参加者数です。市民の環境意識の高まりの結果を表します。	6,899 人	7,000人

●主な取り組み

(1) ゴミ排出適正化の推進

ホームページや出前講座の開催等により、ゴミの分別方法を周知し、ゴミ分別への意識を高めます。また、町内会との協働により、集積所の整備促進や適正管理を図り、分別しやすい環境を作ります。

(2) リデュース・リユース・リサイクル(3R)の推進

広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、ゴミの発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース)、再資源化 (リサイクル) についての必要性や実践例を周知し、市民の 3R活動の実践を推進します。

(3) 不法投棄対策の充実

監視パトロールの継続や防止ネットの設置箇所の増設など地域と連携した不法投棄防止 対策の充実を図ります。

(4) ゴミ処理体制の整備

ゴミ焼却施設の老朽化及び最終処分場の残容量の減少に対応するため、牧之原市および 牧之原市御前崎市広域施設組合と施設の長寿命化等の対応を検討します。

安全でおいしい水の確保 (6-4-1)

●施策の目的

安全でおいしい水を安定的に確保することを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市の水道は、大井川広域水道(企業団)と榛南水道(県企業局)から安定的に受水していますが、今後の水需要については、改めて予測の見直しを行い、経営健全化に取り組んでいるところです。なお、本市においては他市に比べて比較的安い水道料金となっております。料金徴収についても積極的な取り組みを行っており、ここ3年の収納率は98%前後となっています。

また施設整備については、東海大地震に備えて耐震化工事を進めています。

- ・水道料金の改訂の検討が必要です。
- ・滞納者が固定化しているため効果的な対策が必要です。
- ・管路の耐震化工事を完了させることが必要です。





指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
料金収納率	市が水需要者に対して通知した納付すべき料金に対して実際に収納された額の割合です。収納率の向上は水道事業の健全化に取り組んだ結果を表します。	97. 9%	98. 5%
管路耐震化率	市内管路の総延長に対する耐震管の割合 です。東海地震に備え、耐震化に取り組 んだ結果を表します。	51.0%	57%
水道水が「おいしく飲める」 と回答した人の割合	市民への意識調査により、水道水が「おいしく飲める」と回答した人の割合です。 水道水への安全・安心の認識度を表します。	67. 7%	75%

●主な取り組み

(1) 需要予測に基づく財政計画の作成

的確な水需要予測に基づく合理性のある施設整備計画の作成及び健全な経営を持続する ための適正な料金設定の検討を行います。

(2) 効果的な滞納整理業務

滞納者の管理、電話による催促、火曜ナイト業務¹³、督促状の送付、催告状の送付、停水 執行に取り組みます。

(3) 老朽管の更新

市内の老朽管を撤去し、耐震性のある水道管を布設します。

¹³ 毎週火曜日は、午後 8 時まで市民課、税務課、水道課、下水道課の収納及び各種証明書の発行等の窓口業務を行います。

長期的な経営計画を踏まえた汚水処理整備の推進 (6-5-1)

●施策の目的

美しい川や海の水環境を守るとともに、快適な生活を過ごせることを目的とします。

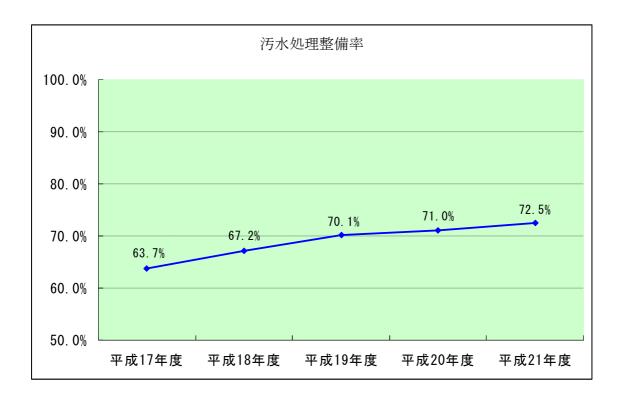
●施策を取り巻く現在の状況

平成 16 年度に生活排水処理計画、汚水適正処理基本構想を策定し、今後は全市的な生活排水処理の考え方に基づいて取り組んでいきます。本市では現在、汚水処理整備率(下水道・農業集落排水・合併浄化槽)が 72.5%となっています。そのうち御前崎地域では 22.6%です。

下水道事業の経営に当たっては、厳しい財政情勢のもと、下水処理施設の運営方法の変更など経営健全化に向けた取り組みを行っています。

また、下水道施設を将来に渡って維持していくために、ライフサイクルコストの縮減などを盛り 込んだ長寿命化計画を平成 22 年度に策定しました。

- ・御前崎地域の下水道整備が必要です。
- ・水処理施設の維持管理コスト削減の検討が必要です。
- ・ライフサイクルコストの把握や長期的な改築更新情報の把握が必要です。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
汚水処理整備率(御前崎地区)	御前崎地区内の汚水処理整備状況を示します。汚水処理整備率は汚水処理施設使用人口/御前崎地区内行政人口で計算されます。汚水処理整備に取り組んだ結果を表します。	22. 6%	23%
下水道処理に関わるコスト	浄化センターの農業集落排水施設の維持 管理費用です。コスト削減努力に取り組 んだ結果を表します。	283 百万円	250 百万円
下水道水洗化率	下水道接続可能地域の接続状況です。 下水道水洗化率は下水道接続人口/下水 道供用開始区域内人口で計算されます。 下水道整備に取り組んだ結果を表しま す。	91.6%	95%

●主な取り組み

(1) 御前崎処理区下水道計画の推進

下水道整備区域と合併浄化槽区域の仕分け及び地元説明会の開催を行います。

(2) 下水道経営の健全化

下水道処理施設の維持管理費等コスト縮減を目指し、池新田・高松浄化センターの維持 管理・運営の民間委託を検討します。

農業集落排水の6箇所の組合委託については、市による直轄管理に見直します。

(3) 下水道施設の良好な維持管理

下水道の有する機能を将来にわたって維持し、管路施設の老朽化等に起因する道路陥没などの事故を未然に防止するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図るため、長寿命化計画を策定しました。これに基づき、下水道施設の予防保全的な管理を行うなど、下水道施設の長寿命化対策を推進します。

被災時の水洗トイレの使用不能や未処理下水の流出等、被災地域の公衆衛生や生活環境等への甚大影響を回避し、下水道が最低限有すべき機能の確保を図るため、下水道施設の耐震化を図る「防災対策」と、計画的な応急復旧対策などにより被災時の社会的影響の最小限化を図る「減災対策」を総合的に推進します。

(4) 汚水処理整備率の向上

下水道接続可能地域及び合併処理浄化槽設置推進区域の水洗化率向上のための整備及び普及を推進します。

第7章 市民協働と自立したまち(行財政)

1. 基本目標の概要

さまざまな分野において市民と行政が、連携して協働のまちづくりに取り組みます。

行財政改革を進め、無駄を省いた効率のよい行政サービスを構築し、安定した行政運営によりバランスの取れた健全なまちづくりを進めます。

また、市民への情報サービスの充実を図るため、市の広報紙やホームページ、CATVなどの活用により行政運営、まちづくりなどに関する情報公開を推進します。

2. 市民との協働について

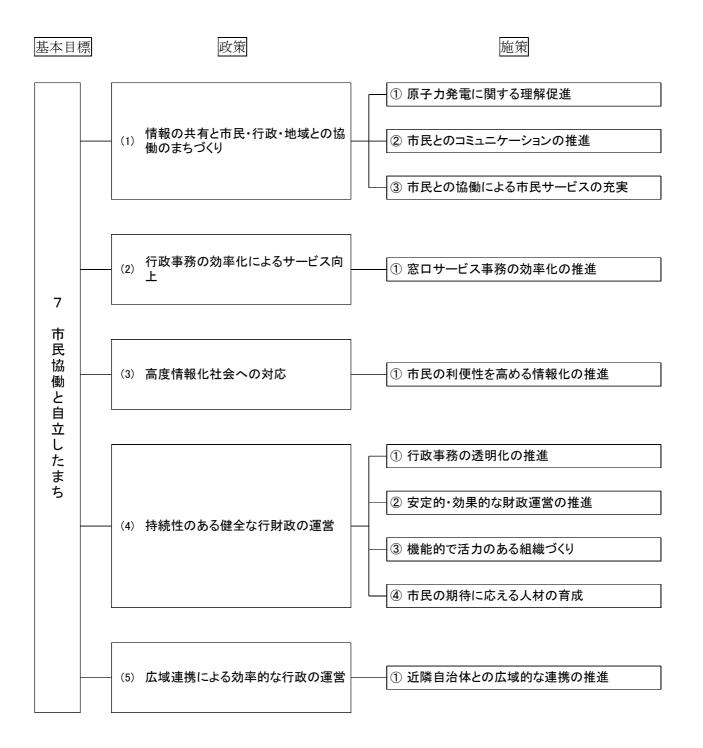
本市のさまざまな取り組みについて、市民により深く理解してもらうことは、市政運営を市民と 行政が協働して取り組む一歩となります。市民の市政に対する意見を、積極的に取り入れた行政運 営を行うことが重要です。

また、広報紙やホームページを見るだけでなく、懇談会や討論会、市民講座等に積極的に参加することも、市政に参加する重要な取り組みです。



行政改革推進委員会の様子

3. 施策の体系



原子力発電に関する理解促進 (7-1-1)

●施策の目的

市民一人ひとりが原子力発電に対する正しい知識を習得することを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市は、中部電力株式会社の浜岡原子力発電所が立地しています。

浜岡原子力発電所の立地から、30年以上が経過しており、若年層を中心に市民の原子力発電に対する認識が低くなっていましたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故を契機に、急速に関心が高まっています。

また、平成20年12月には、浜岡原子力発電所の1号機、2号機を廃止し、新たに6号機を建設するリプレース計画が持ち上がり、市を取り巻く原子力発電の環境に変化が生じています。

国が平成22年6月に策定したエネルギー基本計画では、供給安定性、環境適合性、経済効率性に優れた原子力発電を基幹エネルギーとして積極的に推進することとなっていましたが、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震と津波では福島第一原子力発電所が壊滅的打撃を受け、環境へ放射性物質を大量に放出しました。「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ)を超える広い範囲の住民に対し避難指示が及ぶという、極めて重大な原子力災害へと発展し、国民の原子力発電の安全性に対する不安は一気に高まりました。今後、原子力安全委員会が策定した「原子力施設等の防災対策について」(防災指針)の見直しは必至で、本市でも防災計画の見直しを迫られ、さらに国のエネルギー政策全体を見直す動きもみられることから原子力発電の位置づけを注視していく必要があります。

また、福島第一原子力発電所の事故の詳細が解明されるにつれて原子力発電所の安全対策も必要事項が追加され、安全設計審査指針や耐震設計審査指針が改訂されることは確実であります。

さらに 5 月 14 日には、「一層の安心のために」という国の要請を受け、浜岡原子力発電所の全ての原子炉が運転を停止しました。津波に対する中長期対策が完了し、原子力安全・保安院の評価、確認を得るまでの 2~3 年の停止期間となる見込みです。

- ・原子力発電に関する知識を普及する必要があります。
- ・若年層へのエネルギー教育の必要があります。
- ・原子力防災意識の維持を図る必要があります。

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
小学生原子力関連施設見学 会への参加人数	小学生の原子力関連施設の見学人数で す。若年層へのエネルギー教育に取り組 んだ結果を表します。	23 人	50 人
エネルギー出前講座の開催 数	小学校への出前講座の開催回数です。若 年層へのエネルギー教育の取り組んだ結 果を表します。	_	5 回
市民への情報発信件数	広報誌や CATV などで、原子力発電に関する情報発信を実施した件数です。市民に対して原子力発電所に関する情報の発信に取り組んだ結果を表します。	広報紙 12 回 CATV21 回	広報紙 12 回 CATV33 回

●主な取り組み

(1) 浜岡原子力発電所に関する安心情報の発信

原子力発電の理解促進には徹底した情報公開が必要であることから、原子力災害に至らない事象に対しても、きめ細やかな情報収集を行い、迅速かつ正確な情報の発信に努めるとともに、市民が「安全」・「安心」を実感できる的確な情報発信体制の整備を進めます。

また、福島第一原子力発電所の原子力災害に至る経緯とその対策を市民へ周知し、浜岡原子力発電所の安全・安心対策の状況は正確に発信します。

(2) 原子力発電に関する正しい知識の普及

広報紙やホームページ、CATV等を積極的に活用して情報を提供します。また、広報用のパンフレットや広報用品の作成・配布を通じて、原子力発電に関する理解を促進します。 さらに、必要に応じて、市内の各種団体とともに市内外の原子力施設の視察を行うなど、原子力発電に関する知識の収集に努めます。

(3) エネルギー出前講座

小学校・中学校へのエネルギーに関する出前講座の実施を通して、若年層が環境やエネル ギーについて学ぶことができる体制を整えます。

特に、原子力発電所の立地市として、原子力発電の特性やエネルギー全般における必要性・安全対策について正しく理解できるよう情報を発信します。



国主催の原子力講座



小学生原子力施設見学会

市民とのコミュニケーションの推進 (7-1-2)

●施策の目的

市民にさまざまな情報を提供することで、市民が市と情報を共有し、御前崎市について関心を持つことを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市では、市民の要望に応じ、市内の各所で市政懇談会を開催しています。市政懇談会への参加者はほとんどが高齢者で、また男性が8割を占めているなど、参加者のバランスが取れていません。 さらに、寄せられた市民の声が市政に反映されていないとの意見があります。

また、海岸清掃や植樹道路美化、荒廃農地対策などに取り組む団体が増えています。頑張っている団体や個人を広報紙で応援しようと取り上げ、同時に「タウン紙化」によって若い世代にも手にとってもらえる広報紙づくりに力を注いでいますが、若者のまちづくりへの関心は高まっていません。

- ・市民の声を市政に反映する必要があります。
- ・市政懇話会への多様な参加者の確保が必要です。
- ・市民が取り組んでいる内容をさらに周知していく必要があります。



市政懇談会「御前崎市タウンミーティング」



「広報おまえざき」は、まちの元気応援マガジン

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
市政懇談会の満足度	市政懇談会の参加者の満足度です。市政 懇談会の充実に取り組んだ結果が表れま す。	82.8%	83. 0%
広報紙に対する満足度	広報御前崎に対する市民の満足度です。 広報紙を通じて市の情報発信に努めた結 果が表れます。	_	80%
広報紙等で取り上げた団体 数	広報紙で活動を取り上げた個人・団体数です。市民活動の発信に取り組んだ結果を表します。	88 件	100 件

●主な取り組み

(1) 市民の声を取り入れた施策の推進

寄せられた市民の意見を市政に反映させることができるよう、庁内での伝達や実施の体制を強化します。「市民の声は行政に届く、意見は現実となる」との実例を市民に公開することで、市民の行政への関心を高めます。

(2) 多様な市民の意見の把握

40 歳未満の若者や中学生、小学生などとの懇談会や討論で、市民の行政への理解を深め、 多様な意見を把握します。また、子育て世代の女性や母親から行政へ期待する意見を取り込 み、市政へ活かします。

(3)情報の積極的な提供

海岸清掃や荒廃農地の再生など「まちをよくしよう」という活動などの取り組みを取材するとともに、地域や団体の活動などで、若者の参加やアイディアも取り上げます。若者のまちづくりへの参加の事例を広報紙で周知するとともに、マスメディアも活用し、情報を発信します。

市民との協働による市民サービスの充実(7-1-3)

●施策の目的

市民や事業者、行政等がパートナーとして役割を分担し、市民参加の仕組みづくりや制度づくりを進めることで、市民が主体的にまちづくりに参加することを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

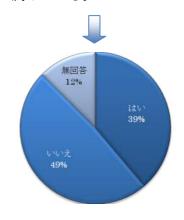
近年、協働意識の高まりにより、「協働」の必要性については広く認識されています。しかし、 地域や市民生活の課題解決など、市民と行政等とが積極的に協働に取り組む例は少なく、とくに市 民活動団体やNPO法人等への協働に関する情報が少ないこともあり、運営や資金面等で行政によ る後押しを必要としています。

また、市職員の協働に関する認識は高まっていますが、日々の仕事の中で協働を進めていこうと の意識には至っていません。

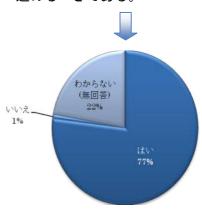
●施策の課題

- ・協働を支援する仕組みづくりが必要です。
- ・市民への協働に関する情報提供が必要です。
- ・職員の協働への理解を高めることが必要です。

◆ 市内の地域活動グループに 属している。



◆ 市役所と協力して共にまちづくりを 進めるべきである。



《タウンミーティングのアンケート結果より》

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
市民協働の提案件数	市民の協働に対する意識の割合です。市 民の協働意識の高まりの結果を表しま す。	_	3件
市民の参加者数	市民協働を推進するため市民や活動団体 の意識向上を図る講座の参加者数です。 市民の協働意識の高まりの結果を表しま す。		300 人
市民協働の実施回数	市民等と行政との協働を実践した回数で す。市民等と行政との協働意識の高まり の結果を表します。	_	20 回

●主な取り組み

(1) 市民活動団体等の支援

市民活動団体等から協働の提案を募集し、提案内容に応じた補助制度を設けることで協働のきっかけ作りを支援します。

(2) 市民等への情報提供の充実

市民講座等を開催し、協働の考え方などの基本的な部分について市民の理解を高めます。また、具体的な協働事例の紹介を行い、協働の進め方を解説します。

(3)職員の理解の促進

職員研修等の場を活用し、市民協働に関する意識、知識を高め、協働を推進します。

窓口サービス事務の効率化の推進 (7-2-1)

●施策の目的

市民が、正確かつ迅速な窓口サービスを受けられることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市は、利用者に対するサービスの充実のため、フロアマネージャーの配置や電子申請・届出システムの構築を進めてきました。また、利用時間の拡大の観点から、火曜日に午後8時までの夜間窓口を開設しています。さらに、平成23年度からは一般的な窓口手続きを市役所1階フロアで一元的に行うことができる体制を整え、さらなるサービスの向上に努めていきます。

支所については、その位置づけについて明確な方向性を出していく必要があります。

- ・ワンストップサービスの推進の必要があります。
- ・窓口サービスの効率化の必要があります。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成27年度目標値
窓口サービスに満足してい る市民の割合	窓口サービスに関する市民意識を示す割合です。市民の窓口サービスに対する満足度が向上した結果を表します。	_	80%

●主な取り組み

(1) ワンストップサービスの推進

一般的な窓口手続きについては、市役所1階フロアで一元的に行えるよう体制を整備するとともに、各課の連携を密にして、親切丁寧な市民サービスを図ります。また、専門知識を必要とする手続きについては、各課に連絡をとるなどして、ワンストップサービスを推進いたします。

(2) 窓口サービス業務の民間委託推進

窓口サービス業務の民間委託推進により、民間企業との協働を推進し、その専門知識や技術・経験を生かしたサービス水準の向上や経費の削減を図ります。

市民の利便性を高める情報化の推進 (7-3-1)

●施策の目的

高度情報化施策を着実に実行することで、市民が知りたい情報を知りたい時に入手できることを 目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

情報化施策の推進により、電子申請手続きが可能となるなど、市民の利便性を高めるための基盤の整備は完了しています。しかし、電子化された手続きの内容や申請者の本人確認のために公的個人認証等が必要であることから、手続きの利用は進んでいません。

平成23年7月から、地上デジタル放送への移行が実施されました。本市では、平成20・21年度にCATV施設デジタル化工事を行いました。CATVの引込がされている世帯については、地上デジタル放送への対策を完了しましたが、加入者世帯の宅内機器、局舎内のセンター機器、伝送路等の定期的な設備の更新とこれに伴う多額の費用が必要となります。

一方、現在のCATV施設においては、大容量・高速度なブロードバンドサービスに十分対応できていません。また、加入者数の伸び悩みや行政情報を提供する市民チャンネルの視聴率が向上しないなど、CATVの利用も進んでいません。

さらに、庁内の行政システムについて、システムの老朽化が進む一方、統合化が進んでいないため、維持管理コストの増加が問題となっています。

●施策の課題

- ・電子申請等について、市民の利用を拡大する必要があります。
- ・CATVを有効活用する必要があります。
- ・市が有する行政システムの適正運用の必要があります。

CATV加入世帯数·加入率

区 分	世帯数	加入世帯数	加入率
浜岡地区	8, 006	5, 323	66. 5%
御前崎地区	3, 252	2, 665	81.9%
合 計	11, 258	7, 988	71.0%

※平成22年3月末日現在

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
電子申請のメニュー件数	市民が電子申請を行うことができる件数 です。電子申請の利便性向上に取り組ん だ結果を表します。	5 件	30 件
最適化による経費削減額 (累計)	システムの最適化による経費の削減額で す。システム最適化による経費の削減に 取り組んだ結果を表します。	585 百万円 /5 年	450 百万円 /5 年
CATVの加入率	市民のCATVの利用度です。市民のCATVの利用度が向上した結果を表します。	71%	80%

●主な取り組み

(1) 電子申請等の利便性の向上

電子申請の対象となる事務の範囲を拡大し、申請者の本人確認手続き(公的個人認証の利用)の見直し等により、市民にとって魅力のあるシステムとし利用を高めます。

(2) CATVの利用の拡大

耐用年数を経過するCATV施設の更新に伴い、高速・大容量通信のブロードバンドに対応できる光ファイバ化を進めるとともに、施設・設備機器の更新に伴う将来的な負担を軽減します。また、ブロードバンド化への対応を活かし、市民チャンネルなどCATV番組を充実させ、CATVの利用を拡大します。

さらに、災害時や緊急時には、音声告知放送やデータ放送を使い、安全・安心情報を含めた必要な情報を適切に提供します。

(3) 庁内行政システムの最適化

庁内の業務改革、業務の標準化等を推進し、庁内の行政システムの最適化や維持管理コストの削減を図ります。また、クラウド導入等の電子自治体化を進めます。

行政事務の透明化の推進 (7-4-1)

●施策の目的

本市の仕事の内容、実施状況、評価の結果、改善方法などの行政情報が積極的に情報公開され、市民への説明責任が十分果たされることにより、市民の行政活動への参画意識が高まることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

本市は、平成 21 年度から「業務作戦書」による行政評価を導入し、事業の洗い出し、評価、改善を行い、その業務の目的を達成するための手段(事業)を組み立ててきました。

また、情報公開については、情報化社会の進展や市民の行政への参画意識の高まりにより、情報公開や情報開示の件数が年々増加傾向にあり、「御前崎市情報公開条例」や「御前崎市個人情報の保護に関する条例」に基づき、行政情報の公開を行っています。

●施策の課題

- ・行政情報を積極的に提供するという意識の向上が必要です。
- ・計画⇒実行⇒評価⇒改善というマネジメントサイクルの構築が必要です。

公文書の公開状況

年 度	請求件数	開示	一部開示	不開示
平成 16 年度	3 件	2件	0 件	1件
平成 17 年度	2 件	2件	0 件	0 件
平成 18 年度	1 件	1 件	0 件	0 件
平成 19 年度	2件	2件	0 件	0 件
平成 20 年度	8 件	8 件	0 件	0 件
平成 21 年度	24 件	21 件	0 件	3 件

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度 目標値
情報開示の請求件数	情報開示の請求件数です。積極的な情報 公開により、市民の行政情報に対する関 心が高まった結果を表します。	24 件	50 件
総合計画の施策指標の達成 割合	総合計画の基本目標を実現させるための 施策指標の達成度です。総合計画の達成 に向けて取り組んだ結果を表します。	_	70%

●主な取り組み

(1) 行政情報の積極的な公開

重要事業の意思決定過程、各種審議会等の会議内容など行政内部の情報について公開を原則とし、積極的に開示していきます。また、市民への説明責任を果たすため、情報公開制度の充実やパブリックコメント制度の導入に取り組みます。

(2) 行政評価制度の充実

行政評価は、行政の現状を把握し、行政課題を発見するためのツールです。この行政評価をわかりやすく市民に公開するため、職員への説明会やヘルプデスクなどを開催し、行政評価制度の充実を図ります。また、評価の客観性を確保するため、市民視点からの外部評価制度の導入を検討します。

安定的・効果的な財政運営の推進 (7-4-2)

●施策の目的

市民が将来にわたって安定的な行政サービスを受けられることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

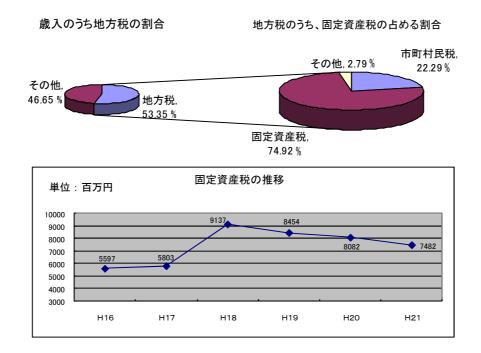
平成 21 年度普通会計決算では、人件費、扶助費など義務的経費が全体の 23.4%を占め、補助費等、物件費及び維持補修費など経常的経費は 39.8%に上るなど、投資的経費を除いた経費の占める割合は 77.5%となっています。特に、人件費、物件費及び補助費等の行政コストは、近隣市あるいは類似団体と比較しても高い水準にあります。

また、歳入の 53.3%が市税で占められ、このうち、約 75%が固定資産税で構成されており、その大部分は浜岡原子力発電所からの税収となっています。今後は、大規模償却資産の償却による固定資産税の減少や人口減少による市民税の減少など税収構造の変化が予想されています。また公共施設の老朽化による維持補修費の増加、高齢化率が高まることによる扶助費の増加など財政負担が高まることが予想されます。

そのため、事務事業の見直しや経費節減の徹底による歳出の適正化を図るなど財政コスト削減に 向けて取り組んでいます。また、平成20年度決算の市税の収納率は96.21%でしたが、リーマンショックの影響等もあり平成21年度決算では95.33%と悪化しています。

●施策の課題

- ・総合計画と財政計画との整合性を図り、計画的な財政運営に努める必要があります。
- ・事務執行にかかる経費の削減を積極的に取り組む必要があります。
- ・税収の減少や今後増える費用負担への対応策を検討する必要があります。
- ・前例踏襲の仕事の進め方を見直すとともに、職員の改善意識を高めていく必要があります。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度 目標値
経常収支比率	経常一般財源の総額に対する経常経費に 充当された一般財源の割合です。財政の 弾力性(自由度)の状態を示します。	78.7%	85%以下
市民一人当たり物件費	市民一人当たりの物件費にかかるコスト です。経費の削減に取り組んだ結果を表 します。	73, 443 円	66,000円
未利用地等の売却率	売却可能な土地のうち、今後処分していく割合です。処分面積/売却可能土地で求められます。未利用地等の売却に取り組んだ結果を表します。	-	20%
市税の徴収率	市税調定額に対する収入額の割合です。 収納率の向上は財政の健全化や税負担の 公平化につながります。	95. 3%	98. 5%
補助金総額	補助対象団体の見直しによる補助金の削減額です。前例踏襲に縛られず、事業の廃止、縮小などに取り組んだ結果を表します。	17 億円	12 億円

●主な取り組み

(1) 中長期財政計画による財政運営

今後予想される危機的な財政状況を踏まえ、硬直した財政構造の抜本的な改善を図るため、 総合計画との整合性を図った新たな財政健全化計画を策定します。

(2) 徹底した内部管理経費等の削減

人件費や経常的事務経費のため、定員適正化計画に基づいた職員数削減や事務執行に係る 経費の削減に取り組みます。

(3) 新たな財源の確保

保育料や公営住宅使用料等の使用料・手数料の適正化及び公金徴収一元化等による徴収率の向上に取り組むとともに、市有財産の売却や有料広告事業に取り組み、新たな収入源の創出・確保を図ります。

(4) 市税・公課等の徴収率の向上

滞納者に対しては、滞納の状況などを見極め、給与・土地・車両などを含めた財産調査、 差し押さえなどの滞納処分を推進・強化しながら収納率の向上を図り、併せて税負担の公平 性も保っていきます。

(5)事務事業の見直し

予算の選択と集中により、重要性及び緊急度の低い事業を整理するとともに、補助金・交付金については、目的、効果、必要性、公平性、補助対象団体の活動実態等の観点から抜本的に見直しを行い、必要性や効果の薄れたものについては、廃止、縮小、統合、終期の設定等を行います。

機能的で活力のある組織づくり (7-4-3)

●施策の目的

市民にわかりやすく、機能的で活力ある組織をつくります。

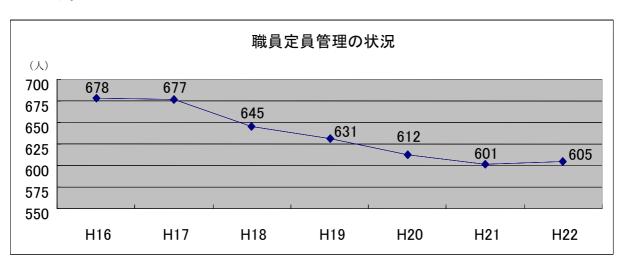
●施策を取り巻く現在の状況

平成 21 年度より導入した「業務作戦書」は、134の目的別による「業務作戦書」となり、それぞれの作戦書による業務の目的が明確になりました。これより、目的が重複または類似する業務が明確となり、現在の事業別の組織体系から目的指向に合わせた組織の見直しを行っています。また、定員管理については、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を推進計画とした御前崎市定員適正化計画に基づき、職員数を 72 人削減するなど、定員の適正管理に努めてきました。

職員の業務の専門性が高くなり、業務が細分化され、他の職員とコミュニュケーションをとる機会が減っています。

●施策の課題

- ・目的が同一であるにも関わらず、課が異なるなど分かりにくい組織体制であるため、業務目的 に応じた新たな組織体制の構築が必要です。
- ・目的に応じて横断的に取り組む機能的な組織づくりが必要です。
- ・職員同士で自由活発な意見を述べることができる職場環境づくりが必要です。
- ・現行の職員数を増員することなく、組織の仕組みを見直し、簡素で機能的な組織づくりが必要です。



指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
職場環境が良いと考える職 員の割合	自己申告書における職員の満足度です。 職員にとって自由活発な意見を述べることができる職場環境になったと感じる結果を表します。	60. 3%	70%
定員管理進捗率	平成17年の市職員677人に対する増減率です。財政の健全化や組織再編に取り組んだ結果を表します。	▲10.6% (平成17年対 比▲72人)	▲11.4% (平成17年対 比▲77人)

●主な取り組み

(1)目的指向型組織の構築

新たな行政課題やますます高度化、多様化する市民ニーズを見極め、市民サービスの向上を図るには、絶えず組織機構の見直しを行い、組織力の強化を図りながら、柔軟な組織機構に再編していきます。そのためには、従来の縦割り型組織にとらわれず、多様な市民ニーズに対応できるよう、目的指向型組織への転換を進めます。

(2) 重点プロジェクト推進体制の整備

単独の課だけでは対応しきれない主要課題については、重点プロジェクトとして取り組む こととします。また、プロジェクトの推進体制を明確にし、進行状況を公表するとともに、 必要に応じて関係部署及び市民の意見を取り入れながら施策の展開を図ります。

(3)議論が活発に行われる職場環境づくり

いきいきとした組織にするためには、情報や意識を共有し、職場内で議論を活発にできる 環境づくりが必要です。職員間で議論が活発に行われ、新たな発想や事務の見直しにつなげ るため、職場における業務内容や課題について話し合う場を設け、職場内のコミュニケーションづくりに取り組みます。

(4) 定員管理の適正化

厳しい財政状況の中、今後の行政需要の動向を踏まえ、事務事業や組織機構と整合させながら定員適正化計画を策定し、職員の削減に取り組みます。また、専門的な知識や技術、資格、経験を有する業務については、費用対効果を勘案し、任期付職員や再任用職員の活用を図ります。

市民の期待に応える人材の育成 (7-4-4)

●施策の目的

行政ニーズに的確に対応し、市民の期待と信頼に応えられる職員がいます。

●施策を取り巻く現在の状況

職員研修は、職員個人の能力の向上を図る最も有効な手段です。そこで、研修体系を構築し、職員一人ひとりの可能性や能力の向上に向けて、予算を確保しながら、研修を組織的・効率的に進めていきました。また、平成19年度より従来の年功序列的昇任制度から、試験制度による昇任制度への転換を図り、若手職員や女性職員の管理職への登用や県や近隣市との人事交流を実施し、職員の意識改革、意欲の向上に努めてきました。

●施策の課題

- ・業務に対して積極的、的確に対応できる職員を増やす必要があります。
- ・人事交流を積極的に実施する必要があります。
- ・人事評価を適切に行う必要があります。
- ・信頼される職員の育成を目指し、職員倫理制度を新たに整備する必要があります。

御前崎市人材育成基本方針体系図

目

「人が主役、市が元気」な御前崎市の実現

- 市民と行政のパートナーシップ~協力関係によるまちづくりの実践
- 社会環境の変化への的確な対応

標

○ 職員の資質向上と、個々の能力を最大限に発揮できる組織づくり



めざすが

「人間性豊かな職員」

「元気・やる気のある職員」

「能力を伸ばす職員」

「プロ意識のある職員」



具体的取組み

視点1 人を育てる職場環境

視点2 行政のプロとしての自覚

視点3 職員研修の充実

視点4 適正な人事管理

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度 目標値
研修により職員の資質が向 上した割合	研修が自らにとって有意義なものと感じ 自己の能力・知識・技能が向上したと感 じる職員の割合を表します。	75%	80%
人事交流により職員の資質 が向上した割合	人事交流が自らにとって有意義なものと 感じ、自己の能力・知識・技能が向上し たと感じる職員の割合を表します。	100%	100%
人事評価制度により職員の 資質が向上した割合	職員にとって人事評価が適切に反映され、人材育成につながったと感じる職員 の割合を表します。	_	60%
市役所の仕事に満足してい る市民の割合	全体として市役所の取り組みに対し、満 足していると感じる市民の割合を表しま す。	Ι	50%

●主な取り組み

(1) 職員研修の充実・多様化

多様化・高度化する市民ニーズやさまざまな行政課題に的確に対応できる積極的に学ぶ職員を育成するため、職員研修体系を構築し、研修のより一層の充実に取り組みます。

(2) 職員人事交流の実施

地域主権による権限移譲など、基礎自治体への権限が増えるなか、県や周辺市では公務に 関する業務を学ぶとともに、民間企業では、民間的な経営能力を習得することにより、各種 政策へ能動的に取り組むことのできる職員を育てます。

(3) 人事考課制度の充実

職員が持つ多様な能力・資質・適正を公正に評価し、より一層職員の意欲や能力を発揮できるよう人事評価制度の運用に取り組みます。

(4) コンプライアンスの遵守・徹底

組織の使命と社会的責任を自覚するとともに、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めるため、コンプライアンスの遵守及び徹底に取り組みます。

近隣自治体との広域的な連携の推進 (7-5-1)

●施策の目的

近隣の市町と連携することにより、利便性の向上など、市民が充実したサービスが受けられることを目的とします。

●施策を取り巻く現在の状況

市町村合併に伴い、市町の地域が広がり、従来は広域で検討していたことが1市で解決する等の変化により、これまで設けられていた広域市町村圏協議会が平成22年1月31日をもって解散しました。

合併により新市間の区域が広範になったことから、消防の広域化や公共交通、病院など、近隣市間ではこれまでよりも広域にわたる連携が必要になっています。しかし、広域的な連携に関する調査や計画立案を行う場がありません。

●施策の課題

・広域的な問題を検討する場の確保が必要です。

指標名	指標の説明	平成 21 年度 現状値	平成 27 年度目標値
広域的な検討課題の数	広域的な検討を行っている課題の数で す。近隣市との広域的な連携に取り組ん だ結果を表します。	0 件	3件

●主な取り組み

(1) 広域的な課題の検討

市町村合併により市域が拡大したことに伴い、これまで以上に広域的な枠組みの中で連携が必要になっています。このため、庁内及び近隣市町との間で、広域的な課題を検討する場の設置を進めます。